

早稲田大学審査学位論文  
博士（人間科学）

中山間地域における集落営農法人の諸形態と地域営農再  
編

Various Forms of the Community-based Farming  
Corporations and Reorganization of Regional Farming in  
Japan's Less-favored Areas

2017年1月

早稲田大学大学院 人間科学研究科  
吳 熊  
WU, Yuan

研究指導教員： 柏 雅之 教授

## 目次

序章 本論文の課題と構成	3
第1節 分析の課題と視座	3
第2節 各章の構成	5
第1章 集落営農の展開	8
第1節 集落営農の展開過程	8
第2節 集落営農に関する研究動向	12
第3節 集落営農の類型・定義と本論文の位置づけ	15
第4節 中山間地域における担い手問題	17
第2章 大規模個別経営を軸とした集落営農法人の形成	19
第1節 (株) A農場の法人化と経営展開	20
1.1 地元集落の概要と法人化の経緯	20
1.2 A農場の経営展開	22
1.3 A農場の経営状況	25
第2節 (株) ライスファームBの法人化と経営展開	27
2.1 抱点集落と地元集落の概要	28
2.2 法人の経営展開	30
2.3 法人の経営状況	31
第3節 「基礎連携型」集落営農法人の成立条件	36
第3章 「ヨコとタテの組織化」による地域営農再編の意義と限界	41
第1節 個別経営と集落営農法人との部分的融合—「ヨコの組織化」—	42
1.1 地区の概要と集落営農法人の分布状況	42
1.2 集落レベルの諸生産要素の調整・再配分	45
第2節 地域内の諸主体の連携強化—「タテの組織化」—	48
2.1 複数の法人と大規模個別経営による(株) OA農産の結成	48
2.2 集落を超える諸生産要素の調整・再配分	49
第3節 諸生産要素再配分の効果	51
3.1 各法人の経営収支からみる効果	51

3.2 機械コストの低減効果	51
3.3 「集落農業所得」にみる効果	53
第4節 意義と限界	55
 第4章 「旧村一体型」集落営農法人の成立条件と限界	57
第1節 課題設定	57
第2節 事例分析	58
2.1 地区の概要	58
2.2 水田資源に係わる協業組織	59
第3節 集落営農法人（農）Uの設立と経営状況	64
第4節 成立条件と限界	73
 第5章 借り手市場条件下における広域レベルを担う集落営農法人の成立条件と意義	
.....	77
第1節 集落営農法人の大規模化に関する問題点	77
第2節 「超広域型」集落営農法人の経営展開	78
2.1 法人化と農地集積状況	78
2.2 法人の経営内容	81
2.3 法人の経営状況	87
2.4 農地集積のプロセス	88
第3節 地区内の営農再編	89
第4節 「超広域型」集落営農法人の成立条件と意義	92
 第6章 集落営農法人による村落機能維持	94
第1節 集落営農法人と集落機能維持	94
第2節 自治組織と自治組織の農村振興部から発展した集落営農法人	95
第3節 集落営農法人（農）ファーム・Qの設立と経営内容	97
第4節 法人の経営収支状況と持続性	103
第5節 新たな「生活結合型」集落営農法人の社会的役割と成立条件	106
 終章 過疎・高齢化に対応する集落営農法人の展開方向と地域諸主体間関係の構築	113
参考文献	123
初出一覧	129

## 序章　本論文の課題と構成

本論文は、中山間地域における集落営農法人の諸形態に注目し、各々の成立条件と課題を明らかにすることによって、集落営農法人を中心とする地域資源管理の主体間関係のあり様を模索する研究である。農業経営管理論の視点から集落営農法人の形成と経営展開、及び経営体としての持続性を分析し、集落・旧村等の地域的特徴を踏まえ、集落営農法人の形成及び経営展開を支える地域資源管理に係わる主体間関係を解明する。

### 第1節　分析の課題と視座

地域資源とは何か。永田恵十郎氏（1988）はエンゲルスの『自然弁証法』の観点から人間と自然の関係（人間の自然制御活動）を考察した。氏は人間と自然の関係を媒介するものを資源（地域資源）とし、地域資源の特徴に関して3つの側面から語った。すなわち、①その地域だけに存在する資源が地域資源で、地域資源の非移転性であること、②地域的に存在する資源相互間に有機的連鎖性があること、③非市場的性格を持つことである。

永田氏の地域資源の捉え方について、七戸長生氏（1988）は、以下のように解説した。「通常、地域資源といえばその土地に賦存している天然資源や鉱物資源をイメージしがちであるが、より広くはその地域内に広がっている農用地や、森林や、河川（水）までも包括的に捉えることが多い。」と一般的な地域資源に関する理解を語った。他方、永田氏（1988）の捉え方は「地域内に存在するもろもろの資源の間に存在する連鎖的なつながり（いわば地域的な自然生態系）を重視する。それだけではなくて、そこでの農林業を中心とする資源利用の営みが、地域資源の維持・存続に役立ち、ひいてはそれが国民経済的な公的機能の向上につながるという、いわば人と自然をめぐる網の目のようつながりの総体」である。且つ、「地域の人々が永年にわたって作りあげてきた、その独自の資源利用のための「生活の知恵」も、その知恵を具体化させるための人々の組織的な活動のエネルギーや、活動のルールのあり方さえも、かけがえのない地域資源ということになる」と七戸氏が述べた。

以上を踏まえ、地域に賦存する自然的資源、人的資源、そして人的資源によ

る形成された生活秩序、慣行、農用地利用をはじめとする生産体制の形成に関する社会的資本などが地域資源に含まれていると理解できる。地域資源に関して、ほかにもたくさんの定義や分類があるが、本論文では、地域資源という概念を狭く限定し、すなわち、水田農業生産に直接的、間接的に係わる資源を対象とする。地域資源と水田農業生産の関係について、集落・旧村等の地域的範囲に賦存する資源の量と質は、水田農業生産を制約する側面がある。他方、水田農業生産のあり方によって地域資源に変化を与え、再編を求める側面もある。

本論文はなぜ中山間地域の水田農業地帯に注目するか。日本農業の基幹は水田農業である。中山間地域が日本国土の7割を占める。中山間地域の農業は日本農業の4割（耕地面積、農家数、農業粗生産額等）を貢献している（農林水産省より）。水田農業は、伝統的農村文化の伝承、洪水・土砂崩壊防止、水源かん養、景観形成維持、食料安全保障などの多面的な機能を生み出している。特に多くの水田資源が賦存する中山間地域において、水田農業生産と村落社会の維持は緊密に連結している。にもかかわらず、1990年代以降、過疎・高齢化が急速に進行するという共通の時代背景の下、水田資源管理と村落機能維持の担い手不在化問題が特に顕在化し、対処策が求められている。

なぜ集落営農法人なのか。今日の集落営農は1970年代から展開してきた生産組織、営農集団というような協業組織と異なり、経営体として位置づけられている。経営体としての集落営農法人は水田農業をはじめとする中山間地域を如何に担っていくのか。特に、人口規模縮小による集落レベルでの対応が限界に達し、広域レベル（セミマクロレベル）での対応が求められるなかで、広域レベルを担う集落営農法人は如何に形成され、経営を展開するか。以上は問題感心であり、課題でもある。

広域レベルでの対応が必要とされる現状のなかで、本論文の分析に用いられる事例は、従来から集落営農展開の先進地である中国地域（広島県）と北陸地域（石川県）の広域的集落営農法人である。集落営農法人の形成と経営展開には、地域諸主体と連携関係の構築が求められる。

集落営農法人の形態は、地域資源の賦存状況に左右される。そのため、事例地である集落、旧村の地域性を浮き彫る必要性がでてきた。またその地域性に基づく集落営農法人の形成と経営展開の諸条件を解明する際、諸主体間の関係が現れてくる。経営体としての集落営農法人の持続性に関して、経営分析を通して経営体質を検討する必要性がある。集落営農法人は、社会貢献的な性格を

持ちながら、経営体として健全経営を維持しなければならない。各法人の経営分析を行うことは、法人としての持続性、強いては主体間関係の持続性を検討する際、欠かせない手続きである。以上の分析の流れに基づいて、今日の中山間地域における集落営農法人のあり方、及びその形成と経営展開に包摂されている地域諸主体間関係の構築を検討し、諸形態の限界をめぐり、その隘路を脱却する今後の新たな可能性を示唆する。

## 第2節 各章の構成

本論文の構成は以下のようである。

第1章では、中山間地域農業の担い手である集落営農に関する展開過程と既往研究の再検討を行う。集落営農に関する研究の蓄積が豊富であるものの、以下の論点の解明は手薄である。

第1は、個別経営と集団との関係の解明である。従来から両者間の確執が問題視されてきたが、両者間での互恵関係の萌芽的形成も見られた。第2は不可逆的な過疎・高齢化の進行とともになう集落機能脆弱化への対応形態である。現状としては、集落の人的資源での対応がもはや限界に達し、旧村あるいは平成合併以前の市町村単位という広域（セミマクロ）レベルでの対応が求められる傾向にある。本論文は広域レベルで展開する集落営農法人を対象にし、以上2点の解明を通して、中山間地域を担う集落営農法人の展開方向を再検討する。

第2章から第6章までは事例分析である。第2章と第3章では個別経営と集団との連携の態様を解明する。第2章では大規模個別経営と集落との結合による「基礎連携型」、第3章では大規模個別経営と集落営農のヨコの組織化による「部分融合型」及びさらに進化したタテの組織化が見られる。第2章と第3章の2形態の存立前提是大規模個別経営が中心的な役割を果たすことである。この前提のない地域における集落営農法人の展開は、第4章の「旧村一体型」、第5章の「超広域型」である。第6章では、新たな「生活結合型」として、自治組織と連携しながら旧村地域を担う集落営農法人を取り上げる。

第2章は、大規模個別経営は集落と土地との結合によって「基礎連携型」集落営農法人に転換した事例である。「基礎連携型」とは、大規模個別経営が法人化の拠点となる集落と農地利用調整に関する協定を締結し、法人化の基盤が形

成されるが、法人の経営展開には農地利用調整以外に集落に協力を求めない形態である。事例は広島県三次市の中山間地域の2法人（株）A 農場と（株）ライスファームBである。2法人は法人化を図った際、集落との結合方式が違う。大規模個別経営と結合した拠点集落は、地元集落か、他集落かによって経営展開の方向が相違し、諸主体間関係の構築方向も異なる。

第3章は、個と集団の連携関係に基づいた集落営農の組織再編に関する分析である。事例は広島県山県郡旧OA町にある4法人と3大規模個別経営である。まず、大規模個別経営と集落との「ヨコの組織化」による「部分融合型」集落営農法人の形成と経営展開がある。これをベースとして、平成大合併以前の旧町にある複数の集落営農法人と大規模個別経営は「タテの組織化」を図り、広域的調整機能を持つ上部組織を設立した。「タテの組織化」と「ヨコの組織化」による大規模個別経営と法人の間に連携関係の強化等は第3章で述べられる。

第2章と第3章の形態形成の前提条件は、集落、あるいは広域レベルに大規模個別経営が存立すること、且つその大規模個別経営が集落営農法人を担う使命感と経営能力を持つことである。過疎・高齢化進行中の中山間地域において、新たな大規模個別経営の創出が困難であることはこの形態の意義を一般化する時の限界といえる。また、地域に大規模個別経営が存在する場合、集落営農法人と連携する意欲が必ずしもあるというわけでもない。

第4章は、主たる従事者の確保ができず、旧村レベルを担わなければならぬ「旧村一体型」集落営農法人の形態である。事例は広島県東広島市KN町の中山間地域に位置する（農）Uである。「旧村一体型」とは、旧村レベルの水田農業・水田資源管理を1法人が担わざるをえない状況のなかで、法人の形成と経営展開のために旧村単位の協力体制が求められる形態である。地域に大規模個別経営1戸が存在するが、法人の構成員として法人に加入したことに止まる。過疎・高齢化が進行するなかで、地域全体の協力体制が如何に構築されたかについて第4章で解明される。

第5章では、第4章より広域的レベルを担う「超広域型」集落営農法人の展開である。「超広域型」とは、地理的に旧村より広い地域において水田農業の面的集積の担い手として位置づけられ、旧村（広域）単位の支援体制を求める形態である。過疎・高齢化の北陸地域において、地域有志（元農協職員等）による2つの旧村を担う100ha級の大規模集落営農法人（有限会社L）ができる。急激な過疎化の進行による農地の借り手市場化が進むなかで、法人の規模

拡大と経営安定化を支えた旧村レベルの連携体制及び地域営農再編について、第5章で検討される。

第6章は、地域（旧村）の自治組織と連携する集落営農法人の形態である。事例は広島県東広島市KN町の中山間地域に位置する（農）ファーム・Qである。過疎・高齢化、平成大合併によって村落が崩壊に瀕していた。危機から立ち直れた旧村レベルでの対応は、この章で検討される。本論文は、この形態を新たな「生活結合型」集落営農法人として位置づける。

終章は過疎・高齢化に対応する集落営農法人の形態別の成立条件を整理し、集落営農法人の展開方向と地域諸主体間関係（地域営農システム）の構築に関する検討である。

今日の集落営農法人は、経営体として、政策転換や米価下落等外部環境の瞬息万変、及び地域農業生産に係わる資源の変容という内部環境の変化に直面している。水稻作を経営の柱とする中山間地域の集落営農法人には、取り巻く内外環境の変化に対応できる自律的な発展形態が求められている。

# 第1章 集落営農の展開

## 第1節 集落営農の展開過程

集落営農は1960年代以降の農業構造変動にともない、成長してきたものである。「集団的生産組織」、「地域農業集団」、「営農集団」など多様な呼称があったなかで、1989年以降、政策的に「集落営農」として導かれた。次に、1960年代以降、集落営農の歴史的展開を再検討する。

農業基本法成立（1961年）以降、日本農政は「家族経営の発展と自立経営の育成」、「協業の助長」という二つの道を用意してきた（田代 2011）。家族経営（個）は日本農業の本来の姿だとすれば、協業は補完的存在（集団）として扱われた。1960年代からの高度経済成長による農家の兼業化及び農業人口の流出による農業労働力不足に対応するため、農業構造政策（1967年）の基本方針において、「集団的生産組織」が政策用語として登場した。「集団的生産組織」は脆弱化する家族経営を支える補完的な協業的組織として有効であると思われた。

1970年代に中型機械化体系が確立された。その普及は、逆に農外への労働力の流出を促進し、農民層分解に拍車をかけた。他方、協業化による機械の共同利用の形態も現れ、自力で機械導入できない兼業農家の営農継続に貢献した。協業化によって、兼業農家が家産としての農地を手放さなかつたことは、個別経営が規模拡大できない要因の一つであった。

1970年代の協業に関して、「集団営農」という説があった。小倉武一氏（1976）は「集団営農」に関して、「共同化の程度に応じて、部分的、個別的集団営農、全面的また総合的集団営農、そして最後に統合的集団営農」に区分し、全面的・総合的集団営農と統合的・共同的経営を合わせると、「集約的集団営農」という発展段階も示した。そして、農業の協業化が進行した要因について、氏は以下のように指摘した。「この集団営農の著しい増大の要因は、広範な小規模の個別経営の存在と労働力の非農業部門への移動による家族協業の崩壊にある。そして、その背景に農業の資本装備の急速な近代化・巨大化がある」（小倉 1976）。すなわち、本来、家族内部で完結した農業生産過程が、集落（ムラ）の人々による生産過程の協同化に変容したことである。その結果として、農政に期待された「小企業農」（梶井 1973）や「資本型上層農」（伊藤 1973）の形成は進まなかつた。零細な稻作を家業として営む小規模（兼業）農家が存続する

構造は依然として変わらなかった。なお、1970年までの集落レベルの協業化に関して、ムラの論理（平等主義と相互扶助）による農業構造の高度化、「ムラ的農企業」というような捉え方もあった（綿谷 1979）。

1970年代の集団的土地利用に関して、小池恒男氏（1983）は「集落農業（論）」という概念を提起した。氏は「集落を単位として成立している集団営農のすべてを集落農業」と定義した。そして、「集落農業」の実態に関して、形成単位が集落とされ、「集団営農が単一の内容で形成されている場合もあれば、これが複数の内容によって形成されている場合、さらにまれなケースとしてその集団営農が集落農場制というような協業経営の形をとった経営体に至るケースも想定される」というふうに解説された。ここで集落単位は複数集落も含まれたが、当時の生産力によって「一つの集団に必要な緊密性の維持可能な範囲というものを重視する観点」から、隣接する2、3集落に限定された。そして、実態解説の中に、「集落農場制」という性格を持つ経営体の形成の可能性までも言及された。これに対して、田代洋一氏（2006）は「…遅くとも 1970 年代半なかば頃から「集落営農」の問題意識が醸成されていた」と語った。呼び方がいろいろある中で、今日的な経営体としての集落営農の発想が早くとも 1980 年代に既に提起された。

一方、自治体農政から協業の組織化を推進しはじめたのもこの頃である。1972年から1978年までに、秋田県は先駆的に「集落農場化事業」を推進した。次に中国地方において、島根県は、1975年から1988年まで「島根農業振興対策事業」（いわゆる、新島根方式）において、集落を単位とした農業振興を推進した<sup>注1)</sup>。また、広島県が1978年から地域農政関連事業を展開しはじめた。以上のように、県行政主導の地域（集落）における協業組織、農業集団の組織化を促進する動きが多くかった。この時期の集落営農の本質について、「平等主義に彩られた高地代・低賃金型の地主組合的な「ぐるみ組織」というように指摘された（柏 2002）。

1983年に「地域農政推進対策事業実施要綱」の改正にともない、「地域農業集団育成事業」が創設された。同年、広島県が同事業を推進した。同事業の推進の効果について、地縁的農業集団を農用地などの利用調整の「場」として、専業農家の経営規模拡大や部分的協業の生産組織の育成を促進させたというふうに評価された（板橋 2009）。地縁的農業集団の農用地利用調整機能による集落（地域内）における土地利用の流動化が見られた。地縁的農業集団の調整機能

は、今日的な集落営農（特定農業法人・特定農業団体）の農地利用調整にも活かされている。それに関する詳細の経緯は次の段落にある。

集落営農は行政用語として『農業白書』に登場したのは1989年のことで、「集落営農を行う生産組織の育成を図る」とされた。その後、1992年の新しい食料・農業・農村政策の方向（新政策）において、「農業組織経営体」が待望の経営体の一つとして位置づけられ、「組織経営体の育成」ならびに経営体体质の強化を図るため、「法人化の推進」が農業政策の重要な課題として位置づけられた。「組織経営体」は農家以外の農業事業体及び農業サービス事業のことである（農林水産省より）。零細農業構造の中で、強い担い手としての個別経営の育成が進展しなかった背景の下に、「集落」の調整機能<sup>注2)</sup>を活かした集落営農による農地流動化や農地利用合理化に関する機能が農政には期待された。

1999年の食料・農業・農村基本法において、集落営農は「農業生産基盤の整備」、「農業経営規模の拡大」、「農業経営基盤の強化」を促進する農業生産の担い手として重視された。さらに2003年の米政策改革基本要綱において、集落営農（集団）と個別経営（個）が協調することは言及された。いわば、集落営農と個別経営が規模拡大する際、相互に阻害しないような協調関係を構築していくことは政策的にも望ましい。

1980年代から2000年代初頭にかけて、集落営農が地域農政の推進を背景としながら、集落の実情に基づいて自らの発展を遂げてきたことは、「農業者自らによる農業生産、農地、農村を守るために組織化」と評価された（高橋2012）。また、安藤光義氏（2008）は1993年～2003年という期間を集落営農の政策化過程において「集落営農形成期」とし、「この時期の集落営農の形成は農村の現場のニーズに基づくもの」という共通的特徴を示した。要するに、この段階の集落営農の取組みは、地域農政の誘因があったものの、自律的な展開であった。

2000年半ば以降、食料・農業・農村基本法等に基づいて集落営農の組織化が進行し、任意組織から特定農業団体への移行、農業生産法人（特定農業法人）への法人化が政策的に求められた。法人化推進の背景としては、2001年の農地法改正である<sup>注3)</sup>。株式会社という法人形態も農業生産法人として認可された。地権者である組合員の一人一票という平等原則に基づく出資が要求される農事組合法人の出資形態と異なり、株式会社の場合は、地権者の出資が義務ではなく、地域の事情により選択可能である。法改正によって、大規模個別経営には1戸1法人や、集落営農法人へ転換するというような法人化の選択肢が用意され

た。

2006 年に成立した担い手経営安定新法に基づく品目横断的経営安定対策を背景に、集落営農の設立数が急増しはじめた。同対策において、施策対象となつた集落営農について、農用地の利用集積目標や、経理の一元化、法人化の計画、面積<sup>注4)</sup> 等の要件が設定された。その結果として、農林水産省の「集落営農実態調査」(2005~2010 年) からみると、東北、九州、関東・東山において集落営農の設立数が顕著に増加した。このような動きに対して、補助金獲得のための有名無実の「施策対応型」<sup>注5)</sup> の存在もあると指摘された。「施策対応型」は、面積要件を満たすために形成された形態で、1970 年代、1980 年代から協業化を図った集落営農の展開と異なる存在である。

他方、従来の集落営農先進地域である中国、北陸地域において集落営農数も増加しつつある。中国地方では、2010 年の時点で、集落営農数が 1,771 組織となり、2005 年の 1,585 組織よりわずか 186 組織しか増加しなかった。北陸地方では、2005 年の 1,912 組織より 2010 年までに 177 組織しか増加せず、2,089 組織となった。<sup>注6)</sup> 一方、法人化数について、全国農業地域別にみると、北陸では 600 法人があり最も多く、続いて中国地方 421 法人の順となっていた。2005 年の法人化数と比較してみると、北陸地域では 379 法人、中国地域では 262 法人が増加した。すなわち、北陸地域と中国地域において、任意組織と法人を含む集落営農数が顕著に増加しなかつたが、法人化数が多く増加した。その理由は、任意組織の新設が少なく、既存の任意組織から法人に移行するのが多かつたということである。以上の展開に基づいて、本論文は、全国的に集落営農法人数が上位となる北陸地域と中国地域から事例を抽出した。

2010 年以降、全国的な傾向として、集落営農数が再び緩やかに増加し続ける。経営所得安定対策の見直しによって、2015 年から一律の規模（面積）要件が廃止され、意欲のある農業者が参加できるような政策に転換された。同対策の見直しによって、2014 年から米の直接支払交付金（定額部分）が減額され、単価が 15,000 円／10a から 7,500 円／10a までに削減されたにもかかわらず、さらに 2018 年から廃止となる<sup>注7)</sup>。稲作（主食用米）の生産規模が大きいほど、交付金の削減・廃止による損失も大きい。本論文の事例から以下のようないきがみられる。2014 年の全国的米価下落、及び上述の交付金の半額化に対応するため、集落営農法人が地権者に支払う地代を減額する動きはでてきた。米価の下落、及び政策の先行き不透明で、集落営農法人の経営体質がさらに問われる。

## 第2節 集落営農に関する研究動向

前述の集落営農の展開過程にみると、1990年代以降、「集落営農」が政策的に水田農業の担い手として位置づけられてきたということはわかる。農政に推進された背景は、1990年代以降、過疎・高齢化による農業労働力の脆弱化問題が深刻化することである。特に中山間地域において、集落や旧村に賦存する少数の主たる従事者や集落営農に農地を担っていくという社会的要請があった。担い手不足の問題に対応するため、集落営農が必要とされるという現実的救済措置としての急迫性が現れた。本論文の研究対象「集落営農」は、このような共通の特徴を持つものである。すなわち、過疎・高齢化進行中の中山間地域において、担い手不足問題が発生している状況の中で、危機対応のために集落営農が形成され、集落、旧村等地域の水田をはじめとする地域資源管理を担わざるをえないことである。一方、1970年代から1990年までの集落営農は兼業農家間における機械の共同利用、農用地の利用調整、転作の効率化に関する協業化という特徴があった。その時代において、米価が制度的に維持され、協業による省力化が目的とされ、手間暇をかけずに農業と農村が維持できたことは人的資源にある程度の余裕があったからである。

このような流れのなかで、集落営農に関する既往研究は、農村社会学、農業経済学、農業経営学の視座等からの分析が多く蓄積されてきた。なお、本論文は、農業経営学の視点から水田農業生産に焦点を置く分析である。当該分野における既存研究の到達点と課題について、高橋明広氏（2002）の帰納した成果がある。それを参考にしながら、論点を再整理する。

1980年代において、集団的土地利用が議論の焦点とされ、転作強化という制度的背景の下に、集団に土地利用調整機能が求められ、農地の合理的利用及び地域農業マネジメントに関する議論が多かった。代表されるのは、永田恵十郎氏（1982）、高橋正郎氏（1983）、樋口昭則氏（1983）、佐藤了氏（1984）、小池恒男氏（1986）である。

次に、組織化に焦点が置かれ、地域農業の組織化、重層的営農集団というような論点が挙げられる。代表されるのは、小池恒男氏（1983）、梶井功氏（1986）、和田照男氏（1988）である。また、組織の形成と再編の視点からは、高橋信正氏（1977）、増淵隆一氏等（1983）、高橋正郎氏（1987）、和田照男氏（1988）等の研究がある。

経営管理の視点から、地域営農集団の類型に関して、倉本器征氏（1988）氏は東北地域を事例に水田作営農集団と共同経営の類型化を行い、6類型にしたが、「集団営農や共同経営では、家族経営とは異なる経営管理の領域が拡大し、多様な経営管理問題が発生する」という集団内部の矛盾を指摘した。生産組織の経営管理機能に関して、伊藤忠雄氏（1991）は北陸地域（新潟県）を対象としたアンケート調査に基づいて分析を行い、「生産組織の経営管理機能は組織構成員規模や参加範囲などよりも、組織形態によって最も鮮明に差異が明らかとなった」という結論を示した。それに加えて、生産組織の経営管理機能を一般化することが困難になる理由は、事例各々の個別・特殊性があることだと氏は指摘した。経営管理の高度化に関して、木村伸夫氏（1995）の研究がある。以上のように、営農集団と生産組織を対象とした分析が混在した状態が続いていた。

協業における構成員の意識と行動という視点からは、主に合意形成（伊藤 1992）、構成員間の利害関係（佐藤 1985）、合意形成コストと組織運営コスト（石田等 1987）、組織運営コスト（高橋 1990）、構成員の意識構造（関野 1990）、人間関係による組織活動の効率化（安藤 1991）が挙げられる。

兼業農家主体で構成された営農集団に関する研究蓄積は、協業集団としての限界（平野 1987）、営農集団の生産と社会的機能を含む集団コスト（高橋 1989）、大型機械の導入による機械の共同利用の効果（高橋 1990）等がある。

また、個と集団の軋轢も早くとも 1980 年代に指摘された。集落ぐるみの営農展開は、作業受託を通して規模拡大する「個」（個別経営）との間に、競合関係が発生する（ 笹倉 1984）。また、集団と個の関係について、地域において、特定の農家や集団が各自に借地や作業受託を通して発展していく場合、集団が担い手とされた個を抑制するにもかかわらず、地域において土地利用調整の秩序形成にもマイナス影響がある（梅本 1991）。また、兼業農家主体の集落営農は、機械の共同利用等によるコストダウンや転作対応において一定の経済的成果を達成したが、その内在的メカニズムが担い手育成の面を抑制する（梅本 1992）。いずれも、個と集団の確執が指摘されたことに止まる。こうしたなかで、集落営農内部の矛盾を解消する方策として、構成員間の合意形成と利害調整の枠組が提起された（伊藤 1992）。しかし、地域における集落営農と外部との矛盾を緩和することは言及されなかった。

以上の論点から、集落営農の発展方向をムラの論理から脱出させていく傾向

にある。他方、集落営農は経営的において大規模個別経営と比較すれば優位性がないものの、地域社会的には多くの意義を持つことである（平塚 1992）。さらに、ムラ社会と結合し、生活結合型の営農集団も提起された（永田 1993、安藤 1996）。生活結合型という論理の詳細は第 6 章に述べられる。

1990 年代半ば以降、集落営農に関する研究は一旦沈静化した中で、高橋明広氏（1996）は兼業・高齢化地域を対象とした集落営農の内部における組織再編に注目し、集落営農組織間連携によって「自己充足的組織単位として」成り立つという組織間連携の効果を示した。

他方、個と集団の連携も見られた。1990 年代に大規模個別経営と集落営農との間に、機械の共同利用とのような任意的連携が構築された（高橋 1992）。こうした連携関係は、両者間の「共存共栄」であると位置付けられた（柏 1997）。また、個と集団の連携構築について、「農村の高齢単一世帯化進行などの力関係下において、こうした相互依存的関係の形成が集団側から模索されざるをえなくなった側面もありうる」というように示唆された（柏 2002）。いわば、集落営農から地域の大規模個別経営・自立農家に協力を要請することは示された。

2000 年以降、兼業農家が主体となる集落営農に関しては以下の議論がある。兼業農家を重視すべき重層的組織化に関する議論（高橋 2003）、また兼業農家主体の集落営農の展開に関して、主たる従事者の確保困難（桂 2006）、園芸作物展開による事業の多角化（棚田 2007）、特定農業団体になっても法人への移行が困難であること（高橋他 2012）等である。

地域資源管理という視点からの分析は、以下の 2 点が挙げられる。資源管理型農場制農業は地権者、担い手、調整組織、行政という 4 者間のパートナーシップの構築によって形成される（矢口 2001）。そして、1980 年代の協業組織の限界に着目し、組織の登場とその崩壊過程を分析した研究（長濱 2003）がある。組織の崩壊について、高地代低労賃型の協業組織の参加者としての自作農家の「高齢化等により労働提供ができなくなった段階、つまり農家が農地の所有者としての意味しかもたなくなってしまった段階で、その崩壊への道をたどることとなつた」というふうに示された。この 2 点は経営体である集落営農の経営展開に示唆を与える。

農業構造変動に注目にした分析は、以下のようである。農林業センサス統計に基づいた集落の存続に関する分析（橋詰 2004、梅本 2005）、地域の多様性からみる集落営農の取組みの多様性及び地域社会の再編（安藤 2008）、壮年労働

力の賦存状況による集落営農の多様性（金子 2006）等である。

地域農政を絡みながら集落営農の組織化の特徴を分析したのは、広島県の集落型農業生産法人（小林 2007）・集落農場型農業生産法人（小林等 2007）、島根県の取組み（谷口 2006）、島根県の集落営農法人の収益配分方式と経営分析の指標（竹山 2007）等が挙げられる。地域農政と集落の関係に関する議論（大隈 2002、小田切 2005）がある。

集落営農の広域化・大規模化に関する議論は、2000 年中頃からはじまった。集落営農の合併による規模の経済の実現（安藤 2008）、集落営農の合併の方式に関する議論（高橋他 2007、高橋他 2010、高橋他 2012、高橋 2014）、広域化・大規模化集落営農による省力化と収益性向上（宮武 2007）、兼業農家から少数の担い手への営農体制の移行による省力化と担い手の確保（加古等 2007）、集落営農法人間の連携による機械稼働率向上（谷口 2008）、転作対応による集落営農間の広域連携（今井 2013）、集落営農のネットワーク組織化による機械の共同利用（秋葉 2014）等の側面からの分析があった。

以上は 2000 年以降の集落営農の組織再編や、経営管理を中心とした研究蓄積である。他方、集落機能（社会）維持の観点からの分析は、以下のようなである。「農を中心とした地域総合的事業を営む地域共同経営体づくり」（北川 2004）、法人化後の事業多角化による雇用創出が定住を促進すること（伊庭 2007）、島根県の地域貢献型集落営農法人に対する評価（竹山 2010）等。

### 第 3 節 集落営農の類型・定義と本論文の位置づけ

1990 年代以降、集落営農の類型化に関する研究蓄積も豊富である。

立地地域の特徴による分類は、以下のようである。農業地域類型別による分類（小林 1990）、立地と農家の類別による分類（高橋 2003）、社会的と経済的の環境の相違によって、集落農場型組織は「北陸タイプ」と「中国山地タイプ」に類型化された（楠本 2002）。兼業化進行中の「北陸タイプ」は、兼業農家の農業機械に対する過剰投資が稻作の生産コストを高め赤字構造へ導くという特徴がある。対策として集落農場化が求められたことである。他方、「中国山地タイプ」は、急傾斜・耕地狭小、過疎・高齢化による個々の農家で営農継続困難になった構造の中で、「地域の生活基盤である農地を守り、なんとか定住条件を維持するために、集落農場化が推進されている」という方向性が示された。

組織の経営形態、構成と運営による分類は以下の通りである。

新山陽子氏（1990）は 7 類型（①団地内個別経営型、②団地内一部共同作業型、③集落ぐるみ部門営農型、④作業受託型、⑤農地貸借型、⑥作業受託・農地貸借混合型、⑦地権者集団・耕作者集団契約型）を示した。津田涉氏（1993）は農業地域別の稻作生産組織の量的分布を検討し、家族経営と稻作生産組織の関係性、稻作生産組織をめぐる集団的土地利用（集団転作）の地域性を帰納した。

営農システムの構築過程において組織運営の方式に関して、「機械作業受託方式」、「集落協業経営方式」、「中核農家規模拡大方式」という 3 方式で分類された（吉岡 2002）。また、集落営農の展開方向に基づいて、組織の自立性を重視するのが「地域社会型企業経営」、そうではないのが「農地管理型集落営農」という 2 類型が示された（酒井 2003）。

上述の類型以外に、ぐるみ型（集落ぐるみ）、全戸参加型（集落農家の大半以上が構成員として参加する）、担い手型（少数の主たる従事者・個別経営が担う類型）、広島県行政による農場型（地域ぐるみ型 小林 1990）、担い手中心型（板橋 2009）、島根県行政による作業受託型、共同出役型、地域貢献型（竹山 2010）（今井 2013）、中央農研（2007）による集落営農補完型 2 種類<sup>注8)</sup> と集落営農代替型<sup>注9)</sup> 3 種類計 5 種類等がある。集落営農に関する分類の方法は多岐にわたる。

以上の研究動向から、多様な集落営農の存立・展開状況が確認できるが、以下の論点に関する解明は手薄である。第 1 は、個別経営と集団との関係の解明である。1980 年代から両者間の確執が問題視されてきたが、1990 年代には両者間の任意的連携も見られた。それ以降の発展に関する議論は不十分なままである。第 2 は、不可逆的な過疎・高齢化の進行にともなう集落機能脆弱化への対応形態の解明である。1990 年代以降、中山間地域における過疎・高齢化が著しく進行し、現状としては、集落の人的資源での対応が限界を迎え、旧村あるいは平成合併以前の市町村単位という広域（セミマクロ）レベルでの対応が求められる傾向にある。上述 2 点を解明するため、本論文は、広域レベルで展開している集落営農法人を分析対象とした。

本論文での集落営農、集落営農法人に関する定義は農林水産省の定義に基づくものである。農林水産省による集落営農の定義は、以下の通りである。「集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化

に関する合意の下に実施される営農」とされている。具体的な取組みは①集落で機械の共同所有・共同利用、②集落で機械の共同所有、特定オペレータ組織が利用すること、③集落の農地を一農場にして営農一括管理運営、④地域の意欲ある担い手に農地集積、作業受委託、集落ぐるみで営農計画を実施すること、⑤集落営農に参加する農家の共同出役、⑥集落内の土地利用調整（団地化等）を包含する。

農林水産省による「集落営農法人」の定義は、以下のようである。集落営農法人は「経営主体としての実態を有する集落営農組織」である。基本的には特定農業団体（基盤強化法第23条第4項）の要件を備えた組織で、①農作業を受託する組織（5年後に地域の農地の3分の2以上を受託することを目標とされる）、②規約の作成（代表者、構成員の加入・脱退、総会の決議事項・方法、農用地・機械等利用及び管理に関する規約）、③一元的な経理を行うこと（構成員全員で費用を共同負担し、共同出荷・販売、利益を配分する）、④中心となる者の目標農業所得額が法人化後一定以上の額（市町村の基本構想による目標農業所得額）を満たす計画、⑤法人化計画の時点で、主たる従事者となる候補者が確保されること、農業所得額の水準に達すること（将来的の経営規模等で判断可能）、⑥農業生産法人化計画を有すること、という6つの条件を満たすフォーマル組織のことである。

#### 第4節 中山間地域における担い手問題

本論文の研究対象は北陸地域と中国地域の中山間地域に位置する集落営農法人である。中山間地域の担い手について、集落営農以外に、直接耕作型の市町村農業公社（第3セクター）もかつて期待された。「最後の農地の受け皿」として、1980年代末から急速に増加してきたなかで、経営赤字体质と「第2役場」的特徴によって限界が生じたことに関して、「集落に視座を戻して集団営農の再生・創出による「第3セクター」との地域分担的担い手システム構築に隘路打開の道をもとめざるをえなくなりつつある」という展開方向が示唆された（柏2002）。こうしたなかで、公社による集落営農創出に関する検討も行われた。

また、1990年代から、地元の集落などにおいて自力で組織を作ることができない場合、地域に影響力を持つ農協が出資するJA出資型農業生産法人<sup>注9)</sup>も存在している。出資状況によって、経営権は農協に把握される場合が多い。ある

いは、農協依存型という特徴を持っている。2000年以降も増加し続けているが、集落営農法人には及ばない。

こうしたなかで、1970年代から展開されてきた協業的な性格を持つ古い組織が没落していくなかで、経営体として登場してきた集落営農法人は各々の限界を迎えつつも、中山間地域を担っていかざるをえない状況にある。

## 注

- 注 1) 島根県の公式ホームページ「しまね集落営農の歩み」より。
- 注 2) 集落の調整機能について、(小林 1993) を参照。
- 注 3) 農地法改正に関して田代洋一氏 (2006: 31 頁) に整理された内容は以下のようである。「農業生産法人の抜本的な要件緩和、すなわち法人要件（株式譲渡を取締役の承認制とした株式会社）、事業要件（関連産業を含む農業が売上高の過半であれば可）、構成員要件（法人との継続的取引関係にある個人・法人）、役員要件（農作業従事者は過半の過半すなわち四分の一以上）」と緩和された。
- 注 4) 品目横断的経営安定対策の支援対象は意欲と能力のある担い手に限定された。集落営農組織の場合、基本的に 20ha 以上と要求される。ただし、条件不利な中山間地域や複合経営等には経営規模の特例がある。農林水産省「品目横断的経営安定対策」資料より抜粋。
- 注 5) 「施策対応型」集落営農に関して、高橋明広「第 9 章 米政策改革に対応した集落営農の形成と再編」、関野幸二・梅本雅・平野信之編著 (2009)『制度改革下における水田農業の展開と課題』、181 頁を参照。
- 注 6) 農林水産省集落営農実態調査 (2010) より抜粋。
- 注 7) 農林水産省経営所得安定対策の見直し資料より抜粋。
- 注 8) 集落営農補完型は共同所有・出役型、オペレータ出役型を含む。集落代替型は協業型、担い手委託型、調整型を含む。中央農業総合研究センター (2007) より。
- 注 9) JA 出資型農業生産法人について、谷口・李 (2006) を参照。

## 第2章 大規模個別経営を軸とした集落営農法人の形成

本章では、個と集落の連携関係に基づく「基礎連携型」集落営農法人の形成、経営展開を分析し、法人の成立条件と諸主体間関係を検討する。序章にも述べられたように、「基礎連携型」とは、大規模個別経営が法人化の拠点となる集落と農地利用調整に関する協定を締結し、法人化の基盤が形成されるが、法人の経営展開には農地利用調整以外に集落に協力を求めない形態である。すなわち、大規模個別経営は、集落との合意による農用地利用改善団体<sup>注1)</sup>を設立し、特定農業法人<sup>注2)</sup>へ転換し、集落営農法人となることである。法人は、水田農業生産の過程において、農地利用調整以外に拠点集落に協力を求めないことである。

第1章で示されたように、1980年代から個と集団の確執が指摘された。他方、1990年代初頭に、中国の中山間地域における大規模個別経営の形成にともない、集団との任意的連携が見られた（高橋 1992）。

広島県の集落営農は県農政による強力な推進が見られる。実態として、集落内部の農家が行動しないかぎり、組織化を推進することは困難である。すなわち、集落営農法人の設立に関して、県農政の推進だけではなく、集落内部の合力が必要とされる。集落内部の動きによる法人化について、過疎・高齢化の中山間地域において、「集落内の農家が自ら集落営農法人化を図ることによって、法人の経営展開が地域の農業生産力を再構築する意味がある」というふうに評価されている（板橋 2009）。

こうしたなかで、中山間地域に一定数の大規模個別経営が存立していること、そして県農政の推進がある中で、個と集団の展開には新たな可能性が開かれた。複雑な水利用関係、ムラの規範に従う農地（土地）の利用等のような中山間地域の集落の事情があるなかで、中山間地域に存立する大規模個別経営は規模を拡大する際、常に集落のことを配慮しければならない。中山間地域の大規模個別経営は、本来、国の政策に沿って「1戸1法人」<sup>注3)</sup>に転換することが農政に期待されてきたが、あえて集落と合意し、集落を拠点とする特定農業法人となる選択肢もある。後者の場合、大規模個別経営は集落営農法人に転換し、集落に水田農業等の担い手として位置づけられる。次には事例分析から、「基礎連携型」集落営農法人の実態を見ていく。

## 第1節 (株) A農場の法人化と経営展開

(株) A農場（以下、法人Aと略す）は広島県三次市旧 WD 村に位置している。2007年4月に、大規模個別経営（法人Aの前身）は、地元のNK集落と協定を締結し、地元のNK 営農組合を農用地利用改善団体にして特定農業法人となった。法人化とともに、法人Aは地元集落の水田農業と地域資源管理の担い手として本格的に位置づけられた。法人化までに、集落の水田の3割約 10ha が既に個別経営としてのA農場に集積された。

### 1. 1 地元集落の概要と法人化の経緯

A農場は、なぜ地元のNK集落と協定を結び、集落営農法人となったのか。以下は農林業センサスの集落統計調査と聞き取り調査（2015年）に基づいて、集落の農業構造を整理する。

農林業センサスによる農家数と農家人口の推移は表2-1の示す通りである。1980年以降、集落の農家数と農家人口は減少し続ける傾向にある。2010年の農家数は1970年の半分以下までに減少した。

NK集落の総水田面積は33haである。集落に全農家参加のNK営農組合は存在し、1984年4月に設立された任意組織である。当時、NK集落の農家数が35戸であった。営農組合は、集落レベルの機械共同利用に取組んできた。2007年に、元A農場（個別経営）の経営主だったFT氏（60代）の孫が地元の小学校に入学するため、息子家族4人は広島市内から帰郷した。息子夫婦の就農を契機に、法人化の選択肢がでてきた。それと同時に、農場の法人化に関して、「集落と連携する」という広島県農政からの提案があった。当時、農用地改善団体を設立して集落営農法人化にする場合、国と県から法人化支援の助成金があった。法人化とともに、面積払い10a当たり3万円が集落に交付された。法人化に関する制度的支援があったなかで、県農政は当時の農場経営主FT氏に集落を拠点とする集落営農法人化という選択肢を用意した。

表2-1 NK集落の農家数と農業人口の推移

年度	総農家数(戸)	農家人口(人)
1970	37	145
1975	36	140
1980	38	137
1985	35	147
1990〔販売〕	25〔24〕	134〔130〕
1995〔販売〕	24〔22〕	128〔121〕
2000〔販売〕	22〔20〕	111〔106〕
2005販売	20	92
2010販売	18	83

資料：1970年～2010年農林業センサス統計より作成。

注：1990年の農林業センサス調査において農家の定義に関する変更があり、詳細は以下の通りである。1950年～1985年までは「経営耕地面積が東日本10a以上、西日本5a以上又はそれ未満でも調査日前1年間の農産物販売金額が一定以上(例外規定農家)」と定義された。1990年からは「経営耕地面積を東日本、西日本で統一して10a以上又はそれ未満でも調査日前1年間の農産物販売金額が一定以上(例外規定農家)」に変更された。(農林水産省より)

2007年の時点で、農場がNK集落に集積した農地は10haがあつたため、面積で換算すると、集落には300万円の助成金が交付された。それは法人化の外部誘因であるといえる。また、農場が選択した集落営農法人の形態は株式会社であった。株式会社形態の集落営農法人は、構成員としての地権者に出資が求められる農事組合法人の設立と違い、地権者が出資しなくとも、法人化を図ることが可能である。これは、集落内部の合意形成を促進した内部要因ともいえる。

こうしたように、集落の農家は、集落の水田農業を担う集落営農法人の設立に賛同した。集落の全農家参加のNK営農組合が農用地利用改善団体となり、農場はNK集落を拠点にした集落営農法人(特定農業法人)に転換し、法人Aとなった。法人化とともに、個別経営の時の経営主だったFT氏(60代)は法人の経営権を30代の息子に移行した。集落に交付された300万円の助成金は農機具のアタッチメント(畦塗機、溝上機)、みそ加工用の道具や冷蔵庫等の購入

に活用した。購入したものはすべて法人に管理されている。

## 1. 2 A 農場の経営展開

法人 A は構成員 4 名（親夫婦と息子夫婦）からなる。法人化以前、個別経営として集落内外での農地集積が進行し、2007 年の経営規模が 33.5ha に達した大規模個別経営であった。法人化後も、地元集落に限らず、集落外の農地集積も同時に進行している。2015 年現在の経営規模は 55.9ha に達している。集積した農地は旧 WD 村及び三次市の計 14 集落に分布し、集落ごとに団地化されている。

農地の団地化状況について、NK 集落には 1 団地で 28ha、集落外には 6 団地があり、計 27.9ha である。法人に関係する地権者数は 80 戸、圃場数は 335 筆である。圃場の平均区画は 20a 前後である。法人 A の地代設定は、家族経営の時代から 10a 当たり 8,000 円とされ、ごく一部条件不良の圃場が 10a 当たり 6,000 円に設定されている。外部環境（米価下落、政策転換）の変化による地代の引き下げに関して、法人は、2017 年に利用権設定契約を更新する際、地代を 10a 当たり 6,000 円までに引き下げる予定である。法人は、水田農業経営以外に、直売所と味噌の加工販売事業を展開し、地域との連携を一層高める。

法人の経営内容は水田作、パン工房と直売所の経営からなる。水田作経営について、表 2-2 の示すように、主食用米をはじめとする水稻栽培を中心となっている。2015 年の作付面積は、主食用米 45.4ha と転作 10.5ha からなる。転作率は 18.8% に止まる。

主食用米の品種はコシヒカリを柱に、ひとめぼれ、あきろまん、ヒノヒカリ、ヒメノモチ 5 品種に分散されている。主食用米の平均単収は 480kg/10a である。転作作物は、飼料作物、米粉用米、大豆、黒大豆である。2014 年度のヒメノモチの収穫量は 9t で、そのうちの 3t が法人内部の加工用に使われ、残りの 6t が契約販売向けである。転作の米粉用米が法人のパン工房に、大豆が法人の味噌加工用に利用されている。飼料作物の生産は、地域内の酪農家と 10 年以上のお付き合いで、飼料作物で堆肥と交換する耕畜連携を契機に開始された。水田の転作率に関して、三次市では 20 年前から自己申告となり、転作率が特に要求されていない。ゆえに、法人 A は個別経営の時から、なるべく水稻作以外に

労力をかけないように工夫してきた。法人は、作物を主食用稻と飼料用稻、自社加工用の米粉用稻と大豆などの品目に限り、労働力の分散を必要最低限に抑えてきた。

表2-2 法人の水田作経営

作付面積 2015年 (ha)	農作業受託 (ha)
水稻作付 45.4 [38.9]	春作業 2015年
コシヒカリ 35.3 [26.7]	水稻苗 6500 箱
ひめとぼれ 2.2 [2.9]	耕起・代かき 5.0
あきろまん 4.0 [5.6]	田植え 5.0
ヒノヒカリ 0.5 [1.5]	
ヒメノモチ 3.4 [2.2]	
転作 10.5	秋作業 2014年
米粉用米 0.8 [0.9]	稲刈り 18.2
飼料作物 8.2	乾燥調整 5200 袋
黒大豆 1.0	
大豆 1.3	

資料：聞き取り調査（2015年）より作成。

注：〔 〕の中の数字は2014年の作付面積である。

法人Aが経営しているパン工房と直売所は集落の女性が活躍する場である。法人はお菓子と味噌の製造許可施設を装備している。直売所において、パン工房で作られた米粉パンとケーキ、自社で加工された餅、味噌、地元産のほかの加工食品等が販売されている。法人で加工された味噌は集落の全農家に配布用のものも含まれている。法人Aが取得した農産物加工販売用の保健所の許可是以下の通りである。法人化以前、菓子製造業（2000年）と味噌製造業（2007年1月）、法人化以降、総菜業（2014年5月）と飲食店3類（2014年5月）が取得された。

水田農業を支える主要機械の装備状況は、表2-3の通りである。田植機1台とトラクター65ps1台はリース契約のもので、その他は法人所有のものである。今後、大型機械の更新に関して、リースで切り替えていく予定である。表2-3

に示された機械以外に、小型の農機具、年間 13,000 箱の水稻苗を育苗できる施設、餅加工施設 1 式等も装備されている。

表 2-3 法人の主要機械

主要機械	規格・台数	備考
田植機	8 条植×2 台（側条施肥機付）	1 台リース、攻めの農業半額補助
コンバイン	6 条刈×2 台	1 台 2016 年に更新
乾燥機	50 石×1 台、45 石×2 台、40 石×1 台、38 石×1 台、 25 石×1 台	-
運搬車	4t×1 台、2t×1 台、軽四×5 台	-
トラクター	65ps×1 台、60ps×1 台、55ps×1 台 46ps×1 台、33ps×1 台、24ps×1 台	65ps×1 台リース、攻めの農業半額補助
糲摺り機	1 台 (6 インチ)	-
乗用管理機	1 台	-
精米設備	精米機 (7ps)・計量包装 1 式 色彩選別機	-
温湯消毒育苗	-	2005 年から導入

資料：法人 A の経営実態資料（2015 年）と聞き取り調査（2015 年）より作成。

水田経営に関する雇用状況は、以下のようである。2013 年以前、法人の構成員 4 名と臨時雇用で生産体制を整えてきた。通年雇用は法人設立後 6 年目の 2013 年からはじまり、2015 年現在、社員 3 名を雇用している。社員の年齢、出身地及び構成員、社員の給料、保険加入状況は以下の通りである。

- a. 50 代の方（男性）は庄原市出身の植木職人である。2013 年 4 月に入社し、大型機械の免許を持つため、農閑期に兼業で植木作業を受託する。
- b. 30 代の方（男性）は地元 NK 集落出身である。大阪府から帰郷し、2014 年 4 月に入社した。
- c. 20 代の方（男性）は広島県立農業技術大学校卒で、三次市出身、施設園芸で自立を目指した。アルバイトと菊の栽培で生計を立てることが困難であるため、農政連に務めていた父親から元経営主の FT 氏との相談によつ

て、2015年4月に入社した。

*給料	a　日給制で年間収入250万円
	bとc　変形労働制　月20万円×12ヶ月計240万円
	時間数を超える分は時給1,100円×時間数で給与手当として支給される
	構成員3名　役員報酬
	構成員1名(60代FT氏)　農業者年金受給と給与手当
*保険加入状況	労災保険(a,b,cと法人の構成員4人)
	社会保険(b,cと法人の構成員4人)

NK集落は標高が200mから250mまでのところに位置し、中山間地域において比較的に平坦な水田地帯である。標高差の利用ができないため、上述の人員体制で、品種分散を通して、田植期間を4月下旬から6月15日までに、刈取期間を8月20日から10月15日までに、作業適期とともに1ヶ月以上に拡大している。農繁期の作業能力について、1日の田植作業の上限は2haで、刈取作業も1日2haで、乾燥機の作業量によって刈取りの量が調整される。水田の水管理と畦畔管理の状況について、水管理は水系利用状況が複雑で、すべて法人が担う。畦畔管理は年3回の草刈りが行われ、臨時雇用で草刈専門の方3~4人に委託されている。草刈作業料は年間約300万円が計上されている。

### 1. 3 A農場の経営状況

法人Aの収益部門は、農産物・加工品の販売と作業受託収入からなる。前述のように、主食用米のコシヒカリを経営の柱としている法人は、法人化以前から白米の契約販売のルートを確立してきた。米の9割は契約販売による直販で出荷される。主要な取引先は、外食産業、弁当業者、スーパーなど業務用向けの5社であり、そして一般家庭向け及び小作料物納等である。販売単価について、コシヒカリ白米1kgの出荷価格は310~320円で、玄米30kg(白米27kg)に換算されると、9,300円~9,600円に達する。ヒノヒカリとあきらまんの白米の出荷価格は1kg当たり285円で、玄米30kg(白米27kg)に換算されると、

7,695 円となる。一方、農協出荷の場合、ひとめぼれとあきらまんが 30kg 当たり約 4,700 円である。独自の契約販売体制を確立している法人 A には、外部環境変化（2014 年）による経営へのダメージが少なかった。

2014 年度の経営収支は表 2-4 の示す通りである。米、加工品、水稻苗と農作業受託の収入の構成比は順番に 62.2%、21.6%、5%、11.2%となっていた。契約販売による米の販売高は法人の健全経営に多く寄与している。加工品の販売高 2,000 万円の内訳は、みそと餅の販売高が約 500 万円で、パンの販売高が約 1,500 万円であった。

表 2-4 法人の経営収支

収支状況	2014 年度 (円)
売上高①	93,276,911
米販売高	58,061,301 [62.2%]
加工品販売高	20,112,844 [21.6%]
苗販売高	4,718,381 [5%]
作業受託収入	10,384,385 [11.2%]
売上原価②	65,758,462
売上総利益③=①-②	27,518,499
販売費及び一般管理費④	34,605,879
営業外収入⑤	8,557,421
営業外費用⑥	464,979
経常利益⑦=③-④+ (⑤-⑥)	1,005,012
特別利益⑧	39,000
税引前当期純利益⑨=⑦+⑧	1,044,012
法人税、住民税及び事業税⑩	71,000
当期純利益⑪=⑨-⑩	973,012

資料：法人 A の決算報告書（2014 年）に基づいて作成。

注：〔 〕の中の%表示が売上高の構成比である。

次に、法人の収益配分を見ていく。社員 3 名と役員報酬を受けていない父親の給与、直売所などのパート雇用 6 名、草刈りの臨時雇用等の労務費と給与手当は、計 22,207,715 円で、労務費の占める売上高比率が 23.8% で、法人の支出

項目において最多の費用である。労務費のうち、水稻作経営の部分に支払われたのは、13,267,799 円で、全体の約 6 割を占める。米の販売高が売上高に占める割合に相当する。ほかの主要な支出項目は、役員報酬 10.7% で、減価償却費 3.7%、修繕費 6.4% で、地代 4.8% である。地代より労務費を重視する収益配分構造となっている。売上総利益（＝売上高-売上原価）は 2,700 万円もあり、助成金と交付金などを算入してようやく赤字を克服できる集落営農法人の経営体质と異なる。

A 農場の法人化以降、NK 営農組合の役割は主に集落内の農地利用調整と多様な共同取組みという 2 つの機能を発揮している。まず、農用地利用改善団体として、集落内における農地利用調整を行い、農地の有効かつ総合的な利用を図る。また、大豆の共同作業、味噌づくり、集落の共同取組みによる景観づくり、農道、水路の共同清掃、食育と地産地消、NK 集落の収穫祭の開催等は、すべて法人 A と連携しながら取組くまれている。集落の農業は法人 A の支えによる収益性の高い水田農業に切り替わっていく。ある意味で、法人 A は集落の水田資源の担い手として機能するだけではなく、地域資源管理を総合的に担う主体として機能している。

## 第 2 節 (株) ライスファーム B の法人化と経営展開

(株) ライスファーム B (以下、法人 B と略す) は、広島県三次市旧 MR 村に位置する集落営農法人である。地理的には、前述の法人 A が位置する旧村と隣接している。法人の前身としての B 農場は家族経営で規模拡大をしてきた。B 農場は、現在の取締役 F 氏 (50 代) の先代から水稻と畜産の複合経営を展開し、地縁的な関係による水田の集積が進行してきた。2008 年までに、B 農場は水田経営面積が 40.9ha に達した大規模個別経営として成長してきた。同年 10 月に、B 農場は地元集落外の 2 集落 OT 集落①、②と協定を締結し、特定農業法人に転換した。法人化の時点で、OT 集落①と②から法人 B への経営委託と作業委託による農地集積率が既に 100% に達した。B 農場の法人化にともない、地元の TR 集落も法人 B を集落の水田農業の中心的経営体 (中核的担い手) として位置づけた。

## 2. 1 抱点集落と地元集落の概要

法人 B はなぜ地元集落ではない OT 集落①と②を基盤にして集落営農法人に転換したか。以下は農林業センサスの集落統計情報と聞き取り調査（2015 年、2016 年）に基づいて、抱点集落と地元集落の農業構造を分析する。

抱点集落 OT 集落①と②は法人の事務所から 4km 離れるところに位置し、賦存の水田面積（水張面積）が 9ha である。抱点集落 OT 集落①と②の農家数と農家人口は表 2-5 の示す通りである。1980 年以降、農家数と農業人口が減少しつつある。2000 年以降、集落の農家数が一桁までに減少した。農業人口も 2 集落合計で 1970 年の 239 人の 1 割以下までに急減した。OT 集落①と②の農家数と農家人口からみると、もはや自力で集落営農組織を新設して法人化を図ることが困難であるといえる。

表 2-5 農家数と農家人口の推移（OT 集落①②）

年度	総農家数（戸）			農家人口（人）		
	集落①	集落②	計	集落①	集落②	計
1970	33	30	63	127	112	239
1975	33	28	61	119	90	209
1980	32	24	56	132	89	221
1985	29	25	54	111	88	199
1990〔販売〕	26〔13〕	20〔15〕	46〔28〕	109〔69〕	68〔52〕	177〔121〕
1995〔販売〕	24〔10〕	18〔12〕	42〔22〕	101〔48〕	61〔40〕	162〔88〕
2000〔販売〕	19〔8〕	18〔9〕	37〔17〕	76〔39〕	54〔25〕	130〔64〕
2005 販売	7	6	13	26	13	39
2010 販売	3	6	9	9	13	22

資料：1970 年～2010 年農林業センサス統計より作成。

注：1990 年から農家の定義に関して変更があり、詳細は第 2 章表 2-1 の注を参照。

法人化までに、2 集落から B 農場への水田の経営委託面積（借地）が 6ha で、残りの 3ha が作業委託の形で B 農場に委託された。長年のお付き合いによって、B 農場は OT 集落①②との間に信頼関係が構築でき、集落の重要な扱い手として認識されていた。法人化の検討について、前述の法人 A と同様に、広島県農

政からのプッシュアップがあった。大規模個別経営の集落営農法人化に関する広島県農政からの提案は法人化を促進した外部要因である。

他方、内部要因からみると、事実上、B 農場は OT 集落①②での農地集積面積が集落全体の 5 割を超え、作業委託の部分も算入されると、農地集積率が 100%となっていた。こうした集落の事情を踏まえ、B 農場は OT 集落①②と合意し、集落が農用地利用改善団体を設立したことによって、OT 集落①②を拠点とした特定農業法人に転換した。法人化以降、2 集落からの作業委託面積が減少し、作業委託から経営委託への移行が見られた。2011 年に、法人 B は借地による 2 集落での水田集積率が 100% に達した。

次に、法人 B の地元集落 TR 地区の状況を見ていく。TR 地区は 2 集落（TR 集落①②）を含む。農家数と農家人口は表 2-6 の示すようである。

表 2-6 農家数と農家人口の推移（TR 地区集落①②）

年度	総農家数（戸）			農家人口（人）		
	集落①	集落②	計	集落①	集落②	計
1970	40	30	70	169	126	295
1975	39	29	68	150	98	248
1980	37	30	67	131	100	111
1985	34	30	64	138	104	242
1990〔販売〕	27〔26〕	24〔23〕	51〔49〕	112〔109〕	79〔74〕	191〔74〕
1995〔販売〕	24〔22〕	24〔22〕	48〔44〕	85〔80〕	80〔73〕	165〔153〕
2000〔販売〕	18〔17〕	23〔21〕	41〔38〕	60〔58〕	71〔68〕	131〔126〕
2005 販売	18	18	36	65	54	119
2010 販売	16	12	28	49	31	80

資料：1970 年～2010 年農林業センサス統計より作成。

注：1990 年から農家の定義に関して変更があり、詳細は第 2 章表 2-1 の注を参照。

TR 地区の農家数と農家人口の減少は前述の OT 集落のほど急速ではないが、減少傾向が続いている。TR 地区全体の水田（水張面積）は 25ha 賦存している。法人化が図られた当時、TR 地区での集積面積は 4ha であった。それ以降、TR 地区からの経営委託面積が漸次的に増加する傾向にある。2011 年に、TR 集落

①での集積面積は 0.6ha で、集落②での集積面積は 4.6ha で、計 5.2ha であつた。2016 年現在、2 集落での集積面積は 6.8ha までに増加してきた。

## 2. 2 法人の経営展開

法人の農地集積は地元集落外を中心に、2 市 1 町計 22 集落にわたっている。地元の旧 MR 村（現在 MR 町、標高 150m 前後）での農地集積状況について、14 集落に分布し、集落ごとに団地化されている。旧村外での展開について、旧三次市の 4 集落、庄原市の 3 集落、遠方にある 1 集落に分散されている。各集落での水田集積の状況は、表 2-7 の通りである。

表 2-7 各集落における水田集積の状況

旧 MR 村		三次		庄原		その他	
集落	面積(ha)	集落	面積(ha)	集落	面積(ha)	集落	面積(ha)
OT 集落①②	9.0	KE 集落	0.5	IB 集落	1.1	KT 集落	0.2
TR 集落①	0.7	ET 集落	0.5	MT 集落	2.1		
TR 集落②	4.6	MK 集落	1.3	YU 集落	4.2		
HT 集落	1.3	II 集落	0.3				
OE 集落	5.1						
MRS 集落	2.1						
NT 集落①②③	9.9						
NG 集落①②	2.2						
IT 集落	2.1						
IK 集落	1.9						
計：14 集落	38.9	計：4 集落	2.6	計：3 集落	7.4	計：1 集落	0.2
集落数合計：22 集落				面積合計：49.1ha			

資料：法人 B の利用権設定面積資料（2011 年）及び聞き取り調査（2016 年）より作成。

2011 年の時点で、法人 B は、旧 MR 村に 38.9ha、庄原市に 7.4ha、旧三次市に 2.6ha、その他の 1 集落に 0.2ha 計 49.1ha の水田を集積した。家族経営の時代から地縁的な関係による農地集積が進行してきたため、地権者からの依頼

があれば、断らずに受け取っていく方針を取っていた。遠方にある 1 集落は法人の事務所から 20km も離れている。

2011 年以降、法人の農地集積は、地元集落及び旧村を中心に次第に増加する傾向にある。2015 年現在、法人の水田集積面積は 68ha に達し、うち自己所有の水田面積 3ha が含まれる。関係する地権者数が 190 戸である。圃場数は 560 筆もある。そのうち比較的に条件良好の 45a 区画の圃場 1 枚があり、ほかの圃場が平均区画 13a で基盤整備済のものである。

法人の地代設定について、家族経営の時から 2013 年までに一律 10a 当たり 8,000 円に設定されていた。2014 年の政策転換に応じて、法人は地代を一律 10a 当たり 6,000 円までに引き下げた。

今後の経営展開に関しては以下のようである。旧 MR 村外の集落において、営農再編を促進させる。地元の TR 集落①と②から水田の経営委託が増加する傾向にあるため、2018 年以降、法人は地元集落を中心にして経営を展開していく予定である。それと同時に、庄原市で集積した農地について、地権者と交渉し、地権者の地元集落にある集落営農法人に移管させようとする。将来的に、法人 B が地元集落と旧村を中心に経営展開し、経営規模 70ha で維持していくと取締役の F 氏は語った。

## 2. 3 法人の経営状況

法人 B の法人形態は株式会社である。構成戸数 1 戸、構成員・役員数 3 名<sup>注4)</sup>、出資金 500 万円である。法人の作付面積と農作業受託面積について、表 2-8 の通りである。2011 年から 2015 年までの 4 年間において、水田の経営面積（利用権設定面積）は 18.9ha 増加した。農作業受託面積は春作業が急速に減少し、秋作業は 2011 年より 1.4ha 減少した。作業委託の農家は経営委託の予備軍として、高齢化とともに少しづつ経営委託（借地）に切り替えていく。次に、法人の作付状況を見ていく。

作業適期を拡大するために、水稻の主要品種はコシヒカリ、ヒノヒカリ、酒米（山田錦）、日本晴、ヒメノモチで、ひとめぼれ、あきたこまち、中生新千本計 8 品種に分散されている。品種分散の結果として、春作業の期間は 4 月末から 7 月上旬まで約 3 ヶ月、秋作業の期間は 8 月下旬から 10 月末まで 2 ヶ月以上

にわたる。2015年の水稻作付面積は58haで、品種別の内訳が以下の通りである。コシヒカリ18ha、ヒノヒカリ18ha、日本晴4ha、ヒメノモチ3haで、酒米（山田錦）4ha、残りの11haがひとめぼれ、あきたこまち、中生新千本3品種である。主食用米の単収は480kg／10aである。

表2-8 法人の作付面積と農作業受託面積

年度	作付面積 (ha)					農作業受託 (ha)	
	水稻	飼料作物	水田放牧	保全管理	計	春作業	秋作業
2011年度	41.1	3.0	3.0	5.0	49.1	12.1	26.4
2015年度	58.0	2.0	5.0	3.0	68.0	7	25

資料：法人Bの営農計画書（2011年）及び聞き取り調査（2015年）より作成。

出荷について、独自の契約販売が中心となり、農協出荷が1割弱しかない。契約販売は主に業務用向けで、外食事業者や問屋など計7カ所に長期的且つ安定的に供給する。出荷価格は、コシヒカリ1等米270円/kgで、運搬費込みで手取り7,000円/30kgで、農協出荷5,200円/30kgより高い。業務向けのヒノヒカリは運搬費込みで250円/kgである。年間の安定供給と品質保証を確保するため、法人Bは2000年に低温精米施設と低温保管庫を装備した。経営規模の拡大にともない、2005年と2013年に1式ずつが増設された。法人は週1回の頻度で、三次市と広島市の取引先に出荷している。

水稻栽培の有利な条件に恵まれていない水田には、繁殖牛用の飼料作物や水田放牧に活用されている。2015年現在、繁殖牛14頭がブロックごとに放牧されている。1年1産で、2014年度に生後3ヶ月の子牛9頭が出荷された。子牛の出荷価格は35～40万円である。

法人Bの経営方針は以下のように整理できる。法人は稻作と水稻作業受託を経営の柱としている。ヒノヒカリを重点品種とし、品質及び収量の向上を目指している。低温精米施設及び低温保管庫の整備により、玄米品質を保持し、付加価値を込めて価格安定な有利販売につなげていく。生産した米は、契約取引により中食及び外食事業者等へ販売し、収益性を高める。稻作に適さない圃場においては、飼料作物の栽培と和牛の放牧を行い、農地の有効活用を図る。山

林管理、ほど木の伐採作業、椎茸の植菌作業等近隣の農業法人と連携し、通年雇用の確保と農閑期の雇用労働力の有効活用を図る。また、高速道路の除雪と塩散布（2014年から）等の地域を支える作業も担う。

法人の生産体制を支える雇用状況は以下の通りである。常時雇用者は4名（男性）である。社員の年齢構成は、20代後半2名、30代後半1名、40代前半1名で、青壯年中心となっている。

社員の入職経路に関して、20代の社員について、取締役F氏の親戚1名と知り合いからの紹介1名で、2名とも農業高校出身の方である。30代の社員は婚姻関係による名古屋市から三次市に定住し、県立経済大学出身の方である。40代の社員は社長配偶者の遠縁の親戚である。30代と40代の社員の勤続年数（2015年現在）は8年となっている。

社員の給料について、20代の2名は時給制で、時給1,000円から1,200円である。30代と40代の社員の給料は月給制で、月給32万円×12ヶ月で、年間384万円である。それに加えて、夏と冬2回の賞与があり、30代と40代社員の年間給料は400万円を超えていている。

補助作業としての畦畔管理（草刈り）と水管理は、すべて法人が担う。畦畔管理は臨時の雇用で賄い、水管理について水利用関係が複雑で、各集落と長年の付き合いによる信頼関係が構築されている法人は管理している。

表2-9 主要機械の装備状況

主要機械	規格・台数	備考
田植機	8条植×1台	使用5年目、2015年更新、1日作業量2~3ha
コンバイン	6条刈×2台	5年目×1台（リース）、2015年更新×1台
乾燥機	60石×1台、55石×1台、40石×4台、 20石×1台	作業受託の農家分で個別乾燥対応可能 1日乾操作業量は4~5ha
運搬車	5t×1台、4t×1台、3t×1台	田植機（8条）運搬可能
トラクター	75ps×2台、53ps×2台、50ps×2台	-
乗用管理機	1台	防除用、使用4年目

資料：聞き取り調査（2015年）より作成。

法人 B の主要機械の装備状況について、表 2-9 の通りである。1980 年代から機械・施設といった資本財を蓄積してきたため、所有する機械の種類、施設倉庫などが枚挙できないほど多い。ここでは主要機械のみを整理し、表にした。68ha の水田管理は表に示された機械で行われている。

以上の経営体制による法人 B の経営収支は、表 2-10 の示す通りである。

表 2-10 経営収支

収支状況	2013 年度 (円)	2014 年度 (円)
売上高①	86,455,031	111,755,992
商品売上高	60,534,754	82,518,096
作業受託収入	24,445,737	20,938,414
運送収入	1,474,540	8,299,482
売上原価②	8,637,111	30,808,560
売上総利益③=①-②	77,817,920	80,947,432
販売費一般管理費④	92,829,247	94,144,775
営業外収益⑤	27,879,719	14,015,379
営業外費用⑥	364,800	579,087
経常利益⑦=③-④+ (⑤-⑥)	12,503,592	238,949
特別利益⑧	2,498,794	3,193,277
特別損失⑨	12,970,000	328,000
税引前当期利益⑩=⑦+⑧-⑨	2,032,386	3,104,226
法人税及び住民税⑪	171,400	98,400
当期純利益⑫=⑩-⑪	1,860,986	3,005,826

資料：法人 B の決算報告書（2013 年,2014 年）と聞き取り調査（2015 年より作成。

序章で述べたように、2014 年に全国レベルの米価下落及び経営所得安定対策の政策転換による主食用米の直接支払交付金の半額化という外部環境の変化があった。法人 B は家族経営の時から確立してきた安定的な契約販売体制に支えられるため、上述の外部環境変化に影響されていなかった。2013 年度の売上高は 86,455,031 円で、経常利益は 12,503,592 円であった。労務費、役員報酬、減価償却費、修繕費、地代の売上高比率は、順番に 19.4%、18.6%、16.8%、6.1%、

6.8%となっていた。2014年度の売上高は111,775,992円で、経常利益は238,949円であった。売上高比率について、労務費17.8%で、役員報酬が14.4%で、減価償却費8.3%で、修繕費5.9%で、地代は3.2%しか占めていなかった。2013年度の地代総額は5,905,375円で、2014年に地代が引き下げられた後、3,528,270円となり、240万円が減額された。売上総利益(=売上高-売上原価)について、2013年度は7,700万円、2014年度は8,000万円も達成し、助成金・交付金依存体質の集落営農法人の経営能力と異なる。

法人Bが管理している水田地帯は中山間地域等直接支払制度の急傾斜地に当たる。法人に関わる集落協定は旧MR村に7つで、庄原市のYU集落に1つで計8協定である。旧MR村にある7つの協定は、地元集落TR集落①、TR集落②、OT集落①②、SK集落、OE集落、NT集落①③である。中山間地域等直接支払交付金の配分について、NT集落①には獣害対策のため、全額を集落の共同活動に集中されているが、ほかの集落は5割が個人配分で、5割が集落共同活動に活用される。法人に水田経営が委託されている場合、地権者向けの個人配分の5割が法人に配分される。2014年に、法人に配分された中山間地域等直接支払交付金は1,401,010円で、法人の経営状況に左右できるほどの金額ではなかった。

法人Bに関わる旧村、市、町等の地域における水田農業の担い手の賦存状況は以下のようである。旧MR村において、個人の担い手は計4名である。NK集落の2名は、経営規模20haの認定農業者(40代)1名、経営規模4haを持つ60代の方1名である。地元のTR集落①において、経営規模7haを持つ60代の方1名、法人で一年間の研修を経て4haの規模で独立させた19歳の方1名である。その19歳の方が管理している農地は法人が集積したものである。法人が地権者との合意を得てから農地を19歳の方に提供することによって、その方は独立が得られた。こうしたように、法人Bが旧村レベルにおいて新たな担い手の創出に貢献している。

以上の個人の担い手以外に、2法人の展開も見られる。旧MR村のHT集落に集落全員参加のJA出資の法人1社<sup>注5)</sup>、前述した庄原市のYM集落に集落営農法人1法人がある。今後、法人BはYM集落の集落営農法人や旧村レベルの個別で展開する担い手との間に農地利用調整を行い、集落ごとの団地化による

合理的な農地利用秩序を形成させていくことに工夫する。

### 第3節 「基礎連携型」集落営農法人の成立条件

以上は、中山間地域における広範囲で経営展開をしていた大規模個別経営は拠点集落と結合して「基礎連携型」集落営農法人に転換した取組みである。共通の背景は、中山間地域の各々の集落において、農家数減少による水田農業生産基盤の脆弱化である。こうした背景から、集落レベルでの集落営農組織化が困難となり、個別経営は、地縁的関係により 30ha を超える経営規模を持つ大規模個別経営に成長してきた。「基礎連携型」集落営農法人が中心となる地域諸主体間関係は、図 2-1 の示す通りである。次に、集落営農法人として経営展開が可能となった内部要因と外部要因を分けて整理していく。

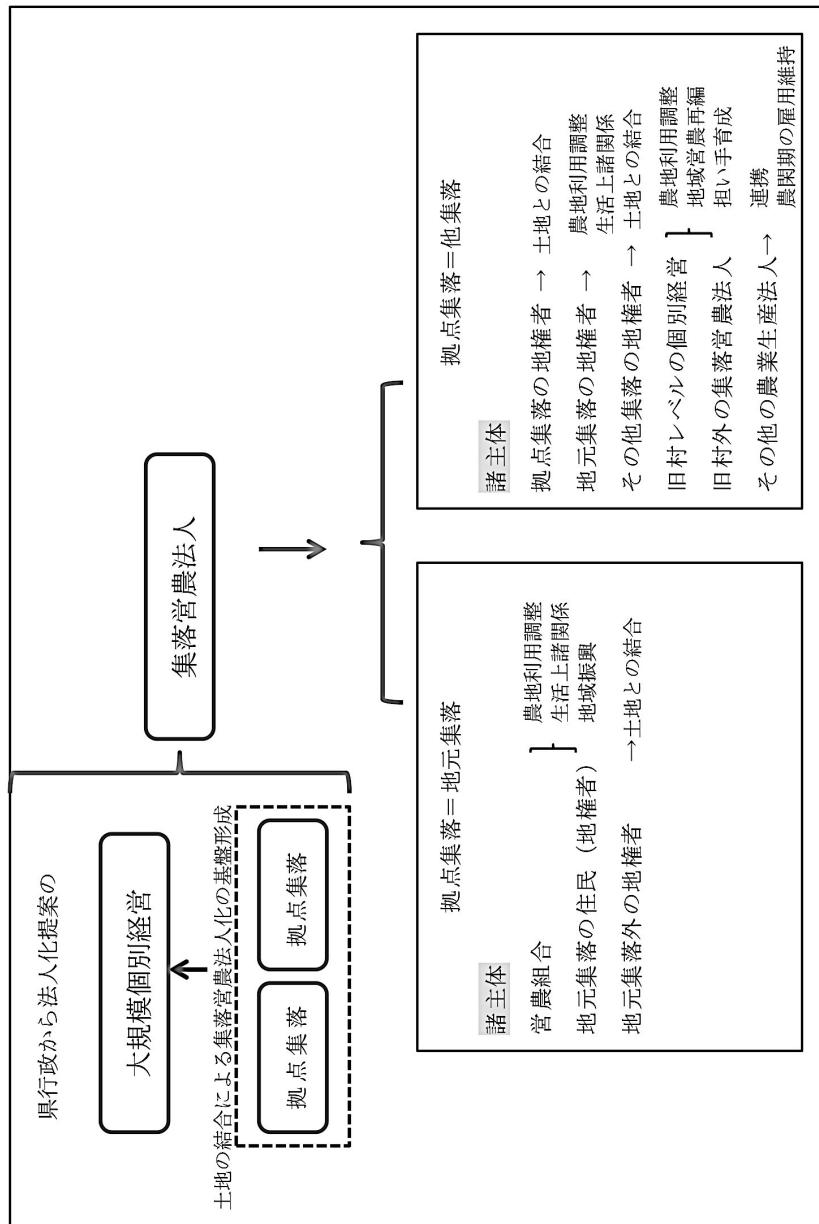
#### ① 法人の基盤となる拠点集落との信頼関係

2 法人は、農地集積に関して、意図的に規模拡大を目指してきたわけではなく、圃場条件を問わず、距離を問わず、頼まれたら受け取るというふうに集落地権者の要望に柔軟に対応してきた。集落内外を問わず、いわば、「人間関係」による農地集積が進んできた。こうしたなかで、経営的には圃場の分散による不効率が発生するものの、長年の付き合いによって集落との信頼関係が築かれた。大規模個別経営は集落営農法人へ転換する際、この信頼関係と集落におけるある程度の農地集積によって、集落営農法人の設立が必要とされる地縁的「基盤」が確保できた。これは、内部環境に発生した要因であり、集落の実情に基づく自律的な展開である。

#### ② 大規模個別経営の経営能力を集落営農法人の経営展開に活かすこと

法人化以前から、大規模個別経営は独自の生産体制と販売体制を確立し、臨時の雇用による 30ha 超の経営規模の維持できる経営能力を持っていた。集積した水田の圃場条件に応じて、適切な品種選択と栽培管理が行われ、経営の柱とされる主食用米の品質が確保されている。これは大規模個別経営が持つ生産に関する暗黙知「ノウハウ」である。また、米を商品化する際、玄米販売ではな

図 2-1 地域諸主体間関係



資料：筆者作成（2016年）。

く、白米で販売するという共通の特徴が見られる。品質の確保と安定的供給体制を整えることによって、契約販売を中心とする販売体制と市場価格に左右されにくい価格構造が確立できた。大規模個別経営の生産と販売に関する「ノウハウ」が集落営農法人の経営にも活用され、法人は収益性の高い経営体として成長している。助成金・交付金等を算入して赤字経営から脱出できるような集落営農法人の経営体質と異なる。規模拡大にともない、大規模個別経営の「ノウハウ」による受益の範囲が拡大していく。個別経営が集落営農法人に転換したことによって、集落外に拡散した受益の範囲は、地元集落に回帰していく。収益性を確保できる法人は、青壯年の常時雇用者に他産業並みの給料水準で支払う能力を持つ。法人は、通年雇用を継続し、安定的な経営軌道に乗っている。

### ③ 地域全体を担う使命感

法人 B は、拠点集落と地元集落の水田農業を担うにもかかわらず、旧村レベルにおいて若手の担い手を創出する役割（インキュベーション機能）を果たし、水田の合理的団地化による地域営農再編を促進する使命感も持っている。他方、法人 A は、水田農業以外に、加工販売等の農産物の 6 次産業化の機能を發揮し、集落に密着した地域振興の取組みにも積極的に参画している。2 法人とも、水田農業生産以外に、地域を担う能力と覚悟を持っている。法人の経営を優先することではなく、地域の発展に歩調を合わせ、法人が地域とともに発展するというバランスを維持することは法人経営展開の方針とされている。「基礎連携型」集落営農法人が地域に配慮することは、地域との間に競合関係ではなく、相互依存関係の方向に発展している。これは、圃場条件良好の農地だけを選択し、独自に規模拡大路線を走る個別経営との根本的な違いである。

以上は、大規模個別経営が集落営農法人に転換した内部要因（条件）である。「基礎連携型」集落営農法人の経営展開には、稲作の主要機械の共同利用や労働力の補完等、地域に求める共同取組みが見られなかった。株式会社という法人形態を選択した法人は、集落の地権者に出資金を求めなかつても係わらず、上述の機械共同利用や労働力の補完等のような地域に求める「法人の経営展開に支える条件提供」も少ないことである。これは、集落との合意形成が早く成

立した要因でもある。

外部要因は、広島県農政から集落営農法人の設立に関する提案があったことである。本章の事例からみると、法人と集落の間に信頼関係が構築されているという前提条件が揃ったため、法人化をめぐってそれ以上の行政介入はなかつた。こうした意義を一般化にする限界としては、集落営農法人を担う大規模個別経営の創出が比較的に困難とのことである。また、大規模個別経営が地域に存立するならば、集落営農法人を牽引する担い手として集落と合意形成する際、集落からの要請あるいは公的支援を抜きにして、一般化することは困難である。

「基礎連携型」集落営農法人と集落との間において、農地集積以外に、稻作生産の主要機械等の共同利用や、労働力の補完等に関する取組みが行われなかつたことは、大規模個別経営が優れる経営能力を持っていたため、集落営農法人に転換しても、生産と経営の面において集落に協力を求める必要性がないということである。

## 注

注 1) 農用地利用改善団体の概要は、農林水産省により、以下のように規定されている。

集落などの一定の地縁的なまとまりのある区域内の農用地の所有者・利用者等（農用地について権利を有するものの三分の二以上）で構成する団体；集落としてのあるべき農業の向上について、合意形成を図った上で、当該区域内の農用地の効率的・総合的な利用等を図るための規定（農用地利用規定）を定め、農業の効率化（機械の共同利用等）や農地の利用関係の改善（担い手への利用集積のための調整）等の農用地利用改善事業を実施する。

注 2) 農林水産省による特定農業法人の定義は以下の通りである。特定農業法人とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農地の過半を農作業受託や借入などにより集積する相手として、地域の地権者の合意を得た法人である。

注 3) 農林水産省によると、農業経営を法人化している農家のことである。

注 4) 法人 B の構成員と役員は取締役 F 氏、F 氏の配偶者、F 氏の父親家族構成員 3 名である。役割分担について以下の通りである。取締役 F 氏は経営全般を担う。F 氏の

配偶者（50代）は法人の経理を担当する。父親（70代）は繁殖牛の飼育を担当する。（2015年の聞き取り調査より）

注5) HT集落はダム建設により、改めて圃場整備が行われ、旧MR村の他集落と比較して、圃場条件と水利条件が良好である水田地帯になった。集落にあるJA出資型法人は集落内に限って農地集積を行っている。（2015年の聞き取り調査より）

## 第3章 「ヨコとタテの組織化」による地域営農再編の意義と限界

1990年中頃、過疎化が進行する広島県内陸部において、大規模稻作農家と集落営農との間に機械の共同利用を含む互恵的連携関係が成立していた（柏 1997）。その後も広島県において、こうした連携活動は進行しつつある。

2000年以降、広島県農政は個別経営と連携した集落営農法人を「担い手中心型集落営農法人」として位置づけ、重視してきた<sup>注1)</sup>。しかし、省内多くの担い手中心型法人の実態は、大規模個別経営が成立している集落に農用地利用改善団体を設立させ、大規模個別経営を1戸1法人に似たような特定農業法人とし、集落内における農地の団地化と助成金収入に止まっている。この連携の仕方は「単純連携型」とあると指摘されている<sup>注2)</sup>。

前章で分析した「基礎連携型」と上述の「単純連携型」の違いは以下のようである。生産管理と経営の面からみると、大規模個別経営にとって集落営農法人に転換したメリットは農地の団地化に止まるかもしれない。あるいは、法人化以前、個別経営が拠点とした集落における高い農地集積率に達成した場合、法人化以降、団地化のメリットも見られない。しかし「基礎連携型」は、拠点集落と「土地による結合」以外に、集落と連携して6次産業化等の地域振興に取組み、地域に新たな担い手を創出し、地域営農再編を促進する等の側面において、地域との連携が強まる傾向にある。

水田農業の生産段階における個と集団の深い連携関係について、本章で取り上げられる大規模個別経営と部分的に融合する集落営農法人（「部分融合型」）について、集落レベルにおける諸生産要素の調整・再配分が行われ、大規模個別経営と法人の間における互恵的関係が構築された実態と経済的効果が示される。これは「ヨコの組織化」である。それに加えて、複数の集落営農法人と大規模個別経営は集落の範囲を超えて、より広域レベル（旧町）の「タテの組織化」を図ったことによって、広域的に生産要素を再配分し、地域農業へのメリットを高めていく。

本章の目的は大規模個別経営と集落営農法人の相互連携の実態に注目し、両者の「ヨコの組織化」及び複数法人と大規模個別経営の「タテの組織化」による生産要素の再配分の態様を分析し、相互連携の効果（意義）と限界を解明することである。

## 第1節 大規模個別経営と集落営農法人間との部分的融合による「ヨコの組織化」

「部分融合型」とは、集落営農法人の構成員である大規模個別経営は、法人の中核的担い手（経営中枢と主たる従事者）として機能しながら、法人の管理範囲外において自己経営を有することである。すなわち、法人の生産と経営の部分において、大規模個別経営と法人は融合する関係となっている。大規模個別経営が法人の経営管理と生産管理を担うことによって、集落内における土地、労働、機械・施設の調整再配分が行われる。ここで取り上げられるのは集落レベルの集落営農法人3つと各々の中核的担い手である大規模個別経営3戸である。（農）CとW農家、（農）DとK農家、（株）EとI農家のことである。

### 1. 1 地区の概要と集落営農法人の分布状況

表3-1 部分融合型集落営農法人の概要

法人		(農) C	(農) D	(株) E
設立時間		2001年	2002年	2009年
集落数		2集落	3集落	2集落
構成戸数		41戸	49戸	21戸
利用権設定面積		23.9ha	33.5ha	16.3ha
作業受託面積		19.9ha	15.0ha	8.7ha
作付面積	主食用米 飼料作物 米粉 その他	14.3ha 2.0ha 6.3ha 1.3ha	22.0ha 3.8ha 6.4ha 1.3ha	13.2ha 1.8ha — 1.3ha
平均区画		10.2a	10.2a	10.2a
地代(10a)	整備田 未整備田	18,000円 3,000円	15,000円 —	16,250円 —
担い手の状況		W農家+4名 オペ賃金(時給) 一般作業(時給)	K農家+5名 1,300円 900円 — 1,300円(草刈)	I農家+1名 1,200円 1,000円 —
畦畔管理(10a)		25,000円	25,000円	25,000円
水管理(10a)		2,500円	5,000円	3,000円

資料：聞き取り調査（2013年）より作成。

事例は広島県山県郡北広島町にある旧 OA 町（2005 年以降の OA 地区）に位置する。OA 地区は過疎化進行中の山間農業地域である（農林業センサス）。水田面積（水張面積）は 584ha、基盤整備率が 95% である。地区内には 8 大字があり、そのうちの 7 大字に複数集落を担う集落営農法人が設立された。7 法人の中に、4 法人が大規模個別経営と連携する部分融合型の集落営農法人である。分析対象とされた部分融合型集落営農法人と大規模個別経営の概要は表 3-1 と表 3-2 の示す通りである。

表 3-2 大規模個別経営の概要

個別経営 経営主の年齢		W 農家 (30 代)	K 農家 (30 代)	I 農家 (40 代)
作付面積 (2013)		22.7ha	11.9ha	9.6ha
農地の分布	集落外		集落外	
作業受託	0.3ha	—	—	—
その他	—	育苗	—	—
作付品種	主食用米 飼料作物 米粉 大豆 その他	14.6ha 1.3ha 5.0ha — 1.8ha	8.9ha — 2.2ha 0.2ha 0.6ha	6.8ha 0.9ha — — 1.9ha
労働力	W本人 家族 3 名 — —	K本人 家族 2 名 — —	I 本人 — — —	
機械・施設	—	育苗ホウス 12 棟 (48m × 6m) 乾燥機	トラクター (27ps) コンバイン (4 条刈)	

資料：聞き取り調査（2013 年）より作成。

### （1）（農）C と W 農家との連携

W 農家（30 代）は親（60 代）の世代から専業農家で、集落内と集落外における農地（水田）集積を進めてきた。1996 年には水田 11ha と繁殖牛 39 頭の複合経営を営んでいた（柏 1997）。地元の IK 集落①では基盤整備を契機に、1995 年に IK 集落①農業生産組合が設立された。W 農家は他の農家 4 戸と協力しながら、農業生産組合の中核的なオペレータとして務めてきた。農業生産組合は

集落内の機械の共同利用や作業受託を行ってきた。高齢化にともない、作業委託だけで維持できなくなった農家が増加しつつある集落の情勢の中で、農業生産組合の機械更新の時期も迎えられた。集落において水田農業の担い手を確保すること及び更なる経営の合理化を目指すため、集落ぐるみで検討を重ねた結果として、2001年に新たな集落営農法人（農）Cが設立された。

集落総農家数45戸のうち、集落①と集落②に2戸ずつ計4戸が法人に加入していなかった。W農家を含む法人の構成員数は41名である。法人の出資基準について、法人形態が農事組合法人であるため、構成員が持ち込み面積10a当たり1万円を出資する。

W農家は法人の役員（理事）となり、法人の経営を全面的に委ねられた。法人の経営に力を注ぐと同時に、集落外で集積した水田の経営もある。表3-2の示すように、2013年現在、集落外の経営面積が22.7haである。今後も集落外の経営面積が増加していく見込みである。W農家は集落外における自己経営の作業を法人に委託し、自分で作業を担う。法人の担い手について、W農家以外に固定のオペレータ4名が確保されている。他のオペレータの協力も含めて、W農家は、こうして集落内外の水田経営に関する作業管理を自分で一元的に管理、調整することが可能となった。法人経営と自己経営を効率的に行う体制が整えられた。

## （2）（農）DとK農家との連携

親の世代から専業農家であるK農家（30代）も上述のW農家と同じ、集落内と集落外において農地集積を進めてきた。機械更新を契機に、1996年に自己資本でコンバインの更新をせずに、地元のHT集落生産組合から機械貸借に切り替え、それとともに、HT集落を担う生産組合のオペレータとなった。当時、自己所有だった春作業用の機械は生産組合に貸借した。当時から先代の経営主は集団との連携について、「共存共栄」であると評価していた<sup>注3)</sup>。2002年に集落の合意によって集落営農法人（農）HT農場が発足した。

法人設立とともに、K農家は法人の理事となり、中核的オペレータの役割を果たし続けている。HT集落の水田面積<sup>注4)</sup>は20haである。2007年に、周辺の2集落からも法人に担ってもらう要請があった。それにともない、法人名は（農）Dに変更された。法人の出資基準は、持ち込み面積10当たり15,000円に設定されている。2013年現在、法人の経営面積は表3-1の示すように、33.5haに

達している。K 農家は法人の業務と育苗作業等で忙しく、集落外の自己経営を積極的に拡大することを主張しない。

### (3) (株) E と I 農家との連携

I 農家（40代）は親から 9ha の水田を継承して専業農家となった。（株）E は 2009 年に I 農家と JA 職員が主導で設立された法人である。この 2 名は法人の経営を担う。法人が拠点となる集落は OD 集落と EM 集落である。I 農家は OD 集落出身のものである。法人設立の数年前から、OD 集落と EM 集落において効率的な農業生産基盤を確立するため、集落の専業農家が主要な機械作業を担い、兼業農家に補完し軽作業や管理作業を行う農業生産システムを検討してきた。集落合意の結果として、I 農家を中心とした特定農業法人の設立となった。法人の出資基準は、持ち込み面積 10a 当たり 10,000 円に設定されている。構成員数は、2013 年現在 21 戸で、経営面積が 16.3ha である。設立当時の経営面積が 13.5ha で、集落内の農家の高齢化にともない、法人は経営規模を拡大していく。

I 農家は法人の取締役兼中核的オペレータとなっている。集落外の経営面積（利用権設定面積）は表 3-2 の示す通りで、2013 年現在 9.6ha である。稻作以外に、繁殖牛の養殖もあり、稻作と畜産の複合経営である。集落外の自己経営の水田作業は法人に作業委託し、作業は I 農家自身が行う。法人設立の年数が浅いため、機械の装備が少ない。I 農家は自己所有の機械を更新の時期までに法人に貸している。今後、I 農家は自己資本で機械を更新せずに、法人が導入する機械を利活用する。

## 1. 2 集落レベルの諸生産要素の調整・再配分

次には、上述 3 事例の取組みから集落レベルの生産要素の調整・再配分を見ていく。

### (1) 「土地」の利用権設定面積に関する調整・再配分

3 事例では、集落営農法人設立を契機に、法人のほかの構成員と同様に、法人と部分的に融合する 3 戸の大規模個別経営も集落内の自己経営の水田<sup>注5)</sup>を法人に移管させた。W 農家が 5ha を（農）C に移管させたことによって、法人による IK 集落内の農地集積率は 98% となった。K 農家が 7ha を（農）D に移管

し、HT 集落での法人の農地集積率は 100%に達した。また、I 農家も同様に OT 集落にある 8ha の水田を法人に移管し、OT 集落での法人の農地集積率は 50% までに高められた。集落内における農地の利用権設定の移管に関して、各大規模個別経営と法人の間の協議だけではなく、関わる地権者の同意も必要で、集落レベルの合意形成を通して実現したことである。

## （2）機械・施設の調整・再配分

各集落営農法人の機械所有状況は表 3-3 のようである。（農）C と（農）D は設立年数が長いため、所有する機械・施設が（株）E より多い。大規模個別経営の機械・施設の所有と利用状況は以下の通りである。

（農）C が設立された時、W 農家は、自己所有のトラクター（46ps, 6 年使用）1 台とコンバイン（4 条刈, 7 年使用）を法人に拠出した。それ以降、主要な機械を所有せず、法人の機械を貸借し活用する。

K 農家は（農）D が装備していない育苗施設と乾燥調整施設を所有している。K 農家が法人に種苗を提供し、法人の乾燥調整作業を受託している。表 3-3 にある法人所有の機械は貸借によって K 農家の集落外の水田作業に利活用される。

（株）E は設立当時から I 農家が所有しているコンバイン（4 条刈）と補助用のトラクター（27ps）を使用し、I 農家は法人が導入した大型機械を貸借して利活用している。

以上のように、法人の設立にともない、集落内における機械・施設の所有と利用が調整された。それによって、集落を単位とした機械・施設の過剰投資が回避された。大規模個別経営は高額な機械購入代金、修理費、減価償却費を含む機械投資・維持コストが軽減できた。法人の機械は大規模個別経営の集落外の機械作業にも活用され、機械稼働率が高められた。また、（農）D と（株）E は機械・施設の装備をせずに、大規模個別経営が所有する機械を補完的に利用するなどのメリットを有する。

## （3）労働力の調整・再配分

法人内での労働力の調整は以下のように行われる。W 農家、K 農家と I 農家は法人の中核的な存在であるが、表 3-1 の示す通りに、地元集落外にも多くの水田を集積している。前 2 者が担う法人と集落外の水田経営面積は合計 40ha を超え、後者の I 農家が担うのも 25ha を超えている。そのため、各法人の「労働

力」の状況が表3-1の示したように、法人は大規模個別経営3戸に過重な労働量を負担させないように工夫し、補完的オペレータを備えている。さらに、大規模個別経営が万が一病気や事故に遭遇する場合、補完的オペレータが法人の水田経営だけでなく、大規模個別経営の集落外の水田経営も助けることができるような体制となっている。水田を生産基盤とするムラ社会の「結」を現代的契約の形で反映されているといえる。

以上のように、3法人と各々の地元集落の大規模個別経営間には「ヨコの組織化」が図れた。次の節には、旧町を単位として、複数の集落営農法人と大規模個別経営による「タテの組織化」を見ていく。

表3-3 集落営農法人の機械と施設の所有状況

法人	(農) C	(農) D	(株) E
機械	トラクター (46ps) × 2台 田植機 (8条植) × 1台 水稲自動直播機 不耕起直播機 (6条播) コンバイン (5条刈) × 2台 乗用管理機 (撒布幅 10m) 乾燥機 粉搗機 選別自動計量機 色彩選別機	トラクター (46ps・65ps・51ps) 田植機 (8条植) × 2台 不耕起直播機 (6条播) コンバイン (6条刈・4条刈) ロータリー (46ps用・65ps用・51ps用) 除草機 (田植機用) 畑塗機 溝堀機 乗用管理機 (防除用) フレールモア 製粉機装置 管理機 (ネギ)	トラクター (75ps・58ps) 田植機 (8条植) × 1台 畑塗機 貨物自動車 フレコン計量機 紙袋計量機
施設	乾燥調整作業舎 (156.29 m <sup>2</sup> ) 米検査場 (104.4 m <sup>2</sup> ) 農機具格納庫 (129.6 m <sup>2</sup> ) 育苗ハウス 4棟 (55m×6m) 等	パイプハウス (6m×20m) 保冷庫 農機具格納庫 (180 m <sup>2</sup> ) 等	米貯蔵庫 3坪

資料：聞き取り調査（2013年）より作成。

## 第2節 地域内の諸主体の連携強化—「タテの組織化」—

### 2. 1 複数の法人と大規模個別経営による（株）OA 農産の結成

前述のように、OA 地区の 7 大字に集落営農法人が設立された。これらの 7 つの集落営農法人と 6 戸の大規模個別経営は上部組織としての（株）OA 農産（以下、「OA 農産」と略す）を結成し、多様な調整、共販、そして転作作業受託の調整等に取組んでいる。

OA 地区において、経営規模 3ha 以上の農家 10 戸が合意したことによって、1977 年に「大型稻作研究会」<sup>注6)</sup>が発足した。経営規模を 20ha 以上に拡大することが目標とされ、標高差と水稻の早晚性の品種を利用した作付け体系の構築や、省力化と有利販売に関する研究が行われた。この研究会は、地区の個別経営の大規模化が推し進められる社会的基盤である。

大規模個別経営は自ら主導する「大型稻作研究会」をベースに、早期の段階から、地域共同で効率的な転作対応のための共同組織を設立した。1998 年に緊急生産調整推進対策が施行され、転作率の拡大が求められた。同年、K 農家の初代経営主が大豆を試作はじめ、畜産と複合経営の W 農家の二代目経営主が乾田化する必要のない発酵粗飼料として使用される飼料用稻を栽培はじめた。2001 年に K 農家がはじめとする構成員 13 名で大豆生産組合を発足させた。同年、W 農家をはじめ、組合員兼オペレータ 10 名で飼料稻生産組合を設立した。

2003 年までに、OA 地区において 5 つの集落営農法人ができており、法人と連携する大規模個別経営は情報交換及び地区の共同課題を解決するため、新しいネットワーク組織「OA 町集落法人ネットワーク」を発足させた。主な取組みは以下のようである。①共通の米のブランド「OA 米」を確立するため、共通の米袋を印刷し、構成員に販売する。②防除用無人ヘリコプターの導入に向け、オペレータの養成に取組む。

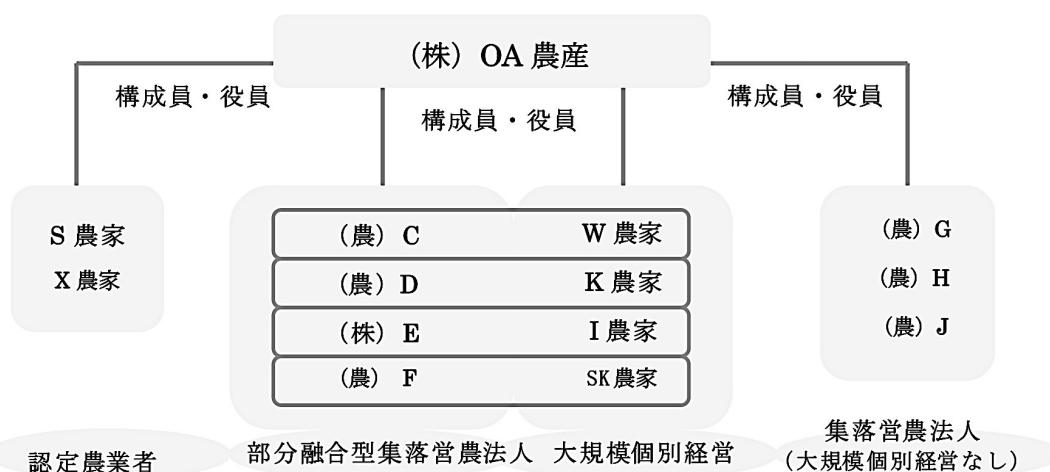
OA 地区において、より効果的な転作体系の構築と地域ブランド米の生産拡大、生産資材の共同仕入れ等の新たな共同事業化を目指すために、各集落営農法人と大規模個別経営にはより有効的な「タテの組織化」が求められた。前述の各種転作対応の生産組合を包含して、2007 年に構成員としての 6 集落営農法人と 6 戸の大規模個別経営からなる（株）OA 農産が発足した。2009 年に（株）E が設立され、OA 農産の構成員となった。2013 年現在、構成員の水田経営面積は合計 248ha で、OA 地区全体の 42.5% を占める。OA 農産の組織図は図 3-1

の示すようである。

事業内容は、構成員の転作率と転作作目の調整、無人へり防除、飼料用稻の秋作業の受託、特別栽培米「OA 米」の生産促進、肥料等の生産資材の共同購入、生産物の共同出荷、営農情報交換等である。

OA 地区の主要な転作作目は大豆と飼料用稻から飼料用稻と米粉用稻に転換した。飼料用稻の生産技術の普及と出荷ルートの確保は W 農家が担ってきた。構成員の飼料用稻の収穫作業は OA 農産が窓口として全面的に受託する。その作業は W 農家と I 農家を中心とする地区内の大規模個別経営が担う。米粉の生産について、W 農家と K 農家が販路確保と技術統一に工夫し、構成員への栽培普及を行ってきた。

図 3-1 OA 農産の組織図



資料：聞き取り調査（2013年）より作成。

## 2. 2 集落を超える諸生産要素の調整・再配分

次に、「タテの組織化」による集落を超える土地、機械・施設、労働の再配分を見ていく。

### （1）土地利用に関わる調整・再配分

前述した通り、「タテの組織化」による土地利用の調整・再配分は主に転作対応として行われる。OA 農産は構成員間において転作率を調整する。構成員の各

法人と大規模個別経営の間には転作率の差がある。表3-4に、各構成員の転作率が示される。転作の飼料用稻と米粉用稻はOA農産が窓口として年間出荷量を契約することによって栽培されている。毎年、全構成員が参加する営農会議で、構成員の経営実態、耕作能力等の諸条件を勘案する上で、各構成員が担う転作面積を調整する。設立年数の浅い(株)Eは機械装備がまだ不十分で、経営規模もほかの法人ほど大きくないため、転作率が特段に低く設定されたことは一例である。なるべく出荷単価の高い主食用米の栽培を優先させる取組みである。こうしたように、OA農産は管轄地域において集落を超える調整を行っている。

表3-4 各構成員の転作率

構成員	(農)C	W農家	(農)D	K農家	(株)E	I農家	S農家
転作率	40%	36%	34%	35%	19%	29%	34%

資料：聞き取り調査（2013年）より作成。

注：S農家（30代）は認定農業者である。地元集落の法人と連携しておらず、タテの組織化の中でOA地区の水田農業の広域組織化に参加している。2013年の調査時に、OA農産の取締役である。S農家先代から水田10haを継承し、2013年現在の水田経営規模は25.1haに達した。ほうれん草、春菊、水菜等の野菜複合経営で、通年雇用2名（30代と40代男性）とパート2名（女性）がいる。集落レベルの集落営農法人と連携しないのは、野菜作業と水稻経営の作業計画を調整する必要で、それとの関連で機械利用の自由度が法人優先の場合に制約されることである。

## （2）機械・施設の再配分

OA農産が所有する機械・施設は以下の通りである。汎用コンバイン、無人ヘリ、大豆コンバイン、管理ビーグル、選粒機、ショットガン、ラップマシン、フロントローダー等がある。転作関連の機械を所有し、各構成員にとって過剰負担となるコンバインや防除ヘリ等を装備した。（農）CとW農家は米粉用稻のコンバイン等、（農）DとK農家は大豆と米粉用稻のコンバイン等、S農家は大豆と米粉用稻のコンバイン等を利用する。大型機械の利用日程の調整はOA農産の営農会議で検討される。これらは集落レベルにおいて大規模個別経営と集落営農法人とのヨコの組織化に対して、OA地区という広域をカバーするタテの組織化による利用調整であるといえる。

## （3）労働力の調整・再配分

タテの組織化による集落を超える労働力の調整を示す。ヨコの組織化に参画しない S 農家は、ほかの大字にある中核的な大規模個別経営が存立していない集落営農法人（農）F の乾燥調整作業を担っている。また、OA 農産は窓口として一括受託した防除作業と転作関連作業の分担に関する調整を行っている。K 農家と認定農業者の S 農家は地区内外の無人ヘリによる防除作業を担っている。2012 年の実績は OA 農産が計 334ha の水田の防除作業を受託し、そのうち構成員外からの委託分 50.7ha を含んだ。W 農家と I 農家等は飼料用稻の収穫作業を OA 農産から受託した。2012 年の飼料用稻収穫作業の実績は 20.8ha で、そのうち構成員以外の委託分が 4.2ha であった。以上のように、OA 農産は大規模個別経営の特長を活かし、集落を超える労働力調整の役割を果たしている。

### 第 3 節 諸生産要素再配分の効果

#### 3. 1 各法人の経営収支からみる効果

各集落営農法人の経営収支（2012 年）は表 3-5 の通りである。各法人の当期利益を見ていく。（株）E は 7 万円の赤字を出した。そこで計上された特別損失は、設立年数が浅く、機械装備を充実していくための農業経営基盤強化準備金として蓄積され、経常利益を優先的に内部留保にしたものであった。（株）E の経常利益は 315 万円で、主食用米栽培の面積の多さが寄与している。それは経営振籃期にある当法人を支援する OA 農産のほかの構成員からの転作率配分に関する配慮である。これは、広域レベルでのタテの組織化のメリットといえる。

（農）C と（農）D の当期利益は 774 万円、1084 万円であった。これは W 農家と K 農家をはじめとする大規模個別経営も含む法人構成員の水田利用権を法人に移管させて、集落内における水田の面的集積率が各々 98% と 100% に達したことは作業の効率アップにつながっている。また、前述のように W 農家は法人と自己経営の一体的な経営管理を可能とし、経営効率向上に貢献している。経営能力の高い K 農家が他集落領域での自己経営拡大戦略を優先せず、法人の経営管理と作業遂行の中核的担い手として務めることに関係があると考えられる。また、2 法人ともに集落レベルで機械・施設の重複投資を回避し、機械の稼働率を高めることも多くの利益を出した要因の一つである。次に機械コストの低減効果を見ていく。

### 3. 2 機械コストの低減効果

法人と部分的に融合した大規模個別経営の機械コスト軽減状況について、W

表 3-5 各法人の経営収支状況

経営収支	(円)	(農) C	(農) D	(株) E
売上高①	33,935,565	43,959,273	27,288,505	
製品売上高	26,993,424	39,298,064	22,759,934	
商品売上高	1,962,769	2,307,462	1,101,839	
作業受託収入	4,853,370	2,166,407	3,426,732	
機械利用料	88,335	—	—	
価格補填収入	37,640	187,340	—	
売上原価②	22,199,276	36,491,065	23,259,177	
売上総利益③=①-②	11,736,289	7,468,208	4,029,328	
販売費一般管理費④	4,865,132	5,474,876	4,298,022	
営業外収入⑤	8,960,785	15,996,459	3,577,724	
営業外費用⑥	53,945	131,781	155,319	
経常利益⑦=③-④+(⑤-⑥)	15,777,997	17,858,010	3,153,711	
特別利益⑧	244,356	4,550,310	—	
特別損失⑨	6,000,000	11,496,000	3,155,339	
税引前当期利益⑩=⑦+⑧-⑨	10,022,353	10,912,320	1,628	
法人税及び住民税⑪	2,282,000	71,000	71,000	
当期利益⑫=⑩-⑪	7,740,353	10,841,320	△72,628	

資料：各法人の決算資料（2012年）より作成。

表 3-6 機械コストの試算

機械コスト（千円）	法定耐用年数（7年）	実質耐用年数（10年）
減価償却費	3,075 (a)	2,150 (b)
レンタル機械料金 (法人へ支払)	荒起:316 代搔:403 田植:762 刈取:1,731 合計: 1,482 (対 a: 48.2%, 対 b: 68.9%)	

資料：聞き取り調査（2013）より作成。

注：減価償却費はトラクター46ps（800万円）、田植機4条植（350万円）、コンバイン4条刈（1,000万円）で試算した結果である。

農家で示す。表3-6にW農家が稻作用主要機械を自己所有とした場合と集落営農法人から機械を貸借した場合の比較を示す。W農家は自身の技能と農地条件のもとに、表示の性能の機械1セットで20haの耕作が可能であると判断している。機械の法定耐用年数とW農家の推測する実質耐用年数10年での減価償却費を示す。法人へ支払った機械の貸借料と比較すると、料金合計は法定の耐用年数の半分以下である。実質耐用年数の場合では、30%以上低い。

また、W農家は貸借によって膨大な修理費や機械の格納庫が不要であるなどのメリットも強調した。法人設立までに機械の格納庫とされた倉庫は現在畜産用に利活用されている。W農家が機械を所有する際に装備すると考えている機械の性能は表3-6の示すようである。しかし、法人はより高性能＝高額の機械を装備しており、W農家にとってはより効率的に作業計画を遂行するメリットがある。このようなメリットは単純連携型の場合には発生しない。

### 3.3 「集落農業所得」にみる効果

広島県農政は農業所得概念を敷衍して「集落農業所得」の概念を集落営農法人の収益性の把握に使用している。収入から農機具費、資材費等、販売費と一般管理費を控除した労務費、地代、作業委託、役員報酬、経常利益の合計である。集落農業所得から役員報酬と経常利益を控除した額を集落還元額とする。各法人の生産原価（2012年）は、表3-7の示す通りである。各法人の作業委託費はW農家、K農家、I農家を中心とするオペレータとしての構成員に支払われる。（農）Dの種苗費（443万円）はK農家が法人に種苗を提供した苗の販売代金で、K農家に支払われる。（株）Eの貸借料（83万円）は、I農家所有の機械を貸借して支払われる機械利用料金である。役員報酬を含み、以上の項目から算出した集落農業所得は表3-8に示す。

広島県内の195集落営農法人（全法人の86%）を対象とした平均額（2013年）を表4-9に示す。10a当たりの集落農業所得は67,090円であった。（農）Cはその1.6倍、（農）Dは1.5倍であった。県の試算では役員報酬が労働費に算入されているので、この2項目に関する比較ができないが、その他の項目の比較は以下の通りである。地権者に支払われる地代は（農）C、（農）D、（株）Eの順番に、1.6倍、1.8倍、1.2倍である。経常利益について、順番に6.9倍、5.6倍、2倍ときわめて高かった。上述の3法人は、集落営農推進の先進県である広

表 3-7 各法人の生産原価

法人	(農) C	(農) D	(株) E
生産原価（円）	21,689,000	35,098,510	18,699,463
材料費	5,663,474	10,137,421	4,462,378
種苗費	736,281	4,434,543	338,270
肥料費	2,591,365	2,547,781	1,218,868
農薬費	2,130,197	2,595,534	1,216,842
労務費	3,717,238	1,000	3,655,566
生産経費	12,309,188	35,098,510	10,581,519
作業委託費	3,783,660	11,716,863	1,975,413
賃借料	222,617	-	858,626
農具費	960,550	68,459	322,159
修繕費	1,511,998	3,186,188	2,244,457
減価償却費	960,550	1,268,003	3,024,232
支払地代	4,015,450	6,254,844	2,066,656

資料：各法人の決算資料（2012年）と聞き取り調査（2013年）より作成。

表 3-8 集落農業所得試算

集落農業所得	(農) C	(農) D	(株) E
①労務費	3,717,238	-	3,655,566
②地代	4,015,450	6,254,844	2,066,656
③作業委託	3,783,660	11,716,863	1,975,413
④役員報酬	2,240,000	1,480,000	1,980,000
⑤経常利益	15,777,997	17,858,010	3,153,711
合計：(円)	29,534,345	37,309,717	12,831,346
10a 当たり (円)	108,184	97,926	68,617

資料：聞き取り調査及び広島県農業担い手支援課資料（2014年）より作成。

注：1) 2013年度広島県平均値は195法人による算出。役員報酬は労務費に算入され、平均台帳面積が23.4であった。各平均値について、①労務費7,754,000円、②地代2,098,000円、③作業委託3,906,000円、④役員報酬不明、⑤経常利益1,942,000円、10a当たり67,090円であった。

2) 10a当たりの集落農業所得=集落農業所得／各法人の台帳面積（水張面積+畦畔面積）(農)C、(農)D、(株)Eの台帳面積は27.3ha,38.1ha,18.7haであった。

島県の集落営農法人の中でも、比較的に大きな経営成果を遂げているといえる。

#### 第4節 意義と限界

集落レベルでの諸生産要素の調整・再配分は、「ヨコの組織化」によって大規模個別経営と部分融合型集落営農法人の間で行われた。これは広島県農政が推進する担い手中心型集落営農法人の一形態であるが、担い手中心型の大半を占める単純連携型と比較すると、集落内における土地、機械、労働力の調整・再配分が発生し、集落レベルでより互恵的な関係が構築されている。県農政は担い手中心型集落営農法人を重視した努力によって多くの法人が成立できた。ただし、部分融合型、単純連携型を問わずに、こうした関係の構築には、経営の中枢、中核的オペレータとしての大規模個別経営の存在が成立の必須条件である。これは、この類型の集落営農法人の限界ともいえる。広島県の中山間地において労働市場へのアクセスなどの諸条件から過疎化が進行しているが、他方で緩傾斜水田地域は少なくない。こうした物理的な条件、および1970年代から地区内の大規模個別経営間に形成されてきた「きずな」＝「社会的資本」という社会的な条件のもとに、大規模個別経営が比較的に多く成立してきた。本稿におけるヨコの組織化は、過疎化進行・緩傾斜中心の水田作地域等における担い手構造に関する展望を与える。

「ヨコの組織化」と「タテの組織化」の意義を考察する。ヨコの組織化は、集落内の農地集積率向上、法人の中核的人材確保、機械の過剰投資回避、ヨコの経済連関による担い手となる大規模個別経営をはじめとする構成員の収入向上等の効果を發揮している。タテの組織化は、転作率の戦略的調整による経営揺籃期にある法人への支援、各構成員に安価な賃借料での高性能転作機械の提供、集落を超える労働力の補完、タテの経済連関による構成員の所得向上等の効果が実証された。各集落営農法人と大規模個別経営の上部組織としてOA農産が発足したことによって、集落を超えるタテの組織化が図られ、地域農業へのメリットはより向上したといえる。これは複数の集落レベルの担い手が確保されていることを基盤に、結成された上部組織で、「ボットムアップ型」の組織化ともいえる。旧町レベルでこうしたヨコとタテの組織化が複合して地域農業の担い手システムが構築されてきた。

「部分融合型」集落営農法人の形成、及び複数集落営農法人と大規模個別経

営による「タテの組織化」の前提条件は、集落、あるいは旧村、旧町に大規模個別経営が存在するだけでなく、大規模個別経営に集落営農法人を担うという役割も果たせる使命感と行動力が求められる。過疎・高齢化進行中の中山間地域において、新たな大規模個別経営の確立が困難であることはこの形態の意義を一般化する時の限界といえる。また、地域に大規模個別経営が存在する場合、集落営農法人と連携する意欲が必ずしもあるというわけでもない。とはいってもの大規模個別経営と集落と結合した集落営農法人のあり様、及びさらなる連携を図る可能性については、地理的範囲を問わず、共通認識と共同目的を持つ集落営農法人と個別経営の今後の展開に示唆を与える。

## 注

注 1) 2010 年時点で 45 法人が設立され、広島県全域の集落営農法人の 2 割を占める。(広島県集落営農統計資料より、2010 年)

注 2) 拙稿 (2016) を参照。

注 3) 柏氏 (1997) を参照。

注 4) 集落の水田面積は台帳面積である。

注 5) 法人設立前から集落内の自己所有水田と集落内で集積してきた水田面積である。

注 6) 「大型稻作研究会」に関して、OA 農産が提供した資料には以下のように記述されている。「T 集落の M 氏の取組みが発端である。M 氏は、昭和 50 年代前半の圃場整備実施前から大規模経営を実践しており、昭和 52 年、M 氏の提唱する稻作経営大規模化に賛同した農家が集まり、作業効率化や経営安定化に向けた技術向上を目的とする大型稻作研究会が設立された。当初、経営規模 3ha 以上の農家で構成したこの研究会は、20ha を超える規模拡大を目標に、標高差と品種の早晚性を利用した作付体系の確立をはじめ、省力化やコスト削減、有利販売等に向けた研究を行ってきた。」

## 第4章 「旧村一体型」集落営農法人の成立条件と限界

第2章と第3章の事例には大規模個別経営が集落営農法人を担うという共通の特徴は見られる。モデルの限界は、集落営農法人の中核としての大規模個別経営を確保することである。

本章では、集落営農法人の経営展開に主たる従事者（大規模個別経営、常時雇用）が確保できず、旧村レベルを担わなければならない「旧村一体型」集落営農法人を対象とする。序章にも述べられたように、「旧村一体型」とは、旧村レベルの水田農業・水田資源管理を1法人が担わざるをえない状況の中で、法人の形成と経営展開のために旧村単位の協力体制が求められる集落営農法人の形態である。過疎・高齢化の進行にともなう集落機能の脆弱化へのもう一つの対応形態として、集落営農法人の設立誘因と成立条件を解明することは必要とされる。

### 第1節 課題設定

集落営農法人の労働力構成は、法人の安定的・持続的経営を左右すると重要視されている。集落営農法人を担う主たる従事者が確保できない場合、兼業農家を中心となる組織化が図られ、地域ぐるみ（地域全体）で営農体制を維持することは一般的である。この類型の集落営農法人は、ぐるみ型集落営農として議論されてきたが、決して明確に定義されたというわけでもない。

主たる従事者が確保できない集落営農の法人化のプロセスに関して、兼業・高齢化地域における集落営農の組織再編に着目し、集落営農を基盤として農地管理を担う組織の新設による組織再編が言及された（高橋 1996）。新設組織の役割について、以下のように語られた。「その際、集落営農から享受できる経済的、非経済的誘因が重要であり、……新設組織は、集落営農が担えない農地管理を代替えするとともに、主な機械作業は集落営農に委託するか、あるいは、集落営農が所有する機械・施設等を利用することで、集落営農の操業度低下を防ぐ役割が求められる」（高橋 1996）。1990年代の集落営農の取組みにおいて、集落内外の環境変化に対応するために、組織の新設が既に求められていた。ただし、再編のプロセスに関して、1990年代の協業組織は、少人数の合意形成で設立されたもので、

今日のような地域大半以上の農家・水田に係わる組織の再編と経営規模が異なるだけの問題ではない。

2000 年以降、集落営農の先進地である北陸・中国地方において、「集落ぐるみ性が強いが、「集落営農経営」への発展の見込みは薄い」というふうに指摘された（桂 2006）。中山間地域において、主たる従事者が確保できない場合、慢性的担い手不足によって、集落営農が脆弱化し、法人化を図ることは困難になる。法人化が図れた場合、経営展開の特徴は、複合化・多角化の事業展開により、法人の安定的経営を確保する方向へ模索されている（稻本 2004）。以上は 2000 年以降、集落レベルにおける主たる従事者が確保できない集落営農の法人化問題、及び法人化後の経営展開方向に関する研究蓄積である。

主たる従事者不在化、さらに入戸減少による集落レベルでの対応が不可能となるため、広域レベルでの対応が求められる。こうしたなかで、本章は、旧村レベルを担わざるをえない「旧村一体型」集落営農法人に注目し、主たる従事者不在化問題の克服と広域レベルの組織化に関する検討を行う。とりわけ、「旧村一体型」集落営農法人の経営展開を支える地域諸主体間の連携関係の構築に重点を置く。

## 第 2 節 事例分析

### 2. 1 地区の概要

U 地区は広島県東広島市の北部に位置している。旧 U 村は明治時代（1899 年）の旧村であり、昭和時代（1953 年）において、ほかの 2 つの旧村との合併により、大字として旧 KN 町 TN 村の一部となった（聞き取り調査 2016）。平成の大合併を経て、U 地区は東広島市に編入された。地区内の標高は 50m～360m で、標高差が 300m を超える。山間部の急傾斜地に水田が形成された。水源は谷間の源流水、共同池、そして河川を利用する。

地区に賦存する水田資源は棚田である。畦畔法面が丁寧に手入れされている棚田の景観は広がる。地区全体の水田面積（水張面積）は 85ha である。そのうち、平均区画 10a で基盤整備されたのは 70.2ha で、未整備の 14.8ha には耕作放棄地発生防止の対策として木を植え、葡萄を栽培している。

地区には 14 組（集落）があるが（聞き取り調査 2016 年）、農林業センサスで

は 11 行政区域として統計されている。地区の農家世帯数（表 4-1）と農家人口（表 4-2）は 1970 年代から一貫して激減している。農林業センサス（2010 年）によると、地区全体の農家世帯数が 115 戸で、農家人口が 354 人である。そして、聞き取り調査によると、地区には一人暮らしの高齢者世帯は 20 戸ある。各集落の状況を見ていくと、農家数 10 戸以下の集落は 5 つあり、ほかの集落も 20 戸未満である。農業に従事する人口の減少にともない、水田農業の担い手不足と集落機能の脆弱化が地区の実態である。

## 2. 2 水田資源に係わる組織

地区には水田資源に係わる組織は 4 つある。それは、水田農業生産の生産組織として協業的な性格を持つ U 東営農組合と U 機械利用組合、中山間地域等直接支払制度（2001 年から）に対応するための中山間振興組合、及び農地・水・環境保全対策（2007 年から）に対応するための農地水環境保全組合である。次に、各組織の取組みを説明していく。

### ① U 東営農組合

1980 年からの基盤整備を対応するために、U 地区には、8 つの土地改良組合が設立された。基盤整備の終了（1998 年）とともに、転作奨励金（そば栽培）の受け皿としての U 生産組合と合併したことによって、U 東営農組合（以下、営農組合と略す）となった。営農組合以外に、U 機械利用組合（以下、機械利用組合と略す）もあるが、現在、機能していない。

営農組合は組合員 97 名（戸）で構成された任意組織である。営農組合はかつて地区内の水稻の機械作業を受託してきたが、集落営農法人（農）U（以下、法人 U と略す）の設立にともない、作業受託の機能を法人に移行した。地域活性化の一環として、そば加工センターを稼働し、集落内外のそば製粉加工の作業受託を行なっている。地区内の女性が廃校となった U 小学校（現在、地区の公民館施設）の一部を利用し、営農組合が加工したそば粉を活用して、そばの茶屋を運営している。

営農組合は、法人 U の設立にともない、水稻生産に関する協業組織から地域社会活性化を担う組織に転換した。U 東営農組合の収支状況は表 4-3 のようである。事業収入はそばの製粉代と法人 U からの土地賃貸料である。営農組合は収入

表4-1 U地区の総農家数推移

年	総農家数(戸)										
	1組	2組	3組	4組	5組	6組	7組	8組	9組	10組	11組
1970	26	20	25	-	19	34	33	32	36	17	27
1975	26	17	23	-	19	32	33	29	32	16	23
1980	26	16	24	-	17	29	32	29	31	16	23
1985	24	16	22	-	16	26	28	29	28	16	21
1990〔販売〕	22	16	20	-	16〔15〕	23	26	27〔22〕	28〔23〕	15	19
1995〔販売〕	22	15〔13〕	19〔17〕	-	15〔13〕	22	22〔17〕	27〔23〕	27〔22〕	15〔14〕	19
2000〔販売〕	20	15〔14〕	20〔17〕	-	15〔12〕	15	19〔13〕	25〔20〕	23〔17〕	16〔15〕	17〔15〕
2005 販売	17	10	16	-	12	10	12	16	15	11	11
2010 販売	8	10	15	3	9	9	12	16	15	11	7

資料：1970年～2010年農林業センサス統計より作成。

注：1990年から農家の定義に関して変更があり、詳細は第2章表2-1の注を参照。

表 4-2 U 地区の農家人口推移

年 度	農家人口 (男・女) 単位: (人)										
	1組	2組	3組	4組	5組	6組	7組	8組	9組	10組	11組
1970 (64・60)	124 (40・42)	82 (60・59)	119 (54・51)	- (39・45)	84 (70・60)	130 (58・51)	157 (74・70)	114 (51・63)	125 (57・68)	70 (37・35)	102 (54・48)
1975 (67・57)	124 (39・38)	77 (54・51)	105 (22・36)	- (58・51)	69 (74・70)	109 (52・60)	144 (48・62)	112 (48・62)	110 (34・31)	65 (34・31)	65 (34・31)
1980 (66・57)	123 (30・33)	63 (48・45)	93 (30・31)	- (44・44)	61 (75・73)	88 (45・49)	148 (46・60)	94 (46・60)	106 (28・27)	55 (28・27)	62 (35・27)
1985 (54・43)	97 (34・35)	69 (41・42)	83 (34・33)	- (42・44)	67 (54・57)	86 (48・44)	111 (48・44)	92 (46・60)	106 (30・32)	62 (30・32)	67 (34・33)
1990 (38・38)	76 (34・32)	66 (37・36)	73 (35・39)	- (41・37)	74 (50・47)	78 (47・44)	97 (49・63)	91 (49・63)	112 (32・33)	65 (32・33)	45 (25・20)
1995 (25・34)	49 (31・23)	54 (32・31)	63 (34・38)	- (39・37)	72 (39・35)	76 (42・45)	74 (47・61)	87 (47・61)	108 (28・28)	56 (28・28)	61 (30・31)
2000 (20・27)	47 (54・31)	15 (34・37)	71 (28・36)	- (34・23)	64 (41・40)	57 (45・42)	81 (39・48)	87 (31・32)	87 (27・26)	63 (27・26)	53 (27・26)
2005 販売 (22・25)	49 (17・17)	34 (29・29)	28 (18・20)	- (21・14)	38 (27・29)	35 (21・24)	56 (21・24)	45 (30・30)	60 (22・19)	41 (22・19)	33 (16・17)
2010 販売 (13・15)	28 (15・13)	28 (19・28)	47 (3・3)	6 (14・14)	28 (18・12)	30 (25・25)	50 (19・20)	39 (26・24)	50 (15・17)	32 (15・17)	16 (7・9)

資料：1970 年～2010 年農林業センサス統計より作成。  
注：1990 年から農家の定義に異して変更があり、詳細は第 2 章表 2-1 の注を参照。

がわずかしかないが、地区には欠かせない社会的役割を果たしている。

表 4-3 U 東営農組合の収支状況

収支項目	予算額(円)	決算額(円)	備考
①収入の部	2,681,000	2,497,891	-
事業収入	1,000,000	572,700	製粉代（そば加工）
集落営農法人振込金	0	100,000	土地賃借料
さわやか茶屋振込金	0	143,484	茶屋使用電灯代
雑収入	573	280	貯金利息
繰越金	1,680,427	1,680,427	-
②支出の部	2,681,000	1,086,041	-
営農組合費（運営費）	1,021,000	755,640	会議、人件費、土地賃貸料等
生産組合費	560,000	330,401	-
運営費	70,000	0	-
固定費	460,000	330,401	修理費、労務費、電力費
管理費	30,000	0	-
積立金	1,000,000	0	-
予備費	100,000	0	-
合計（次期繰越金）=①-②	0	1,411,850	-

資料：U 東営農組合決算書（2013 年）より作成。

## ② 中山間振興組合

中山間地域等直接支払交付金の受け皿として、地区には、2001 年に中山間振興組合が設立された。農道と水路の管理、農用地周辺林地等の維持管理といった地区的農業生産を維持するための共同作業を担う組織である。例えば、イノシシ・鹿等による獣害の対策として、地区 14 組全域を網羅する防護柵 34km を設置し、地区全体の生産と生活環境を整える。

2016 年現在、地区全体は 1 つの単位で協定を締結している。協定面積は 80.8ha で、そのうち 96% が水田面積で、4% が畑面積である。受取交付金の配分について、各集落の地権者（個人配分）に 5 割、上述の地区的共同取組に 5 割とされている。そして、地域の総意に基づいて、集落共同取組活動用の経費に余裕があれば、農業機械・施設等を導入する。

機械・施設導入の実績は表4-4の示す通りである。中山間地域等直接支払交付金を利用して導入された機械に関して、機械作業の依頼者の所属によって機械作業料金の設定が違う。中山間振興組合員は、機械利用組合員や地区外の方より安価に利用できる。機械作業料金の設定基準は、表4-5の通りである。2010年までに導入された機械・施設は営農組合に管理されていた。法人の設立とともに、全ての機械・施設が法人に移管された。

表4-4 機械・施設導入実績

取得年月	機械・施設名	取得価格（円）	中山間直接支払金（円）	管理
2001年12月	トラクター	5,145,000	5,145,000	U 東営農組合
2001年12月	ブームスプレヤ	2,600,000	2,600,000	U 東営農組合
2003年9月	そば大豆コンバイン	4,662,000	4,662,000	U 東営農組合
2003年12月	車庫	3,498,692	2,000,000	U 東営農組合
2007年3月	水稻コンバイン	5,860,000	4,860,000	U 東営農組合
2010年3月	トラクター	5,000,000	4,000,000	U 東営農組合
2014年3月	農機具格納庫	7,000,000	7,000,000	U 東営農組合
2014年12月	バックホウアタッチメント	190,000	190,000	(農) U
2015年3月	運搬車両	2,750,000	2,750,000	(農) U
2015年3月	育苗機	234,000	220,122	(農) U
2015年3月	播種機	520,000	520,000	(農) U
2015年3月	荷受コンテナ(3基)	463,800	463,800	(農) U

資料：U 東営農組合と法人 U の資産管理資料（2001年～2015年）より作成。

地区内における交付金の配分に関して、前述したように、協定の構成員である地権者への配分は5割、集落機能維持のための共同取組みには5割と設定されている。水田の場合、10a当たり 21,000円に広域協定の加算金 3,000円を加えると 10a当たりの交付金が 24,000円となる。そのうちの 12,000円が地権者に再配分される。法人に水田の経営委託を依頼しているかどうかを問わず、協定に加入している全ての水田の地権者に 10a当たり 12,000円が配分される。本来、水田を法人に経営委託をしている（利用権設定）場合、法人は個人配分の額を受け取るのが当然であるが、その分を受け取らなかった。その代わりに、法人は地権者に支払う地代を安価に設定し、10a当たり 1,500円となっている。法人に経営委託をしている場合、地権者が受け取る交付金と法人から支払われる地代の合計額（＝

地代総額) は 13,500 円となり、中山間地域において比較的に高い地代設定である。地権者の受け取る分を多くした理由は、基盤整備の償還期間がまだ終了していないなくて、残り 4 年間があるということである。

表 4-5 機械作業料金表

組合別	機械作業料		
	水稻コンバイン (刈取)	トラクター	ブームスプレア (水稻葉剤散布)
機械利用組合員	18,000 円／日	8,000 円／日	5,000 円／日
中山間振興組合員	15,000 円／日	5,000 円／日	4,000 円／日
組合員以外の利用者	23,000 円／日	10,000 円／日	-

資料 : U 東宮農組合機械作業料金・使用料金資料 (2010 年) より作成.

### ③ 農地水環境保全組合

旧農地・水・環境保全向上対策の交付金の受け皿として、2007 年に農地水環境保全組合が設立された。構成員数は 71 戸で、持ち込み面積は 72ha である。集落共同で水路、農道などの環境資源の日常的維持管理、集落生活環境を保全するための組織である。受け取った補助金はすべて地区の環境を維持するための共同活動に活用してきた。少子高齢化、耕作者不足、農地の荒廃、小規模農家による機械投資困難というような地区の実情から、機械の共同利用による機械コストの削減、地域の水田をはじめとする地域資源を持続的に維持・管理していくために、2010 年に農地水環境保全組合を母体とした集落営農法人が発足した。

U 地区はなぜ農地水環境保全組合を法人化の母体にしたのか。その理由は、営農組合と少数の組合員からなる機械利用組合は経営能力をもたない協業組織だったため、新たに設立した地区の新しい「コミュニティ」としての農地水環境保全組合が法人化の意図と合致し、法人化が図られた。

## 第 3 節 集落営農法人（農）U の設立と経営状況

前述のように、法人 U は地区の農地水環境保全組合を母体とした集落営農法人である。2010 年 11 月に U 地区で設立総会が開催され、地区全体で農業生産・環

境維持を対応していくという方針が定められた。法人 U は 2010 年 12 月末に発足し、地区全体の約 3 分の 1 の水田 28.7ha が法人に経営委託された。設立時の構成員数は 53 名（戸）、構成員の出資基準は持ち込み面積 10a 当たり 6,000 円と設定されている。法人の役員は 9 名で、理事 7 名と監事監査 2 名からなる。代表理事は元の営農組合長の A 氏である。法人は翌年 12 月に特定農業法人となった。

代表理事の A 氏（70 代）は定年まで JA 広島経済連支所（東広島市）に務めていた。定年後、地区内の法人化に力を注いだ。A 氏は法人の代表理事となった以前から、長年にわたって営農組合長を担い、地区の水田農業に係わる中心的な人物である。

法人の構成員の中には、地区内の唯一の専業農家 1 戸も含まれている。その専業農家は地区内の水田を法人に委託し、地区外において水田の集積を行い、2016 年現在、水田 10ha で営んでいる。法人の理事として務めているが、法人の生産管理には参与しない。地区外の 10ha の水田を耕作する機械装備は個人自己所有のもので賄うことが可能な状態である。

法人の組織構成について、総務経理部、営農生産部と施設機械部が設置されている。営農生産部は水稻と転作の作業を担う。水田農業生産の人員体制（オペレータ）は、60 歳から 68 歳までの地区内の定年組 10 名（男性）で構成されている。オペレータの時給は 1,000 円と設定されている。出役多い方は月 20 万円 6 ヶ月で年間合計 120 万円を稼ぐ。一方、出役が少ない方には 7 万円 6 ヶ月で年間 42 万円ぐらい支給される。地区内において働く場を創出するため、法人は 2013 年から基盤整備後の圃場 1.1ha にアスパラガスの栽培を開始し、地区内の常時雇用 1 名と臨時雇用 3 名、地区外の臨時雇用 10 名計 13 名の雇用を創出した。アスパラガス栽培管理のリーダーは常時雇用の地区内農家出身の方（40 代、男性）で、新規就農を支援する「農の雇用事業」による 2 年目の雇用である。畦畔管理（草刈り）と水管理は高齢者の 5 戸以外に、地権者に担われている。畦畔管理と水管理の作業料金は各々 10a 当たり 1,500 円と 2,000 円である。

法人の経営内容は、表 4-6 の示す通りである。法人の構成員数と経営面積（利用権設定面積）は毎年増加しつつある。2016 年 2 月現在の構成員数は 72 名（設立当時 53 名）で、経営面積は 41.6ha に達している。経営開始 5 年目現在の経営面積が設立当時と比較すると 12.9ha が増加し、地区内半分以上の水田は法人に

管理されている状況である。今後も、過疎・高齢化によって、法人の経営規模が拡大しつづける。

作付品種について、設立当時から 2013 年までの 3 年間にわたって、主食用稻と転作の飼料用稻、そば・麦二毛作が栽培された。飼料用稻の生産は法人から 10km 離れる KN 町外にある畜産農家と連携し、作付をはじめた。また、2013 年にアスパラガス栽培用の圃場を整備し、2014 年からアスパラガスの新規栽培を開始し、露地とハウス 2 種類の栽培方法で生産体制を整えた。主食用稻の作付面積は 15ha 前後に控えられている。経営面積が増加しても、主食用稻の栽培面積が増やせない。

40ha を超える経営規模に達した法人は、設立当初からの年金組の構成員 10 名で生産・管理体制を維持することが困難となり、「農の雇用事業」以外に、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、通年雇用を試みた。2016 年に、地域おこし協力隊隊員 3 名を採用した。年齢構成は 30 代 2 名と 40 代 1 名で、いずれも県外出身の農業未経験者である。法人は、冬季の雇用の場を創出するため、アスパラガス栽培を行いながら、2016 年から白ネギの生産も展開をはじめた。法人は、野菜など収益性の高い作物を導入することによって、経営の多角化を図り、経営の安定化と常時雇用の創出に工夫している。

法人の営農体制を支える機械・施設の所有・利用状況について見ていく。前述のように、法人は設立当時から、U 東営農組合と中山間振興組合の機械を利活用したことによって、初期の機械投資を最小限にした。中山間振興組合の機械所有状況は前節の表 4-4 に示された。営農組合所有の機械・施設の共同利用状況は、表 4-7 の通りである。前述したように、法人設立後、営農組合は機械・施設を法人に移管した。

営農組合と中山間振興組合の機械・施設の装備があったため、法人は設立初年度に大型農業機械を購入せずに委託された水田の生産管理を行った。法人は営農組合と中山間振興組合の機械・施設の実質管理者として、機械の貸借料なしで利用可能となっている。条件として、法人は共同利用の機械・施設の修繕費、減価償却費などの維持費用を負担する。これは各組合間における合意形成の結果である。

表4-6 法人の経営概要

年度別経営内容	2014 年度	2015 年度	2016 年度
構成員数	67 人	68 人	72 人
利用権設定面積	30.8 ha	38.8 ha	41.6ha
作業受託面積	12.5 ha	13 ha	12.3ha
そば	7.4 ha	13 ha	6.5 ha
麦	4.8 ha	-	5 ha
アスパラガス	0.3 ha	-	0.3 ha
水稻	-	-	0.5 ha
作付面積	30.8 ha	38.8 ha	41.6ha
水稻	16.6 ha	14.6 ha	15.5ha
コシヒカリ	6.2 ha	5.6 ha	6.4ha
ヒノヒカリ	9.8 ha	7.4 ha	5.8ha
ユメノハナ	-	1.2 ha	1 ha
アキサカリ	-	-	1.7 ha
ヒメノモチ	0.6ha	0.5 ha	0.6 ha
WCS (タチアヤカ)	5.1 ha	6.8 ha	7.8 ha
二毛作 (そば・麦)	8.2 ha	16.2 ha	9.3 ha
そば (宇山3号)	8.2 ha	16.2 ha	9.3 ha
麦 (キヌヒメ)	8.2 ha	13.1 ha	7.5 ha
アスパラガス	0.85 ha	1.2 ha	0.85 ha
白ネギ	-	-	0.2 ha
担い手状況	60歳から 68歳までの構成員 10名		
オペレーター時給	1,000 円		
地代	1,500 円／10a + 12,000 円／10a (中山間直接支払金個人配分)		
畦畔管理	1,500 円／10a		
水管理	2,000 円／10a		

資料：法人の作付面積集計資料（2014年～2016年）と聞き取り調査（2016年）より作成。

表 4-7 U 東営農組合所有主要機械・施設の共同利用

導入年月	機械・施設	取得価格（円）	組合資金（円）	異動金額（円）
1996年3月	乾燥場棟	17,529,870	5,847,314	11,693,000 県補助金
1996年3月	乾燥調整機	14,799,040	4,933,596	9,865,000 県補助金
1996年8月	塵埃糊殻処理庫	1,715,740	1,715,740	-
1996年4月	水稻総合施設	400,000	400,000	-
2000年8月	ホークリフト	924,000	924,000	-
2003年12月	保冷庫	820,000	820,000	-
2003年12月	そば乾燥機	1,186,500	296,625	889,875 県補助金
2003年9月	選粒機	1,050,000	262,500	787,500 県補助金
2004年1月	製粉機	2,205,000	551,250	1,653,750 県補助金
2006年11月	そば大豆汎用	4,850,000	3,845,698	1,004,342 共済組合共済金
2007年3月	溝上機	-	-	-
2008年3月	ダンプトラック	-	-	-
2009年4月	催芽器2台	95,220	95,220	-
2010年9月	播種機	38,800	-	38,800
2011年3月	プレハブハウス	588,000	-	588,000
2013年3月	農機具格納庫	1,952,600	1,200,000	752,600 (農) U

資料：U 東営農組合の資産管理資料(1996年～2013年)に基づいて作成。

次に、法人の経営収支を分析し、経営の安定性と持続性を検討する。法人が設立された初年度から2013年にかけて、水稻とそば麦二毛作を中心に経営し、黒字経営をキープしてきたが、2014年にアスパラガスの新規栽培が開始された。1年目はアスパラガスの茎の成長時期であるため収穫できなかった。2年目の収穫量は3年目以降の通常の半分しかない。2015年の出荷量が少なく、初期投資と高額な人件費を賄うことができず、経常利益が赤字に転落してしまった。なお、これが一時的な課題である。3年目（2016年）以降、収穫量が確保されれば、法人の経営改善は図られる。

主食用米の単収について、コシヒカリなどが300kg／10aで、収穫量最多の品種はユメノハナで450kg／10aである。主食用米のコシヒカリとヒノヒカリの販路について、法人構成員の飯米が5割強で、契約販売が3割、系統農協出荷が1割、インターネット販売が1割未満で消費されている。地区内の地産地消が大き

表 4-8 法人 U の機械・施設装備状況

導入年月	機械・施設	数量	価格(円)
2011年3月	催芽機	2台	50,000
2011年4月	台形畝立ロータリー	1台	550,000
2011年4月	育苗機	1台	82,950
2011年5月	薬剤散布機	1台	88,200
2011年6月	グルメ乾燥機（中古）	1台	250,000
2012年3月	穀物コンテナ	2台	259,200
2012年4月	田植機（4条植）	1台	2,050,000
2012年4月	播種機薬剤散布機	1台	80,000
2012年5月	中古管理機	1台	35,000
2012年6月	汎用コンバイン（4条刈）	1台	4,520,800（2,000,000市助成）
2012年8月	通風機（コンテナ用）モーター	2台	152,000
2012年8月	育苗洗浄機	1台	144,000
2012年11月	除草剤散粒機	2台	195,000
2013年3月	西倉庫（土地整備費含む）	1棟	968,217
2013年6月	水揚げポンプ	1個	137,690
2013年9月	色彩選別機	1セット	4,725,000 (2,250,000 経営体支援事業助成)
2013年10月	石抜機	1セット	
2013年10月	米麦選別機	1セット	
2013年10月	コンプレッサー	1セット	
2013年11月	トラクター	1セット	5,142,858(2,571,429助成)
2013年11月	播種機	1セット	443,810(221,905助成)
2014年3月	ウイングハロー	1台	940,000
2014年7月	育苗機（中古）	1台	30,000（組合員拠出）
2015年1月	防風ネット	2張	1,831,742
2015年3月	パイプハウス	8棟	19,536,164
2015年3月	ニプロフレールモア	1台	564,000
2015年3月	アスパラ ケージローラー	1台	100,000
2015年3月	防除機（大・小）	2台	1,327,000
2015年3月	アスパラマニアスプレッダ (堆肥散布)	1台	1,033,000
2015年3月	プロパンバーナー	2基	43,100
2015年3月	プレハブ式保冷庫	1基	1,200,000
2015年3月	アスパラ 自動選別機	1台	409,000
2015年3月	運搬車	1台	560,000
2015年3月	アスパラ トリマー	1台	73,000
2015年3月	液肥混入器	1台	450,000

資料：聞き取り調査（2016年）及び法人Uの資産管理資料（2011年～2016年）より作成。

表 4-9 法人 U の経営収支状況

収支状況	2013 年度 (円)	2015 年度 (円)
壳上高①	20,945,691	18,289,837
米壳上高	11,209,552	7,392,697
そば壳上高	1,645,497	879,950
小麦壳上高	112,664	140,287
WCS 壳上高	424,475	845,600
価格補填収入	3,412,660	664,710
アスパラガス壳上高	-	5,513,859
水稻作業受託収入	3,041,856	2,180,352
機械貸出収入	711,825	274,230
作業受託収入	387,162	398,161
壳上原価②	23,411,313	47,919,183
壳上総利益③=①-②	△2,465,622	△29,629,346
販売費一般管理費④	7,360,973	8,183,661
営業外収益⑤	18,682,030	36,760,490
営業外費用⑥	10,448	115,897
経常利益⑦=③-④+ (⑤-⑥)	8,844,987	△1,168,414
特別利益⑧	0	12,159,583
特別損失⑨	5,000,000	11,383,000
税引前当期利益⑩=⑦+⑧-⑨	3,844,987	△391,831
法人税及び住民税⑪	820,100	475,000
当期利益（損失）⑫=⑩-⑪	3,024,887	△866,831
前期繰越利益（損失）⑬	8,165,410	8,450,119
当期余剰金⑭=⑫+⑬	11,190,297	7,583,288

資料：法人 U の第 4 期（2013 年）と第 6 期（2015 年）損益決算書に基づいて作成。

な割合を占めている販売構造となっている。30kg当たりの出荷単価について、コシヒカリがインターネット販売9,000円>地産地消飯米7,000円>契約販売6,000円>農協出荷5000円台で、ヒノヒカリの出荷単価もコシヒカリと同じ順番で並べていくと、8,000円>6,300円>5,500円>5,000円台である。アキサカリは集落内飯米消費5割と農協出荷5割で、30kgの単価が6,000円(集落内向け)と4,800円(農協出荷)である。

法人の2013年度と2015年度の作付品目別の売上高は表4-9の示す通りである。2013年度の経常利益は8,844,987円だったが、その後一転して赤字となった原因是上述のアスパラガスの初期投資と労務費が多かったこと、及び政策転換の要因もある。前述のように、2014年度から、経営所得安定対策の政策転換により、主食用米の「米の直接支払金」が10a当たりで15,000円から7,500円に減額された。法人は以下の対策を講じた。主食用稻の作付率を2014年までの5割強から4割以下に引き下げ、転作としての飼料用稻、そば、麦、そして畑作のアスパラガスと白ネギで作目分散に工夫し、主食用米に関する政策転換による損失が100万円台に抑えられた。

次に2013年度と2015年度の法人Uの農産物生産原価を材料費、労務費と生産経費3項目で見ていく。

- ① 生産原価の中に、高い割合を占める項目は材料費に当たる肥料費と農薬費で、2013年度と2015年度に各々310万円と140万円、285万円と211万円であった。
- ② 労務費について、賃金と手当は各々486万円と1,665万円であった。2015年度に労務費が急増した原因はアスパラガスの収穫労賃1,200万円を支出したためである。一方、2013年度の労務費は平年並みで、60代のオペレータ10名の労務費である。
- ③ 生産経費において、修繕費、減価償却費と作業委託費が高い割合を占めている。2013年度と2015年度の修繕費は平年並みの283万円であった。2013年の減価償却費は156万円しかなかったが、2015年にアスパラガス栽培に関わる施設・機械の増設によって減価償却費が急増し、859万が計上された。棚田の法面畦畔管理費(草刈)が2年度各々431万円と483万円であった。草刈は地権者に担われ、草刈管理費は地権者の労務費として支出さ

れている。地代について、法人が 10a 当たり 1,500 円を支出し、2013 年と 2015 年の地代総額は 568,000 円と 699,000 円であった。

法人が地権者に支出した地代総額は非常に少ないというように見えるが、前述のように、地権者には中山間地域等直接支払交付金の 5 割が支給されていることによって、地権者が受け取る土地からの収入は中山間地域の他地域より高い。

次に、法人が受け取った補助金・助成金について見ていく。2013 年度の場合、価格補填収入 3,041,856 円、作付助成収入 14,044,341 円、その他の交付金計 4,179,319 円、助成金と交付金の総額は 21,265,516 円が計上された。一方、法人が生産した農産物の売上高、機械貸出収入と作業受託収入の合計は 17,533,031 円で、助成金と交付金の総額に及ばなかった。

2015 年度も同様である。価格補填収入 664,710 円、作付助成収入 15,421,996 円、アスパラガス施設建設補助金 18,608,439 円、その他 1,550,996 円、2015 年度の助成金と交付金の総額は 36,246,141 円で、農産物の売上高、機械貸出収入と作業受託収入の合計 17,625,127 円より上回った。法人の売上高総額と助成金・交付金収入との比較からみると、法人の経営は補助金に依存している。2016 年以降はアスパラガスの収穫量が順調に増加すれば、また白ネギの新規栽培などによる経営の多角化を図るとともに、法人の経営力向上につながるといえよう。

法人の安定的経営は農産物の売上高の増大か生産原価の節減という工夫が必要とされる。農産物の売上高の増大について、主食用米の単収増加、アスパラガスの安定生産という 2 つ課題が抱えられている。米の単収増加は棚田の生産条件の制約があり、直ちに改善されるのが困難である。出荷ルートからみると、地産地消が 5 割を占めているが、出荷単価の高いインターネット販売の販路を拡大すれば、収益性も向上する。

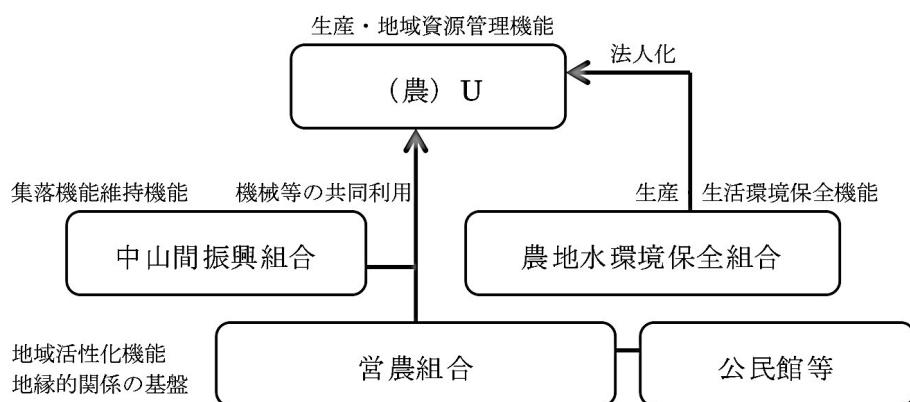
生産原価の節減に関して、アスパラガスの機械・施設は交付金（「攻めの農業」）を受けながら装備されたため、しばらくの間に大型機械・施設などの更新が迫られていない。機械・施設投資以外に、減価償却費や、棚田畦畔管理費を節減することはできないため、労務費の中に、定年組のオペレータの労務費を節減することも限界がある。節減できるのはアスパラガスの収穫作業に支給される賃金である。2016 年 4 月から地域おこし協力隊員 3 名を採用したため、アスパラガスの

収穫作業を分担することは可能である。前年度、アスパラガス収穫作業に支払われた莫大な賃金の節約は期待できるであろう。雇用創出のため、アスパラガスの栽培をはじめたが、常時雇用が確保できれば、地区外からの臨時雇用を削減することは想定できる。

#### 第4節 成立条件と限界

本章で取り上げられた事例は、中山間地域の急傾斜水田地帯における旧村レベルでの対応である集落営農法人の確立に関する分析として位置づけられる。農家数115戸の旧村において、1つの集落営農法人が地区全体を担わざるをえない。こうした中で、主たる従事者が確保されていない集落営農法人は如何に形成され、経営展開してきたかという法人の成立条件と限界を検討する。地区（旧村）における諸主体間の関係は図4-1の示すようである。詳細な関係構築に関して、以下に説明する。

図4-1 U地区の各組織の関係図



資料：聞き取り調査（2016年）より作成。

##### ① 集落営農法人の母体となる組織の設立

歴史的に展開してきた協業的生産組織としての営農組合と機械利用組合ではな

く、政策のもとに作られた新たなコミュニティとしての農地水環境保全組合が法人化の母体となった。母体とされた組織は、地区の環境保全を目的とし、地区全体の生産・生活環境の維持に関する共同取組みを強化した役割を果たしてきた。こうした中で、水田資源の維持・管理の受け皿が必要とされる地区半分の農家は合意形成し、集落営農法人を発足させた。すなわち、旧村レベルでの法人化を目指す場合、旧村全体をカバーする母体となる既存組織が必要とされることである。

## ② 地区共同で機械導入の受け皿を設け、機械更新の財源を確保すること

法人化以前から、地区には営農組合、機能しなくなつた機械共同利用組合、及び中山間振興組合といった組織が既存している。地区には長い協業の歳月を経て、機械の共同利用に関する経験が蓄積されてきた。それは多くの中山間地域にも取組まれてきたことである。事例地は棚田地域であり、生産条件に恵まれていないが、この地理的劣勢を政策的優勢に転換する可能となる政策的支援がある。この政策的支援の一つは、中山間地域等直接支払制度である。広域協定を締結したことによって、交付金の受け皿として新たに組織を発足させたが、交付金の使い道は地権者向けの個人配分と農道・水路の管理等の共同取組みに限られる。多くの中山間地域において、地権者向けの配分額に関して、法人に農地を経営委託する場合、経営委託面積の分が法人に配分されるのは普通である。事例地の場合、地権者個人向けの配分と共同取組みの割合が地区全体の合意形成によって決定され、法人に農地の経営委託をしても、個人配分の額は依然として地権者に配分されている。

代わりに、共同取組みの分に余剰があれば、個別農家で購入困難な機械・施設等を導入する。優先的に機械を導入することではないものの、戦略的に中山間地域等直接支払交付金を活用することによって、地区共同で大型機械・施設を導入することが可能となる体制は整備されている。この体制によって法人の経営に必要とされる機械・施設が導入できて、法人の初期投資が抑制できた。

## ③ 地区全体で法人の経営展開を支援する機械利用体制の確立

法人は設立年数が浅いにもかかわらず、初年度から健全経営を図ってきた。健全経営を支えてきたのは、主食用米と転作作物のバランスを維持してきたという

経営戦略の貢献のほかに、地区共同で作られてきた機械利用体制が重要な役割を果たしてきた。法人は、地区内にある既存の機械の受け皿である営農組合と中山間振興組合が蓄積してきた機械と施設を利用して経営スタートの最初の2年間を乗り越えた。既存の生産組織の機械・施設を活用するだけでなく、また中山間振興組合は引き続き機械更新の財源を確保することが可能となっている。法人は地区に既存する機械・施設を利活用するにもかかわらず、機械利用料なしで実質的に管理し、所有と同然である。こうした地区全体で法人に支援する機械利用体制が確立されたことによって、常時雇用を確保できなかつた法人は、経営安定までに機械・施設の初期投資・追加投資の負担が軽減される。

#### ④ 地区内の組織間連携による6次産業化と地域活性化

上述③の地区共同で法人を支援する機械利用体制の確立は、地区内における組織間の連携が必要とされる。法人が転作作物そばの生産を担い、営農組合が製粉加工し、また地区内の女性の方が2次加工してから販売する。一連の連携プレーによって、地区的重要な転作作物（そば）の産地化を図り、地域住民が交流する「場」となる公民館などの施設において加工販売まで発展してきた。地区内の組織間の連携によって、生産から消費まで、地区を一体化にした。波及効果として、年間12,000人が来訪するそば祭を開催できる地域となり、都市・農村交流の「道具」と「場」が創出できた。

#### ⑤ 地区内の利益調整による地権者の利益を確保すること

前述のように、法人の地代基準は10a当たり1,500円で、2015年度の支出地代総額が70万円未満である。他方、同年度に水田作業の労務費は465万円が計上された。地代より労務費のほうに多く支出されたことは、地権者の利益よりオペレータの出役を重視する配分構造となっているようにみえる。ここで説明したいのは、地区内における中山間地域等直接支払交付金の配分についてである。本来、水田の経営管理を法人に委託する場合、法人が個人配分の額を受け取るべきだったが、法人はその額を受け取っていない。基盤整備の償還期間がまだ終了していないことを配慮し、地権者に優遇する交付金の配分構造の確立によって、法人と地権者の間に利益調整が行われ、地権者の利益が確保されている。

## ⑥ 経営の多角化と制度的支援による雇用を確保すること

法人は、価格安定な野菜の栽培を通して経営の多角化を図っていくため、農林水産省と総務省の雇用に関する制度的支援を活用し、主たる従事者としての壮年労働力の通年雇用を確保している。野菜が安定的に出荷できる時期までに、制度的支援による雇用を活かし、それ以降、地元出身、日帰り可能な他地区の雇用者は法人の主たる従事者として定着していく可能性が高い。

## ⑦ 賦存する大規模個別経営との連携の可能性

地区において、地区外で経営を展開している専業農家1戸は賦存し、自己所有の機械で生産を行っている。主要機械の更新時期になったら、法人が所有・管理している機械等の共同利用を通して、法人の生産を分担していく従事者となる可能性も秘めている。こういう連携関係の構築に関して、第3章で述べたように地区から専業農家へ要請するか、行政が介入して調整するかとのような誘因が必要とされる。

以上は「旧村一体型」集落営農法人の成立条件である。法人は地区の水田資源を維持・管理し、生産・生活環境の維持に機能している。よその人が地元に訪れるように「働く場」を創設している。また、転作作物のそばの産地化を図り、地域振興に関する役割も分担している。中山間地域において、この形態の法人は、生産条件からみると、棚田の圃場条件の制約があり、土地の生産性が低い。農産物の販売収入が増加しないかぎり、助成金・交付金依存体質になりがちである。経営体として経営を改善していくことは課題である。また通年雇用の創出に関して、制度的な支援があるものの、地区外の雇用の定着化が困難であることは、多くの実証研究に指摘された。こうしたなかで、幸いなのは、地元には大規模個別経営1戸と壮年の労働力が賦存していることである。5年から10年後の世代交代を迎える時に、現役の60代のオペレータを継承する担い手が確保できない場合、慢性的担い手不足の状況に陥る危険性がある。この場合は、地区及び近隣地域の人的資源を総合的に調達することが求められる。

## 第5章 借り手市場条件下における広域レベルを担う集落営農法人の成立条件と意義

本章では、第4章の旧村レベルより広域的に農地の面的集積を担う集落営農法人の経営展開を見していく。ここでは、「超広域型」集落営農法人として位置づける。「超広域型」とは、地理的に旧村より広い地域において水田農業の面的集積の担い手として位置づけられ、旧村（広域）単位の支援体制を求める形態である。

### 第1節 集落営農法人の大規模化に関する問題点

農地賃貸借と経営規模拡大の進行する北陸地域において、農地賃貸借の展開は大規模借地経営と集落営農に分担されていると指摘された（後藤 2000）。全国農業地域別にみると、2016年2月現在、北陸の集落営農法人数が1,036で、全国1位となっている。北陸地域は集落営農法人化が最も進行している地域である<sup>注1)</sup>。

過疎・高齢化による農地の借り手市場が形成される中で、広域的な地理的範囲にわたって大規模借地経営の形成と維持存続の可能性、及び圃場整備進展と大規模経営に関連する諸課題が指摘された（細山 1999）。その課題は、①圃場整備の進展が農地管理の合理的団地化に対する影響、②集落内における集落営農法人と規模拡大志向の農家間の矛盾回避問題である。又は、圃場整備が地域農業の組織化の契機となることも報告された（高橋 1990、佐藤 1997、中村 2001、東山 2003、小林 2007）。

集落営農法人の規模拡大について、圃場分散による非効率化の発生が多く指摘された。他方、過疎・高齢化地域において、農地の面的集積の担い手が求められている。

こうした流れの中で、本章は、担い手不在化の北陸中山間地域において、大区画圃場整備を契機に、旧村より広域的範囲を担う「超広域型」集落営農法人を対象とする。集落営農法人の設立と経営展開のプロセスに注目し、法人の規模拡大と経営安定化のために構築された旧村レベルの連携体制、及び集落レベルの地域営農再編について検討する。

## 第2節 「超広域型」集落営農法人の経営展開

事例は大区画圃場整備を契機に経営を展開してきた石川県の特定農業法人(有) L (以下、法人 L と略す)である。事例地は労働市場から遠隔した地域である Z 市に位置し、過疎・高齢化によって農地の借り手市場が形成されている。

法人は Z 市において 2 つの旧村計 18 集落を中心にし、水田営農を展開し、2015 年現在の集積面積が 98.9ha に達している。拠点となる旧村は地元の旧村 WK 村(現在 WK 地区)、そして隣村である旧 UD 村(現在 UD 地区)である。所在地は、標高 3m~100m の山間農業地帯である。WK 地区は基盤整備の組織単位として WK 第 1 地区の 2 集落と WK 第 2 地区の 7 集落、そのほか 3 集落からなる。UD 地区には 6 集落がある。WK 地区 12 集落の水田面積は合計 145ha で、UD 地区の 6 集落の水田面積は合計 34ha である。表 5-1 の示すように、1990 年代以降、2 つの旧村では過疎化による農家数が急減してきた。法人はこの 2 つの旧村において重要な担い手として位置づけられている。

### 2. 1 法人化と農地集積状況

1992 年に、旧 WK 村に大区画圃場整備事業の導入を契機に、法人の社長 S 氏(50 代)は、地域有志の 4 人と高性能農業機械の共同利用組合である(農) WK 村第一機械利用組合を立ち上げ、水稻と大豆の集団転作に関する受託作業を担ってきた。地区内及び他地区から水田の経営委託(利用権設定)の要請が増加してきた中で、借地の受け皿として、1995 年に資本金 300 万円で法人 L を新設した。

地域での信頼度を高めるため、翌年の 1996 年 12 月に旧 WK 村第 1 地区の KN 集落と合意したことによって、農用地利用改善団体が設立され、法人は特定農業法人となった。KN 集落の総協定面積は 21.5ha である。また、1997 年 3 月に旧 WK 村第 1 地区の ST 集落と合意形成し、ST 集落を基盤とする農用地利用改善団体が設立された。ST 集落の総協定面積は 34ha である。

法人設立当時、旧 WK 村第 1 地区での基盤整備は完了し、第 2 地区の③~⑦ 集落(表 5-1)、DT 集落と NK 集落では順次進行中である。その後も基盤整備が漸次的に進行してきたが、法人が管理する 10a 未満の圃場は未だに 89 枚もある(2014 年調査時)。

表 5-1 |日村の農家数の推移 その 1

年度	WK 地区の農家数 (戸)											
	ST 集落	KN 集落	③	④	⑤	⑥	⑦	DB 集落	NK 集落	⑩	⑪	⑫
1970	80	80	25	42	30	30	32	29	64	22	27	79
1975	76	76	20	42	30	28	31	26	59	21	25	55
1980	70	70	23	41	27	30	29	27	58	21	23	69
1985	74	74	22	37	27	30	29	23	60	17	22	68
1990〔販売〕	70 [58]	41 [35]	21 [20]	33 [21]	26 [24]	29 [25]	28 [19]	24 [20]	50 [42]	17 [13]	17 [13]	66 [56]
1995〔販売〕	57 [49]	35 [25]	22 [19]	33 [20]	24 [21]	29 [27]	26 [20]	24 [17]	48 [34]	17 [14]	15 [12]	64 [53]
2000〔販売〕	37 [31]	25 [18]	23 [19]	24 [14]	22 [18]	26 [19]	20 [15]	23 [18]	42 [23]	15 [12]	17 [10]	51 [41]
2005 販売	27	14	15	10	13	17	5	11	17	7	7	34
2010 販売	21	10	9	8	8	17	4	10	17	6	6	25

資料：農林業センサス（1970～2010年）及び聞き取り調査（2014）より作成。  
 注：1990年から農家の定義に関して変更があり、詳細は第2章表2-1の注を参照。

表5-1 旧村の農家数の推移 その2

年度	UD 地区の農家数 (戸)					
	(⑬)	(⑭)	(⑮)	(⑯)	(⑰)	(⑱)
1970	30	12	29	12		16
1975	28	12	30	12	-	16
1980	27	12	32	12		15
1985	24	12	29	12		15
1990〔販売〕	20 [12]	12 [6]	23 [8]	12 [6]	-	11 [8]
1995〔販売〕	18 [8]	11 [6]	23 [7]	11 [6]	-	10 [8]
2000〔販売〕	15 [4]	9 [7]	22 [5]	9 [7]	-	8 [6]
2005 販売	5	5	5	5	-	5
2010 販売	3	4	5	4	3	4

資料：農林業センサス（1970～2010年）及び聞き取り調査（2014）より作成。  
 注：1990年から農家の定義に関して変更があり、詳細は第2章表2-1の注を参照。

2014 年現在、第 1 地区の KN 集落と ST 集落での集積面積が各々 18ha と 17.3ha で、農地集積率は 52.9% と 80.5% に達した。また、旧 WK 村のほかの集落や隣接の旧 UD 村からも水田の経営が委託され（利用権設定）、これに応じて法人は規模拡大してきた。

法人の農地集積の推移は表 5-2 の示すように、1995 年の 23.9ha からスタートし、2015 年には 98.9ha までに増加してきた。そのうち水田が 89.1ha、畑が 9.8ha である。作業受託の面積は表 5-3 の示すように、2000 年まで増加傾向にあり、それ以降、高齢化によって作業受託は経営委託に移行し、作業受託面積が減少しつつある。

## 2. 2 法人の経営内容

法人 L の作付面積（表 5-2）は 1995 年から 2001 年までの間に転作が多く、水稻作付率が水田全体の 6 割程度であった。2002 年以降、水稻作付面積が拡大し、2013 年にピークの 89.0% に達した。2015 年に地区内の畜産農家と連携し、転作作物として飼料用稻を導入したことより、主食用稻の割合は減少した。今後も、畜産農家の需要に満たすため、飼料用稻の作付を拡大する意向である。主食用米に関して、法人が管理する地域は水利条件に恵まれず、低单収地帯である。コシヒカリの单収は 450kg から 480kg に止まり、県平均の 485kg から 528kg<sup>注2)</sup> に及ばない。

作業適期幅を延長するため、水稻の品種は特別栽培米を含めて 10 品種に広げている。品種別の作付面積の推移は図 5-1 の示すようである。2012 年から 2015 年までの 4 年間において、コシヒカリとひとめぼれ 2 品種が減少傾向にあり、石川県の品種であるゆめみづほが平年並みである。ほかの品種は増加傾向にある。

水稻の品種分散以外に、直播栽培技術が導入されている。1ha 区画の大区画圃場では直播栽培を行う。直播栽培は春作業（育苗と移植）の作業負担を軽減するとともに、作業適期を移植栽培より 1 週間から 2 週間延長することが可能である。近年の直播栽培面積は 2012 年の 11.8ha から 2015 年の 28.2ha までに拡大してきた。そのうち、コシヒカリの直播面積が約 10ha である。

前述のように、2 つの旧村の標高が 3~100m で、標高差は 100m に近い。標高差の利用と品種分散による作業適期拡大に工夫し、田植と稻刈の作業期間はともに 2 ヶ月となっている。

表 5-2 農地集積状況と水稻作付率

年度	水田面積(ha)	水稻作付面積	畑面積(ha)	大豆	小豆	ほか	面積合計(ha)	水稻作付率
1995	19.5	13	4.4	1	3	0.4	23.9	66.7%
1996	28	14	7	—	7	—	35	50.0%
1997	40	24	10	4	3	3	50	60.0%
1998	54	33	14	2	4	8	68	61.1%
1999	55	34	14	—	5	9	69	61.8%
2000	55	36	10	—	6	4	65	65.5%
2001	60.6	38.4	10	—	7	3	70.6	63.4%
2002	74	52	10	—	7	3	84	70.3%
2005	80	68	10	—	8	2	90	85.0%
2007	75	64	10	5.5	4.5	—	85	85.3%
2012	80.9	70.6	11.3	5.4	5.9	—	92.2	87.3%
2013	84.2	74.9	10	4.3	5.7	—	94.2	89.0%
2014	87	76	7.5	3.3	4.2	—	94.5	87.4%
2015	89.1	75	9.8	—	9.8	—	98.9	84.2%

資料：聞き取り調査（2014年～2015年）及び法人Lの資料（1995年～2015年）より作成。

表 5-3 作業受託面積の推移

年度	耕起(ha)	代掻(ha)	田植(ha)	刈取(ha)	乾燥(t)
1995	7	7	7	25	15
1996	9	10.6	13.5	25	50
1997	15	15	13	30	60
1998	15	15	13	20	60
1999	15	15	13	21	90
2000	15	15	13	20	100
2001	10	5.7	8.7	17.6	66
2002	5	7	11	21	70
2005	5	4	10	18	50
2012	3	5	4	11	40
2013	2.5	3	4.5	17	35
2014	3	2	3	10	40
2015	3	3.6	2	-	-

資料：聞き取り調査（2014年～2015年）及び法人Lの資料（1995～2015年）  
より作成。

法人の人員体制について、2015年現在、役員1名（社長）<sup>注3)</sup>、社員はオペレータ8名（年収240～600万円）と事務2名（年収240万円）である。オペレータは他県からのIターン、県内他市町村や市内他地区出身など多様である。労務管理は、元役員の50代の社員が全面的に担う。

水管理は自社で行う。畦畔草刈りはシルバーパートナーネットワークに委託しており、日給4,000円で年間420万円の作業委託料金が計上されている。

販路に関して、減農薬コシヒカリを地域に認知度のある自社ブランド米として確立し、これをはじめとする米の独自販売5割、県内の他法人と設立した共同販売会社での契約販売1割、農協出荷1割、縁故米や個人向けネット販売3割という販売構造となっている。

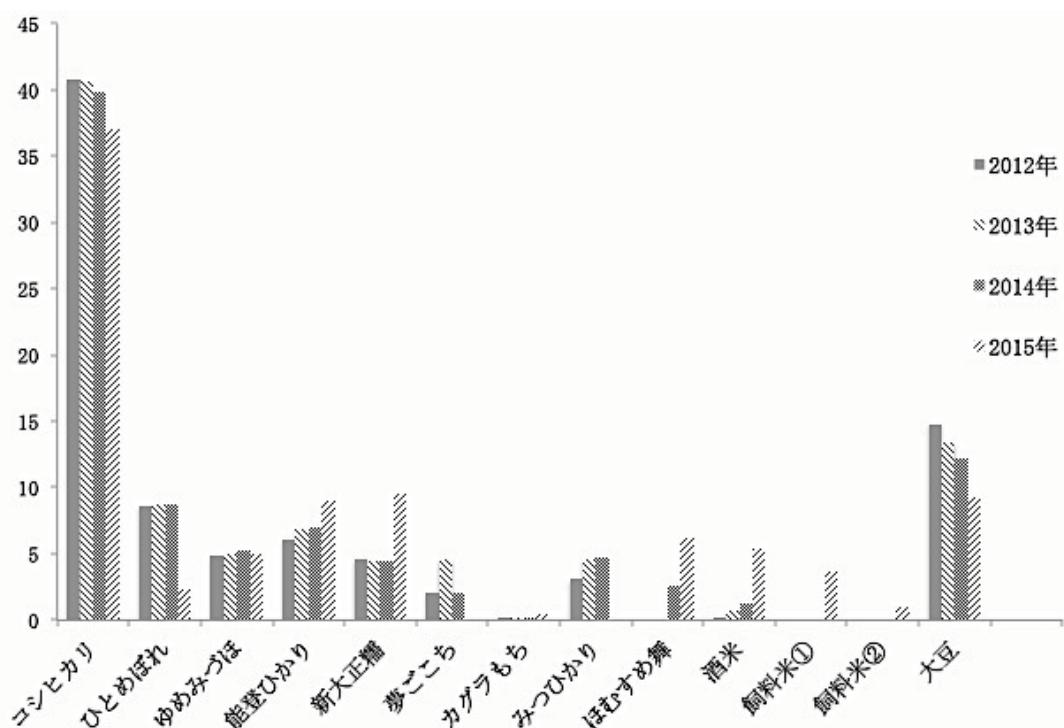
機械・施設に関して、法人設立からの数年間は、WK第1機械利用組合の機械を利用しながら、また農協の機械をリースしてきたことによって、経営初期の機械等の初期投資を抑えてきた。2000年以降、リースした機械の老朽化と一定の経営安定化により、自己調達への切り替えが進んでいる。他方、UD地区

での借地開始を契機に、2004 年から UD 地区農地利用組合（2002 年設立）より機械の貸借を開始し、詳細は次の節「農地集積のプロセス」で述べる。

WK 第 1 機械利用組合、農協及び UD 地区農地利用組合の機械所有状況を表 5-4 に示す。法人設立時からの主要機械の所有状況は表 5-5 の示す通りである。法人が初めて大型機械を導入したのは、2002 年のコンバインと 2008 年の田植機であった。こうしたように、2 つの旧村における機械導入の受け皿からのリースによって、機械等の初期投資と追加投資が抑制できた。法人 L は UD 地区農地利用組合の機械を処分した後、2012 年からリース会社のコンバイン 2 台に切り替えた。

図 5-1 稲作の品種分散と転作状況

単位 : ha



資料：聞き取り調査（2014 年～2015 年）及び法人 L の資料（2012～2015 年）より作成。

表 5-4 機械リースの状況

(農) WK 第 1 機械利用組合所有		
機械・施設	規格	借入開始→終了
トラクター	53ps, 33ps	1995 年→2005 年
田植機	6 条×2 台	1995 年→2004 年
コンバイン	5 条刈×2 台	1995 年→2004 年
特装車	3t	1995 年→2005 年
ドライブハロー	3400×2 台	1995 年→2005 年
大豆コンバイン	1 台	1995 年→2005 年
格納庫	113 m <sup>2</sup>	1995 年→2015 年
農協所有		
機械	規格	借入開始→終了
トラクター	53ps	1995 年→2005 年
サブソイラー	2 連	1995 年→2005 年
UD 地区農地利用組合所有		
機械	機械	借入開始→終了
トラクター	75ps	2004 年→2011 年
乗用田植機	8 条×2 台	2004 年→2011 年
コンバイン	4 条刈	2004 年→2011 年
	6 条刈	2004 年→2011 年

資料：聞き取り調査（2014 年～2015 年）と法人 L の資料  
 （1995～2015 年）より作成。

表5-5 法人の機械所有（利用）状況

機械・施設	規格	新規導入→処分
ラジコンヘリ	R-50	1996年→2003年
トラクター	24PS	1995年→2005年
トラクター	75PS	2003年→
トラクター	50PS	2005年→
トラクター	23PS	2005年→
トラクター	30PS	2008年→
トラクター	73PS	2011年→
田植機	8条	2008年→
田植機	8条	2011年→
田植機	8条	2014年→
コンバイン	4条刈	2002年→
コンバイン	5条刈	2002年→
コンバイン	6条刈	2004年→
コンバイン	6条刈	2012年（リース）→
コンバイン	6条刈	2014年（リース）→
大豆コンバイン	1台	2003年→
乾燥機	24石	1995年→2011年
乾燥機	28石	1996年→2002年
乾燥機	45石	1996年→2002年
乾燥機	45石	2000年→
乾燥機	30石	2000年→
乾燥機	35石	2003年→
糲摺り機	5インチ	2004年→
選別機	1台	2000年→
防除機	1台	2014年→
作業所兼事務所	延 355 m <sup>2</sup>	1995年→
堆肥盤・堆肥舎	360 m <sup>3</sup> , 36 m <sup>2</sup>	1997年→
育苗施設	132 m <sup>2</sup>	2000年→

資料：聞き取り調査（2014年～2015年）と法人Lの資料（1995～2015年）より作成。

## 2. 3 法人の経営状況

法人 L の経営収支（2013 年）は表 5-6 の通りである。売上高は 9,500 万円で、そのうち農産物の売上高が 9 割以上を占めている。作付助成金収入に関して、経営所得安定対策の米の直接支払交付金は 11,235,000 円、転作助成金は 5,821,764 円で、経常利益は 7,210,996 円であった。売上原価のうち、労務費が 27,592,835 円で、その次に最多の支出が地代であった。単年度地代の支出額が 928 万円に達した。

表 5-6 法人の経営収支

経営収支	2013 年度（円）
売上高①	95,469,502
農産物売上高	87,677,916
商品売上高	321,950
価格補填収入	952,000
作業受託	7,643,162
売上値引き戻り高	△1,125,526
売上原価②	84,098,789
売上総利益③=①-②	11,370,713
販売費一般管理費④	26,655,027
営業外収入⑤	22,825,456
作付助成収入	17,056,764
一般助成収入	2,652,000
雑収入・共済金など	3,116,692
営業外費用⑥	330,146
経常利益⑦=③-④+(⑤-⑥)	7,210,996
特別利益⑧	2,546,000
特別損失⑨	9,758,517
税引前当期利益（損失）⑩=⑦+⑧-⑨	△1,521
法人税及び住民税⑪	80,428
当期利益⑫=⑩-⑪	△81,949

資料：聞き取り調査（2014 年）及び法人 L の決算資料（2013 年）より作成。

前述したように、2014年度からの政策転換により、面積払いの主食用米の直接支払交付金は7,500円／10aへ半減され、主食用稻の栽培面積が多いため、交付金の減額によって経営赤字に転落する恐れがあると判断した社長は、地権者と2015年度からの地代の引き下げ交渉を開始した。

法人の地代水準は、設立当初から30a区画を基準に、それ以上区画圃場では10a当たり12,000円、30a未満区画圃場では10a当たり6,000円に設定されていた。地権者との直接交渉は容易ではなかったが、交付金の半減及び米価下落の影響で、設立当初からの地代水準では法人の健全経営が確保できなくなることを地代引き下げの理由として地権者に説明し、交渉をしつづけた。交渉の結果として、30a以上区画は10a当たり7,000円、30a未満区画圃場は2,000円となった。地代が大幅減となり、さらに10a前後の区画の地権者から「タダでよいから作ってほしい」との要望も聞かれる。その結果として、2015年度の地代総額は2013年度の928万円のほぼ半額となった。

他方、上述の直接支払金半額化によって、2015年度の水稻作付面積75haで試算した金額は5,625,000円となり、2013年度と比較して5,610,000円が減少した。地代の引き下げ分と相殺すると、100万円の減少に止まった。

経営改善に関して、2015年の水田作付面積が2013年より4.9ha拡大し、また糯米、酒米の作付け拡大と助成金が多く取得できる飼料用稻の栽培開始などを通して、さらなる経営改善は図られている。

## 2. 4 農地集積のプロセス

法人が旧WK村第1地区の特定農業法人となった翌年に、同地区における経営面積は設立時の2倍の50haとなった。1998年から旧WK村のほかの10集落、それにZ市にある近隣のHL町、ID町、NE町から農地の経営委託（利用権設定）も寄せられてきた。ID町とNE町で集積した7.9haの水田は、地元における集落営農法人の設立にともない、地権者の希望によって地元の法人に移管された。HL町の1.7haについて、2012年まで耕作し続けたが、社員が遠距離で非効率だと判断し、法人は地権者に返却した。

### （1）UD地区の農地集積

次にUD地区の農地集積を見ていく。UD地区は基盤整備が2002年に完了し、圃場条件がWK地区より良好である。2002年にUD地区6集落の合意を経て農

地利用組合が設立された。組合員は計 11 名で、UD 地区出身の農協職員 1 名、UD 農地基盤整備委員会の役員 7 名、法人の役員 3 名から構成された。設立の背景は基盤整備後の UD 地区での担い手不在化である。詳細は後述する。上述の農協職員が元農協職員である法人の社長 S 氏に UD 地区の水田農業の作業委託と経営委託を依頼するため、UD 農地利用組合の組織化を図った。組織化の目的は、法人を UD 地区の水田農業の担い手として位置づけることである。こうして、法人は地域の安定した農業生産の担い手として UD 地区の地権者に認識され、安心感がもたらされた。

UD 地区に進出することにあたって、経営受託面積と作業受託面積の急増により、法人 L の機械能力が不足勝ちになるため、UD 農地利用組合は主要機械調達用の受け皿となった。また、法人設立から利用してきた WK 第 1 機械利用組合の機械が老朽化したため、2004 に UD 地区が対象とされた地域農業再編整備推進事業（県単事業）による 50%の助成を受け、法人 L が残りの 50%を出資し、UD 地区農地利用組合の名義で大型高性能機械を新規導入した。導入された機械の実際の利用者と管理者は法人 L である。

以上の取組みによって、UD 地区では法人を安定的な農業の担い手として確保でき、他方、法人も機械の追加投資が抑制できた。それに加えて比較的条件良好な農地の集積も可能となった。UD 地区と法人 L の間に互恵関係が構築された。なお、UD 農地利用組合は地権者組織ではなく、水田の賃貸借と作業受託はすべて地権者と法人の間で直接交渉する。以上のような互恵関係のもとで、UD 地区での借地が進展し、法人はさらに経営規模を拡大してきた。

次に各集落における 1ha 区画圃場の整備状況をみておく。WK 地区では WK 第 1 地区の ST 集落に 6 枚、KN 集落に 9 枚、計 15 枚ある。UD 地区には 8 枚ある。大区画圃場整備率は WK 地区が 10.3%、UD 地区が 23.5% である。2012 年以降、各集落の平均区画は表 5-7 に示される<sup>注4)</sup>。

### 第 3 節 地区内の営農再編

WK 地区と UD 地区における水田農業の担い手の賦存状況を見ていく。WK 地区では、法人を除き、集落⑥に（農）H 営農組合があり、集落内の作業受託のみを担っている<sup>注5)</sup>。UD 地区には営農組合が存在しない。各地区での認定農業者と、自作農として存続できている自己完結型農家の賦存状況は以下のよう

である。水田型の認定農業者は WK 地区に 2 戸、UD 地区にはない。自己完結型農家は WK 地区に 41 戸あり、経営規模 1~2ha が 34 戸、2~2.5ha が 4 戸、3~3.5ha が 2 戸、8~8.5ha が 1 戸であり、それらが担う水田面積は 68.6ha である。UD 地区では 2.5ha~2.9ha の自己完結型農家は 3 戸で、担っている水田面積が 8.2ha である。以上の面積はすべて作付面積である。

表 5-7 各集落の平均区画

集落	2012 年		2013 年		2014 年		2015 年	
	面積 (ha)	区画 (a)	面積 (ha)	区画 (a)	面積 (ha)	区画 (a)	面積 (ha)	区画 (a)
WK 地区								
集落 ST	15.6	31.2	16.6	32.5	17.2	33.7	15.8	40.5
KN	11.3	23.5	16.6	28.1	17.3	27.9	18.2	29.4
③	4.3	21.5	4.3	21.5	4.3	21.5	5.1	21.2
④	5.4	28.4	5.6	28	5.6	28	6.6	30
⑤	6.3	31.5	7.6	34.5	7.6	34.5	5.2	65
⑥	0.6	20	0.8	20	0.8	20	0.8	25
⑦	6.8	23.4	5.3	23	5.0	23.8	6.8	25.2
DB	1.5	10	1.5	10	0.08	8	0	-
NK	1.4	8	0	-	0	-	0	-
⑩⑪	1.4	10.8	2.0	14.2	1.9	13.6	1.9	13.6
⑫	0.3	15	0.3	15	0.3	15	0.3	15
UD 地区								
集落①	3.7	24.7	4.0	28.5	4.0	28.6	3.7	28.5
②	2.0	22.2	1.4	15.6	2.4	17.1	1.3	10
③	5.4	41.5	2.0	25	2.4	21.8	1.8	30
④	2.3	16.4	4.7	21.4	5.0	20.8	5.2	20.8
⑤	1.1	27.5	1.1	27.5	1.2	30	1.2	30
⑥	0.9	22.5	0.9	22.5	0.9	22.5	0.9	22.5

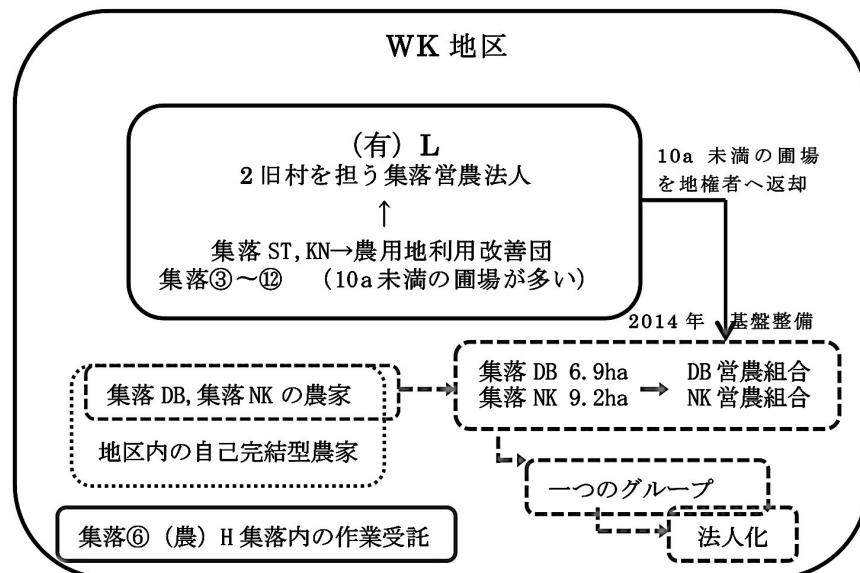
資料：聞き取り調査（2014 年）及び法人 L の作付面積資料（2014 年～2015 年）  
より作成。

2014 年に WK 地区の NK 集落と DB 集落において、基盤整備を契機に、集落

内の自己完結型農家により営農組合の設立が企図された。基盤整備終了後の NK 集落では NK 営農組合が設立された。NK 営農組合は平均年齢 65 歳の 20 名で結成され、6 班に分けて作業を担っている。DB 集落は現在基盤整備進行中で、営農組織化の途中にある。基盤整備まで 2 集落から法人に委託した狭小な未整備の水田はすべて地権者に返却され、基盤整備後、集落の営農組合が担っていく。NK 集落と DB 集落の総水田作付面積は各々 9.2ha、6.9ha である。2 集落では整備後の圃場面積等からみて主要機械 1 セットでは各々過小規模と考えている。そのため、2 つの営農組合は合併し、最大 16.1ha の経営規模での法人化を検討している。「最大規模」としたのは、2 集落外の水田集積を行わないからである。

WK 地区の営農再編に関して、図 5-2 の示すようである。複数の旧村を活動エリアとする 100ha に近い経営規模を持つ集落営農法人が大きな存在である。また集落⑥に営農組合が存在する。他方、2 つの旧村に上述のような自己完結型農家、定年就農による自作可能な農家を構成員とした営農組合が設立された。集落営農法人は基盤整備以前から比較的条件不利な N 集落と DB 集落の水田を守ってきたからこそ、基盤整備後に設立された集落の営農組合によってまとめることができた。今後は、集落営農法人と 2 つの旧村にある複数の担い手との農地利用調整や連携なども検討する余地がある。

図 5-2 WK 地区の営農再編



出所：聞き取り調査（2014 年～2015 年）より作成。

#### 第4節 「超広域型」集落営農法人の成立条件と意義

事例地は、労働市場から遠隔で過疎・高齢化が進行することによって借り手市場が形成されている。標高差があっても、山間地域のような傾斜圃場中心の地域ではなく、準平坦な水田地帯である。こうした地域の担い手として位置づけられる。

法人LはWK第1地区における基盤整備を契機に、地区の面的な農地集積の担い手として法人化したものである。その後、WK地区ほかの集落にある10a未満の小区画圃場の耕作も含めた担い手として成長し、さらに隣接の旧村UD地区もカバーする水田農業の担い手として成長してきた。大規模の水田作を中心とした法人経営は、米価の下落と政策の転換による交付金減額などの厳しい現状に直面している。規模が大きいほど、ダメージが正比例に拡大する。法人は品種分散や栽培方法の工夫、標高差を活かした作業管理で作期拡大を行い、また販売ルートの多元化など経営リスクの分散に取り組んできたことは、優良事例として珍しくない。こうしたなかで、2つの旧村という広域レベルの「超広域型」集落営農法人の経営展開の特徴は以下のように整理できる。

第1、法人を隣接の旧村の担い手として位置づけるため、農協職員である地元のキーパーソンが法人の社長（元農協職員）と交渉し、地区全域6集落をカバーする農地利用組合の設立を仕掛けた。この地元組織が大型高性能機械を導入する機械の受け皿として活用され、機械貸借の体制を構築した。それによって、法人とこの地区は互恵的な関係が築かれた。且つ、地元旧村にも機械利用組合をベースとした機械貸借の体制が整えられていた。こうした中で、法人は機械の初期投資と追加投資が最小限に抑制できた。これは、旧村を単位とした地域と法人との連携体制を図ったことによって、「超広域型」集落営農法人が成立したといえる。

第2、大幅な地代引き下げである。過疎・高齢化による借り手市場化がこれを可能にした要因の一つである。又は、集落営農法人であるからこそ、地権者との合意形成ができた。地代支払い額が半減され、政策転換による直接支払交付金の半額化によるダメージは最小限に控えられた。

今後の展望として、集落レベルにおいて自作可能農家による営農組合の設立の意義を指摘する。法人は経営的に非効率であっても、基盤整備までに未整備

の条件不良の小区画圃場を耕作しつづけ、広域レベルの担い手としてその使命を果たしてきた。その結果として、基盤整備後に集落レベルで営農組合が発足し、集落内の水田をまとめることができた。それと同時に、法人も条件不良の小区画圃場の耕作面積が減少し、耕作と管理がより効率的となつた。こうした広域レベルを担う集落営農法人は集落レベルの担い手と借地の再整理等を通じた農地の面的集積や圃場分散の解消にもつながり、より合理的な地域農業生産構造を形成させるための地域営農再編を促進するという意義がある。

## 注

- 注 1) 農林水産省「集落営農実態調査」報告書（2016年）を参照。
- 注 2) 北陸農政局の統計資料より、1998年から2015年の県の平均単収である。なお、2014年度の平均反収は508kgであった。
- 注 3) 法人設立当時、役員数は4名であったが、1997年に1名が従業員に切り替え、また2011年にも1名が従業員に切り替え、2013年3月に1名（70代）が定年退職で、現在の役員は社長のみである。
- 注 4) 各集落の集積面積はすべて作付面積である。各集落の平均区画=各集落の集積面積／圃場枚数。
- 注 5) 集落⑥の水田の経営委託（利用権設定）は（有）Lに担ってもらう。

## 第6章 集落営農法人による村落機能維持

本章の目的は地域の自治組織と協動する集落営農法人の態様に関する分析を通して、ムラ崩壊の危機に対応するための広域レベルの集落営農法人の成立条件を解明し、村落社会での役割と意義を検討する。

### 第1節 集落営農法人と集落機能維持

集落機能とは何かに関して、川本彰氏（1974）は以下のように解釈した。領土保全の機能、生活保全の機能、生産保全の機能という3つの機能がある。生活保全=人間保全、生産保全=作目保全である。3者の関係に関して、人間保全と領土保全のもとに、生活が成立する上に、領土保全と作目保全のもとに生産が可能となる。

これに対して、高橋正信氏（1977）は以下のように解釈した。「人間保全機能は人間としてよりよい生活を維持するのに役立つ生活環境づくりをしていくため、住民の相互扶助活動の機能である。領土保全機能は生産的利用の農地保全のみならず……稻作では水利用の秩序を守るとか、農地の荒らし作りや耕作放棄を暗黙に規制し、共有地を地目変換し活用するとか植林するとか、集落公民館の敷地や子供の遊び場にどれほど土地を提供するかなどを決める機能。作目保全機能は、集落の農業生産を維持発展していくために必要な作物の作付け配分、機械の共同利用、共同作業など、…特に集落の農業労働力調整の機能」というふうに解説された。

氏は、「集落結合」（村ぐるみ）の生産組織が単純的に生産機能を担う機能的集団と異なり、「経済的要素だけではなくそれ以外の「何か」がある」と指摘した。それは生産組織の効率を上げるために集落機能を強化させること、生産組織を機能的に作用させる運営方式をつくり出すための「契機づけ」あるいは「動機づけ」だという結論を付けた。いわば、集落機能は生産組織のよりよい運営に働きかけることである。

高橋氏の「働きかけ」に関するヒントは安達恒生氏（1976）の「部落的機能」の定義からのものである。安達は「部落的機能」を「村落の土地保全ないし土地活用の調整機能」、「村落住民の相互扶助機能」とした。この調整機能は生産組織に対して重要だということである。以上は、集落の調整機能を農業生産に活かせることに関する議論である。他方、農業生産を集落機能の維持に活かせ

ることに関する議論は以下のように展開されてきた。

生活結合型地域営農集団は1980年代後半に提起された概念である。営農集団の構成員を「経済的な動機のみにもとづいて行動する経済人の集まり」として捉えるだけでなく、「自らの発達を追求する人間」の側面も包摂し、「もの」の再生産と「人間の再生産」の二つの過程の結合」を「生活結合」の論理として提起された（永田 1988）。

この抽象的な概念に基づいて、所有関係と職能関係そして人格的関係（人間関係）の関係変容による実証研究が行われた。それは「経営・経済的合理性一辺倒ではなく、生活・社会的合理性も同時に要請される」に関する検討である（安藤 1996）。すなわち、集落＝生産単位＝生活単位という範囲の統合によって、家や生活の保障となる相互扶助関係の継続、社会的均衡を保持する力関係（リーダーとフォロワー）という二種類の社会関係は営農活動を通して強化されたということである。一つ目は、営農活動の共同出役及び営農活動後の懇親の場作り、二つ目は、若い世代が集団に吸収され、将来的のリーダーとしてむらづくりに係わらせることである。1990年代の営農集団の展開は、生産の面には高く評価されなかったものの、地域生活上の諸関係の形骸化を阻止する社会関係の強化に意義がある。

以上は、1990年代の「生活結合型」営農集団の展開であった。2000年以降、中山間地域を取り巻く内外環境の変化に応じて、地域は如何に存立の危機に対応し、新たな社会関係を構築するかについて、本章の問題意識である。

以上を踏まえ、本章では1990年代の集団的生産対応による社会的関係の強化という展開の背景より厳しい情勢の中において、ムラの崩壊危機に対応するために村落機能再生を目指した新たな「生活結合型」集落営農法人を分析の対象とする。自治組織との協働による旧村レベルの生産体制の構築と生活環境改善の実践に取組む経営体である。ここでの生活環境は、自然環境と社会環境を包含する。

## 第2節 自治組織と自治組織の農村振興部から発展した集落営農法人

本章の事例は広島県東広島市KN町の北東部に位置するQ地区（明治時代の旧村、以下は地区と略す）の取組みである。標高260m～300mの中山間地において13組（集落）からなるQ地区は、少子化による小学校の廃校、保育所の廃

園、集落人口の減少による診療所の閉鎖、2005年に KN 町が東広島市に合併されたことを経て、過疎化が進み、地区が崩壊する寸前となった。

「江戸時代から受け継がれてきた Q 地区が消滅するかもしれない」、「若者が U ターンして子どもを育てやすい環境ではない」という共通の強い危機意識のもとに、元県庁 OB、元地域センター公民館館長、元小学校校長などの地区の有識者は 13 集落において地区当面の課題<sup>注1)</sup> をあげ、話し合いを始めた。13 集落にはお年寄りの幼い頃から参加してきた月一回の集会は現在でも行われている。集会を通して住民の要望をまとめて行政に要望伝達や提案できる「地区の窓口」のような組織が必要だと地区住民は認識した。地域崩壊の危機を契機として、地区全体の積み重ねた合意形成によって、地区 13 集落全戸参加の旧村レベルの新たな自治組織<sup>注2) 注3)</sup> は 2003 年に発足した。

自治組織は総務企画部、農村振興部、文化教育部、環境福祉部、体育健康部という 5 部からなる。2005 年に、自治組織の農村振興部を母体とした集落営農法人が設立された。詳細は後述する。地区において中心的な人物の存在、そして各々集落に「月 1 回の集会」という話し合いの「場」があり、自治組織の設立に関する合意形成は図られた。

2010 年 2 月に東広島市は市民と行政のパートナーシップに基づくまちづくりの推進による「市民協働のまちづくり行動計画」を策定し、小学校区を基本単位とした住民自治協議会（以下、自治協議会と略す）の設立を支援はじめた。市の方針にしたがい、地区では設立してから 8 年間の自治組織の取組みと地区的実情を踏まえ、2011 年から 1 年間をかけて検討し、2012 年 3 月に住民自治協議会への転換を目指し、自治組織の再編成を行った。

再編成後の自治協議会は、既存の部の廃止と統合<sup>注4)</sup> によって、総務企画部、農村振興部、文化教育部、環境保全部、福祉ふれあい部、体育健康部、女性部<sup>注5)</sup>、HL 部<sup>注6)</sup> 8 つの部で構成するようになった。行政区長制度と区長手当が廃止され、元自治組織の組代表委員<sup>注7)</sup> も再編された。組織再編以前、各部長と副部長はボランティアとして、自治組織の運営を支えてきたが、組織再編後、町からの交付金<sup>注8)</sup> と毎戸 3,000 円の会費で運営されるようになった。自治協議会の委員の選出については、男女参画を重視し、8 部会の 7 部会に男性部員 6 名、女性部員 2 名で、女性部のみで女性 11 名を選出した。組織の再編とともに、元各部の活動が継承され、さらに発展していく。各部会の詳細な取組みについて、添付資料 6-1 に示される。

### 第3節 集落営農法人（農）ファーム・Qの設立と経営内容

2003年頃、地区の農業については、高齢化・担い手不足による遊休農地や耕作放棄地が増加し、且つ米価下落による農業所得減少、個々の農家単位で農業を維持していくことが困難となった。これは、中山間地域の共通課題ともいえる。同年、集落営農設立に詳しい地元出身のY氏（当時60代）は帰郷し、自治組織の農村振興部長として就任した。2004年に農村振興部の主催による集落営農に関する運営委員会の研修会が行われ、法人化に関して地区住民を対象としたアンケート調査が集落ごとに実施された。アンケート調査の結果は、「5年後に農業を続けることができない」が42%、「10年後に農業を続けることができない」が64%で、近い将来に水田の保全管理、水田農業生産に関する不安が溢れる結果であった。集落懇談会ではアンケート統計結果について話し合い、集落営農法人を設立する道に辿り着いた。そして、地区の水田農業生産に係わるある自治組織の農村振興部は集落営農法人の母体となった。

地区全体の概要について、2016年1月現在、世帯数219戸、人口650人、農家戸数162戸である（聞き取り調査2016年）。水田面積（台帳面積）が128haで、稻作をはじめとする農業は地区の基幹産業である。圃場整備について、1977年から1987年にかけて、地区の農地は平均区画14aで整備された。農家1戸当たりの平均耕地面積が69aで、零細な小規模で非効率な生産が続いてきた。

地区13集落における農業の永続と地域活性化を活動目的として、2005年11月に集落営農法人（農）ファーム・Q（以下、法人Qと略す）が発足した。設立当時の構成員（戸）数が128戸で、集積した水田面積（台帳面積）が84haであった。出資基準は農家均等割り1戸当たり10,000円及び持ち込み台帳面積10a当たり10,000円と設定されている。設立時の資本金が合計969万円であった。

法人の役員は15名で、組合長理事1名、副組合長理事1名、その他の理事11名、監事2名からなる。組合長と副組合長は法人の経営管理を担う。設立当時から、法人の組合長は前述した自治組織の農村振興部長のY氏である。Y氏は県の農業改良普及員の経験を持ち、定年退職後、県農業会議の事務次長を就任したこともあり、集落営農法人の設立に関する専門家である。

2013年に地区内26戸が法人に新規参加したため、経営委託の水田面積が19ha増加した。2013年以降、法人の経営規模（水田の台帳面積）は103haに

達した。構成員の増加にともない、資本金も 1,135 万円までに増加した。法人は、広島県内最大規模の集落営農法人となっている。<sup>注9)</sup>

法人は設立時の基本方針<sup>注10)</sup>に基づいて経営展開をしてきた。法人の経営内容について、農地集積の特徴、水田の作付状況、多角化経営、機械装備状況、労働力配置という 5 項目で説明していく。

設立当時から、法人は集落の水田の 65%を集積した。2013 年に 19ha が増加し、地区での農地集積率が 87.3%に達している。農地の団地化が形成されたというより、事実上、旧村一農場となっている。農地の面的集積により圃場が連坦し、法人化以前の個々の農家自作と比較すると、作業効率が向上した。

2014 年と 2015 年の作付状況は表 6-1 の示す通りである。

表 6-1 法人の作付品目別面積集計

作付面積	2014 年	2015 年
水稻作付面積 (ha)	51.9	53.9
コシヒカリ	17.9	18.9
あきらまん	25.7	5.7
ヒノヒカリ	7.3	24.3
モチ	0.9	0.9
酒米（山田錦）	-	0.09
その他	0.1	4.0
転作面積 (ha)	34.5	32.9
飼料稻	6.1	8.5
米粉	3.2	0.6
大豆	14.4	18.3
小麦	10.4 (裏作大豆)	8.5 (裏作大豆)
そば	8.0	2.7
野菜ほか	2.8	2.8
転作率	38.1%	37.9%
作付面積合計(ha)	86.4	86.8

資料：聞き取り調査（2016 年）と法人 Q の総会資料（2014 年、2015 年）より作成。

作付面積（水張面積）86ha のうち、主食用稻等水稻の作付面積が 50ha を超

え、水稻作は法人の経営の柱となっている。経営安定化を図るために、主食用米の高品質を支える生産体制が必要とされる。水稻の一等米比率を向上させるため、法人は土作りに着目し、有機質を多く含んだ土壤の改良を目指してきた。地区全体の水田 10a 当たりに、水稻栽培には 2t、大豆栽培には 3t、野菜栽培には 4t 等、大量な堆肥が必要とされる。堆肥の安定供給を確保するため、法人は広島県内の大型畜産企業と耕畜連携を図り、稲わらと堆肥の交換により、年間 1,300t の堆肥が調達できる体制を確立した。

土作りに取組みながら、法人は 2009 年に広島県の特別栽培農産物（安心広島ブランド）の認証を受け、通常栽培から化学肥料・農薬の使用量 5 割を減少させた有機栽培を中心に転換した。こうした取組みによって、2013 年に水稻の一等米の比率は 100% に達した。水稻の収穫量と一等米比率について、表 6-2 の通りである。一等米の比率向上は法人の経営改善に多く寄与してきた。詳細は後半の経営収支分析に述べる。転作作目は、助成金が多く取得できる飼料用と米粉用といった新規需要米、大豆・小麦二毛作、そば、アスパラガス・広島菜等がある。

稻作を経営の柱とする法人は、米の 6 次産業化を目指し、米粉パン工房の開設計画を立てた。法人設立 6 年目の 2011 年に、国の 6 次産業化推進整備事業を活用し、約 2,600 万円の事業費を取得した。事業費は敷地面積 299 m<sup>2</sup>、工房建築面積 79 m<sup>2</sup>、パン製造機械施設一式の装備に活かされた。パン工房の開設によって、常時雇用が創出できている。

パン工房は 2012 年 4 月 29 日に開店し、初年度の販売額が 2,046 万円に達し、来客数が 2 万人を超えていた。1 日の米粉使用量は米粉用玄米 50kg である。パン工房で使用される米粉は全て法人産の米粉用米を製粉したものである。パンの具材としての野菜、果実等もできるかぎり地元の食材を使用する。

米粉パンの販路の拡大について、地区外との連携を図ろうとしている。「東広島市米粉普及推進委員会」と連携し、市内の量販店、学校給食も検討している。また東広島市に拠点を置く食品企業と連携し、健康機能性米を開発し、町外にある食品企業の敷地内に米粉パンの直売所 2 号店が開設できた。法人 Q はパン工房の開設によって、経営の多角化を図った。

法人の機械・施設装備状況に関して、設立当時の初期投資と 2016 年現在の機械所有状況は以下のようである。設立当時は、補助金と資金借入による導入、広島中央農協からのリース、及び地区にある活用されていない施設の利用とい

表 6-2 土作りによる水稻の収穫状況の推移

年度	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
栽培面積 (ha)	47.3	48.6	46.1	46.4	46.4	46.2	46.2	46.8	51.9	49.9
収穫量 (30kg袋)	6,923	7,520	8,239	7,061	7,449	7,389	7,630	7,387	7,927	7,418
平均反収 (kg)	439	464	536	472	484	479	496	465	459	446
1 等米比率	-	92	96	89	92	64	99	100	99	-

資料：法人 Q の収穫状況集計資料（2006 年～2015 年）より作成。  
 注）：2015 年の栽培面積は水稻作付面積のうち、酒米の分を除いた面積である。

う3つの方式によって、初年度（2006年）の生産に必要な機械・施設が揃えられた。法人所有の機械・施設は表6-3の示すようである。法人設立時、国と県からの補助金を活用し、春作業用の機械と格納庫を装備した。機械等の取得金額4,178万円のうち、補助対象となったのは2,798万円で、補助率が70.0%に達した。補助金以外の資金は広島中央農協からの借入資金で、計1,771万円が調達された。

表6-3 法人の機械・施設装備の初期投資（自己所有）

機械・施設	取得金額（円）	備考
田植機	4,420,000	2006年3月取得
育苗ハウス	3,800,000	取得金額計：34,510,744円
育苗ハウス灌水施設	1,459,060	補助金額 27,985,260円
催芽機	458,000	補助対象外金額 6,525,484円
育苗機	972,000	補助率：81.1%
育苗洗浄機	159,000	
苗コンテナ	239,200	
苗箱	920,000	
水稻播種機	496,000	
溝堀機	510,000	
大豆施肥・播種機	549,000	
機械格納庫電気工事	90,584	
機械格納庫グレーン工事	336,000	
ボウリング井戸工事	697,000	
ミニバケット	550,000	
フォークリフト	1,380,000	
ロータリー	-	
代かきハロー	1,548,000	
コンポキャスター	580,000	
中耕ローター	652,000	
デスクロータリー	660,000	
パソコン一式	220,500	
コピー複写機	728,700	
スタンドバック	820,000	
アスファルト舗装	3,277,700	
大豆乾燥機	3,300,000	2006年8月取得
大豆選別機	1,002,000	取得金額計：7,275,500円
大豆自動計量機	751,500	
ハンドリフト	1,881,000	
リフト用コンプレッサー	159,000	
大豆乾燥庫電気工事	182,000	
取得金額合計	41,786,244	補助率：70.0%

資料：聞き取り調査（2016年）と法人Qの機械装備資料（2006年）より作成。

地区内の既存施設の活用について、表 6-4 の示す通りである。元農協支所の施設を法人の事務所として活用し、機能しなくなった Q 生産組合から機械格納庫の無償譲渡を受け、法人の構成員が所有する元タバコ乾燥場を大豆乾燥庫として活用した。以上 3 つの調達方式を通して、法人 Q は機械・施設の初期投資を最小限に抑制した。

表 6-4 機械・施設のリース・借入

機械	取得金額	備考
コンバイン 4 条	5,477,850	広島中央農協よりリース
コンバイン 5 条	7,241,640	2013 年 8 月リース契約開始
ハウス倉庫	1,100,000	金額合計 : 20,350,185 円
洗浄機用コンプレッサー	330,000	
洗浄機	146,500	
管理ビーカル	2,489,970	
マニュアースプレッダー	3,564,225	
施設	規格	借入先・備考
事務所	151.47 m <sup>2</sup>	広島中央農協・元農協支所
機械格納庫	155 m <sup>2</sup>	Q 生産組合・無償譲渡
大豆乾燥庫	317 m <sup>2</sup> 鉄骨スレート	法人構成員所有・元タバコ乾燥場

資料：聞き取り調査（2016 年）と法人 Q の機械設備資料（2006 年）より作成。

2016 年現在、法人の機械所有状況は以下のようである。法人は安定的生産体制を維持するため、2016 年現在、主要機械 3 セットを揃えている。田植機 3 台（8 条、6 条、6 条）、コンバイン 3 台（4 条、4 条、5 条）、トラクター 4 台（43ps × 2 台、45ps × 2 台）、汎用コンバイン（転作物収穫用）1 台である。

次に法人の経営計画を実施する労働力の配置状況を見ていく。まず、補助作業としての畦畔草刈りと水管理について、地権者が責任を持って管理すると規定されている。これは法人設立当時から組合員が法人 Q に参加する基本条件である。「全組合員が出役できる体制づくり」という法人の方針に基づくことである。地権者に支払う畦畔草刈料は 10a 当たり 10,000 円で、水管理料は 10a 当たり 2,000 円である。地権者が法人参加にしたがい、法人から 10a 当たりの地代 10,000 円、そして畦畔・水管理料 10a 当たり 12,000 円、10a 当たりの農地からの収入は 22,000 円である。

次に、主要作業を担うオペレータの雇用状況は以下の通りである。2016 年現在、法人の基幹オペレータは常時雇用 4 名と臨時雇用の組合員 10 名からなる。

常時雇用の4名は30代から50代の方で、地区内の組合員2名と地区外2名からなる。地区内の組合員2名のうち、1名は認定農業者の2代目で、地区内の水田を法人に経営委託している。オペレータの時給は900円と設定されている。

その他の雇用状況について、パン工房の常時雇用6名、野菜の収穫作業に従事するパートを含め、法人の生産体制に係わる組合員の雇用数は49名となっている。また、労働環境の整備に関して、女性雇用者の育児期間を配慮する雇用環境の整備及び就業規則の見直し、各種免許資格の取得に対して助成制度を設置する等が行われている。

法人は地区全体の水田を一括に管理している。こうしたように、耕作放棄地と遊休農地の発生を防止し、地区全体の農地利用秩序を再建した。また、米の6次産業化によって、常時雇用が創出されたとともに、「よそもの」が消費者として地区に訪れ、地域活性化にもつながっている。次に、法人の経営収支状況を整理し、法人経営の持続性について検討する。

#### 第4節 法人の経営収支状況と持続性

法人の経営収支は表6-5の示す通りである。2014年度と2015年度の価格補填収入を除いた売上高は順に82,228,391円、109,544,013円であった。そのうち、農産物の売上高は順に51,946,261円、82,354,149円で、売上高に占める割合が各々63.2%、75.2%となっていた。農産物のうち、主食用米の売上高が順に38,421,766円、72,458,451円で、農産物の売上高に占める割合が、順に74.0%、88.0%で、売上高に占める割合が、46.7%、66.1%となっていた。

2014年に、米価下落の影響もあり、主食用米の収入は売上高の5割以下までに減少したが、2015年には米価が2014年より回復し、売上高の6割までに回復した。

主食用米の出荷ルートは業者向け、保有米と直売所販売からなる。2014年の出荷状況について、業者向けの出荷量が約84%、保有米が14%、直売所販売が2%を占めていた。2015年の出荷状況について、業者向け、保有米、直売所販売の割合が、順に81%、16%、2%であった。2年間の出荷状況からみると、業者向けの出荷が約8割で、地区内の消費が約2割を占めるという販売構造となっている。

法人の生産原価について、2014年度の場合、地代7,818,574円、畦畔管理料

9,631,660 円、水管理料 1,169,554 円、労務費 25,327,508 円、作業委託費 17,369,209 円、賃借料 1,263,563 円、修繕費 11,342,684 円、減価償却費 4,148,324 円が計上された。最多な支出は労務費で、次は地権者に支払う地代と畦畔・水管理料、作業委託費、修繕費、減価償却費、賃借料の順となっている。

表 6-5 法人の経営収支状況

経営収支	2014 年度 (円)	2015 年度 (円)
売上高①	83,704,795	117,446,940
農産物売上高	50,469,857	82,354,149
加工品売上高	333,000	1,720,270
作業受託収入	104,098	5,181,899
パン売上高	31,321,436	20,287,695
価格補填収入	1,476,404	7,902,927
売上原価②	86,948,523	129,097,120
売上総利益③=①-②	△3,243,728	△11,650,180
販売費一般管理費④	24,007,893	23,500,061
営業外収入⑤	47,847,338	52,601,768
受取助成金	2,741,350	2,832,000
受取補助金	34,574,274	37,457,518
中山間直接支払交付金	9,199,366	9,961,972
雑収入・共済金など	1,332,348	2,138,804
営業外費用⑥	378,980	175,267
経常利益⑦=③-④+⑤-⑥	20,216,737	17,267,260
特別利益⑧	0	0
特別損失⑨	744,193	0
税引前当期利益（損失）⑩	19,472,544	17,267,260
法人税及び住民税⑪	610,400	
当期利益⑫=⑩-⑪	18,862,144	17,267,260

資料：法人 Q の決算資料（2014 年、2015 年）と聞き取り調査

（2016 年）より作成。

2015 年度の場合、地代 9,014,183 円、畦畔管理料 10,107,140 円、水管理料 1,238,895 円、労務費 22,411,527 円、作業委託費 16,991,463 円、賃借料 1,144,982

円、修繕費 7,032,795 円、減価償却費 4,035,652 円が計上された。最多な支出は労務費、次は地権者に支払う地代と畦畔・水管理料、作業委託費、修繕費、減価償却費、賃借料の順で、2014 年度の配分構造と同様である。労務費と地権者に支払う分は約 200 万円の差額がある。

法人は 10a 当たりの地代を 10,000 円に設定し、中山間地域においては高い地代水準である。一方、雇用者に支払う時給を 900 円に設定し、ほかの集落営農法人と比較すると、低いほうである。すなわち、土地の利用権を提供する地権者としての組合員に配分が厚い構造となっている。

2014 年と 2015 年の助成金・交付金収入に関して、表 6-6 の示すようである。

表 6-6 助成金・交付金収入

項目（2014 年決算）	金額（円）	備考
受取補助金 計	34,574,274	-
米の直接支払交付金	10,963,500	2013 年
水田活用直接支払交付金	10,858,324	2013 年（米粉、飼料用米）
その他 5 項目	12,752,450	-
中山間地域等直接支払交付金	9,199,366	5,537,029 円（個人） 3,662,337 円（堆肥）
受取助成金	2,741,350	農の雇用指導料
合計	46,514,990	交付金+助成金
項目（2015 年決算）	金額（円）	備考
受取補助金 計	37,457,518	-
米の直接支払交付金	4,055,250	2014 年
水田活用直接支払交付金	24,844,798	2014 年 2015 年
その他 3 項目	8,557,470	-
中山間地域等直接支払交付金	9,961,972	6,192,368 円（個人） 3,769,604 円（堆肥）
受取助成金	2,832,000	農の雇用指導料
合計	50,251,490	交付金+助成金

資料：聞き取り調査（2016 年）及び法人 Q の総会資料（2014 年、2015 年）  
より作成。

前述したように、政策転換によって、2014 年以降、主食用米の直接支払交付金が半減された。交付金減額の損失を最小限に控えるため、法人は主食用稻の作付面積を現状維持し、多くの交付金取得可能な新規需要米（米粉用米、飼料用米）等による転作面積を拡大する経営計画を遂行している。年間 4,000 万円の補助金収入が営業外利益に算入された結果として、2014 年の 2,000 万円と 2015 年の 1,700 万円の経常利益が確保できた。

現在の政策環境の中で、法人は健全経営が維持できる。しかし、補助金（交付金・助成金）の割合が法人全収入の 3 割を超えていたため、補助金依存体質に見られる。売上高の拡大や生産原価における固定費と変動費の調整などを通じて、補助金比率を減少させていく経営改善の余地はある。他方、法人 Q がなるべく多くの補助金を取得し、地区の農業生産と住民の生活に還元することは、補助金活用の意義でもあると指摘できる。

## 第 5 節 新たな「生活結合型」集落営農法人の社会的役割と成立条件

本章で取り上げた集落営農法人は、旧村 13 集落の水田農業生産を担い、地区的住民生活と地域振興等各種の取組みを支えるための生産基盤を維持、強化するとともに、重要な社会的な役割も果たしている。

①雇用の創出である。法人の設立によって、組合員 49 名及び地区外の方が雇用できることである。常時雇用の中に、地区内に賦存している個別経営も確保されている。ここでの個と集団の関係は、雇用関係となっている。

②地区全体を一本化する。法人設立以前、2001 年から 2005 年までの間に、中山間地域等直接支払制度に加入した集落は 5 つしかなかった。5 集落は個々の集落を単位として協定を締結したが、法人の設立にともない、2006 年から 13 集落を 1 つの広域協定に一本化した。交付金の受け皿は、当初の自治組織から地区中山間地域直接支払制度運営委員会に移行された。

年間 2,000 万円を超える交付金のうち、6 割が地区全体の鳥獣害対策などの地区的共同取組みに活用され、4 割が地権者向けの個人払いとなっている。法人が担う面積の個人払い額は約 900 万円である。本来、これは法人の収入となるが、そのうちの 300 万円を超える分が地区全体の土づくり用の堆肥散布に活用されている。土作りの取組みは法人の構成員の水田であるかどうかを問わず、地区全体の水田が対象とされている。水田は地権者所有の私有地だが、法人は利用・

管理しているだけである。所有と利用が分離しているにもかかわらず、法人が利用・管理していない水田も土作りの対象とされていることは、「ムラの土地」という総有意識が働いているといえる。

③米づくりのための土づくりは、地区全体の生態系環境改善につながる。法人設立以前、元地域センター長、元小学校校長など地域環境保全に熱心な有識者が水質調査を行い、ホタルの幼虫を放流したが、ホタルの成虫がわずかしか飛ばなかつた。法人設立2年目の2006年から堆肥散布による土づくりの取組みが開始されてから、地力の向上及び農薬使用量の減少によって地区全体の水質が改善され、ホタルは急増したという逸話もあった。

④定住促進機能である。自治組織の設立による通学バスの導入、男女共同参画の促進、そして法人による育児を支援する労働環境の整備等の取組みが行われた結果として、若い世帯が帰郷した。過疎化が進行する地区において、若い世代が回帰してくるのは、地区にとって大きな意義がある。

⑤地域振興に関する多様な活動に参画・協力する。地区の活性化を図るための田植え祭り、収穫祭り等都市部との交流活動、鳥獣害対策の一環として地区全体1週をカバーする13kmのメッシュ柵の設置等、法人は自治組織(協議会)主催の地区の行事、取組みに参画、協力する。

⑥農業生産から解放された組合員は地区の地域振興の取組み、生き甲斐のある活動に参加できる「人間の発達」の道に歩む。多くの組合員が地区の自治協議会主催の生涯学習の推進活動、盆踊りマスターの会、民話を語るゼミナール、巫女の舞等伝統文化の継承活動、地区的史跡調査会、お年寄りサポート活動、認知症サポート養成講座、スポーツ行事、女性が活躍する食育講座、男性料理教室などの地区的行事・活動に参加するようになっている。自治組織(協議会)と集落営農法人の協動によって、事例地は村落社会における生産と生活を超える「精神的な豊かさ」を追求する地域づくりの段階に到達している。

新たな「生活結合型」集落営農法人の成立条件は以下6つの側面から整理できる。

① 自治組織(協議会)による法人参加の基準設定と「ムラ」の枠組み

法人は自治組織の農村振興部を母体として組織されたものである。自治組織は地区13集落に強い影響力を持ち、法人設立に当たって、2つの参加基準を設けて法人化を推進した。

1つ目は、1戸1票の地区全戸参加の農事組合法人を目指すため、「法人設立後の加入は認めない」方針を取っていた。その結果として、地区128戸の農家（7割）が法人に参加し、地区全体の水田の65%が集積できた。

2つ目は法人参加の条件として、各地権者が自己所有の水田の水管理と畦畔管理を担うことである。この2つの基準は、地区内の水田利用の秩序を再建した。この秩序のもとに、法人は旧村の水田農業生産を担い、組合員の中に主たる従事者の能力を持つ方は主要作業を担い、各組合員としての地権者は生産に関する補完的な作業を行う。法人設立当時、法人に加入しなかった農家は、法人加入に禁止されるのではなく、自作農として水田農業を行うことが困難となる場合、法人に委託することができる。

自治組織による基準作りの際、集落の話し合いの集会という合意形成の「場」は大きな役割を果たした。この「場」を通して、地区全体の共通意識と共同行動が醸成されていく。ある意味で、これは昔の「ムラ」の枠組みがまだ崩壊していくなく、危機的対応の場面において、地区をまとめる力を持っているといえよう。

## ② 初期投資を最小限にすること

外部環境（公的支援）が提供するソフト面の支援を活用することである。法人設立当時、補助金と農協からの資金で機械等の初期投資が最小限に抑制できた。これは、経営スタートしたばかりの法人にとって経営安定化の軌道に乗せるための欠かせない条件である。

## ③ 内部環境に賦存する人的資源の活用と組織化

まず、地区には法人の組合長Y氏というような集落営農法人設立に関する専門知識（ノウハウ）を持っている方が存在している。それだけではなく、元地域センター長、小学校校長などの有識者数名は、自治会の組織化と法人の組織化に働きかけた。法人の設立によって、組合員の中にオペレータの能力のある方が法人の主たる従事者として、補助作業のできる方が法人の補完的従事者として組織化された。地区に賦存する人的資源の活用と組織化によって、法人の形成と経営展開が可能となった。

## ④ 制度的優位性を活用することによる地区全体の一本化と地域振興の場づくり

り

法人の設立にともない、中山間地域等直接支払制度による地区全体13集落を対象とした広域協定が締結された。共同取組みは地区全体で行われるようになった。これは、制度的に交付金が多く取得できるにもかかわらず、重要なのは、13集落を一本化することに意味がある。

経営展開において、助成金が多く取得できる新規需要米（米粉用稻と飼料用稻）が多くの割合を占めているのは、いずれも、助成金取得が最終目的ではなく、それを契機に、外部との連携を強化し、産地形成、6次産業化を発展させていくというような連鎖行動を行うことによって、川下への展開による地域振興の場づくりという効果が生まれた。

#### ⑤ 労働報酬より地権者としての組合員の利益を優先する収益配分構造

法人は、自治組織の調整機能によって農地の面的集積が達成している。これに対して、法人は、労働への報酬をよその集落営農法人より低く設定し、他方、地権者に支払う地代を高く設定している。これは、少数の労働従事者に利益の配分を傾けないように、むしろ公平原則に基づいてすべての構成員に支払う地代で多く還元する仕組みである。自治組織（協議会）の調整機能は、法人が地区全体に波及する利益を調整する時にも機能している。

#### ⑥ 集落と旧村の関係変容

自治組織（協議会）が機能できる論理の根底は、旧村レベルの自治組織の設立によって、各々の集落の「壁」が破壊され、集落の人々の生活単位が集落から旧村に転換したことである。ここでの集落と旧村の関係は、以下のように理解できる。「家を単位とした人々の生活関連があり、その生活関連を支える組織があり、そこにおのずと社会的統一性がみいだせる。そのようなものを村落とよぶのだ。そこで、空間的広がりでみたばあいでも、集落と村落が位置することがあるし、また一致しないときもある。どういうときに一致しないかというと、たとえば大きな集落のなかが、大きく二つの組織からなりたっているばあい。また、逆に、二つ三つの小さな集落を合わせて、一つの大きな組織をつくっているばあいなどである」（鳥越 1993）。生活関連を支える組織単位は旧村レベルの自治組織（協議会）の形成により、従来の集落から村落（旧村）へ拡大したといえるであろう。

- 注 1) 当面の課題は、①小学校の跡地建物の活用（公民館、診療所を入れる）、②児童の通学問題、保育園児の通園（通学バスの必要性）、③診療所の存続、④地域センターに入る道路の拡張という 4 点である。
- 注 2) 自治組織の設立の詳細経緯に関して、楠本氏（2010）の『進化する集落営農』第 3 章、194-207 頁を参照。
- 注 3) 自治組織設立以前の生産組織の取組みについて、小林元（2007）「集落型農業生産法人の組織的性格と課題」『日本の農業』240、農政調査委員会、57-68 頁を参照。
- 注 4) 「女性会」、「JA 女性部」を協議会の女性部として位置づけた。「HL 会」を HL 部に、福祉環境部を「福祉ふれあい部」と「環境保全部」に分け、「福祉ふれあい部」の中に Q 地区社会福祉協議会の活動内容を統合した。
- 注 5) 自治組織の頃、女性役員の後継者不足や、会員の減少等で活動が停滞傾向であった。自治協議会の部として位置づけることで全員の女性が参画できるようになり、幅広く意見を取り入れ、女性としての視点で活動に反映している。
- 注 6) 元の老人クラブから「HL 会」に名称を変更し、65 歳以上の男女が任意加入し、伝統のある会として活動してきた。「HL 会」を自治協議会の「部」として位置づけられ、高齢者で且つ元気な方は、サポートされるのではなく、熟年パワーを發揮し、地域のため「自分たちでできることは自分たちで頑張ろう」という主旨である。
- 注 7) 13 集落から各集落に代表委員 1 名、組（集落）委員男女各 2 名、HL 部会員 1 名、協議会と各集落の連絡係を務める。
- 注 8) 町からの交付金について、世帯割、均等割、過疎加算、広報誌等配布加算、敬老事業費、公衆衛生協議会推進事業費が含まれる。（2016 年 3 月の自治会資料より）
- 注 9) 2003 年と 2013 年の集積面積はすべて登記簿（台帳）面積である。法人の経営内容を述べる際、すべて実際の作付面積＝水張り面積で表示する。なお、2013 年以降の水張り面積は約 86ha である。
- 注 10) 法人の資料「豊かな地域づくりのための農業生産法人の役割」より抜粋。内容は下記通りである。「地域の農地、労働力など農業生産資源を最大限に活用しながら、作付けの団地化、省力化、低コストを図り、水稻、大豆、そば、野菜の安定生産と戦略作物の模索を行なながら、法人経営を協業によって、組合員の共同の利益を増進することを基本とし、次の目標に全力をあげて取組みを強化する。  
①消費者に安全・安心な美味しい農産物を供給するため、有機栽培を基本に特別栽培農産物（肥料、農薬を基準の 50%以下）で栽培を行うとともに農薬使用基準を厳守する。  
②地産地消を推進するため、学校給食センターの設置にともない、安定供給ができる野菜栽培などの実証試験を行う。  
③組合員の所有水田面積に応じて出役日数を定め、全組合員が出役できる体制づくりを検討する。  
④栽培面では、組合員による畦畔の草刈り及び水管理の徹底を図り、除草効果を高め、中ほしによる到伏防止や適期取りで品質・収量の増大を図る。⑤作業計画を綿密に行い、適正人員配置による適期作業と作業の効率化を図る。⑥農機具の整備点検を徹底し、修繕費の節減を図る。」

## 添付資料 6-1

### 自治協議会 各部会の構成と活動内容

部会の構成	活動内容
総務企画部	<p>①地区のビジョンの推進 住民自治協議会 8 部会、関連する諸団体（農）ファーム・Q、直売所、パークゴルフ場などと連携し地区のビジョン「未来創生」の実現に向け活動の具現化を図る。</p> <p>②情報の発信と受信の普及 地区たよりの編集発行を充実させるための編集委員会の設置、情報推進委員会よりホームページ等による情報発信</p> <p>③各種行事の開催 慰靈碑、大安慰碑追悼式開催、新年の集いの開催</p> <p>④各 8 部会、各種団体（農）ファーム・Q などや行政と連絡調整、地域活性化</p>
農村振興部	<p>①農林水産物品評会等の実施、農産物栽培の推進</p> <p>②〔事業計画〕 ・農林水産物品評会 11 月 ・直売所、地域センター共共催の野菜教室に協賛（4 月 6 月 8 月 9 月） ・ふれあい交流農業体験事業として地区の営農祭り（田植え、収穫）に協賛</p>
文化教育部	<p>①生涯学習の推進 ②青少年健全育成 ③地域文化活動の推進 盆踊りのマスターの会やみんみんゼミ（Q 地区の民話を語るゼミナール）等、諸団体と協賛し伝統文化の継承に務め 地区的ビジョン「未来創生」の実現に向け活動の具現化を図る 2016 年度「ユズの里づくり」</p> <p>④〔事業計画〕 ・生涯学習発表会の開催 総務企画部、女性部との連携 ・史跡をめぐるウォーキング HL 部、史跡調査会、地域センターとの連携 ・地域文化活動の推進、協賛（子ども神楽、巫女の舞、盆踊りマスターの会、みんみんゼミ、クリスマスコンサート）等</p>
環境保全部	<p>①地区の環境美化 ②自主防災計画に定める「水害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止する」ことを目的とする訓練など関係団体との連携実施</p> <p>③〔事業計画〕 ・地区の環境保全整備 城周辺の保全と美化活動 ・地区的美化活動 こいのぼりの取り付け作業 2~3 週間余り取り付ける 　　イルミネーション取り付け取り外し作業 12 月上旬~1 月上旬 ・直売所周辺の美化活動 田植え祭り前の清掃活動（農）ファーム・Q と連携 ・東広島市きれいなまちづくりキャンペーン 地区全体のゴミ空き缶拾い等の清掃作業 ・地域センター美化活動 夏祭り前 地域センター、体育館、グラウンドの清掃作業 ・自主防災防犯部会活動 自主防災計画書に基づいた活動の実施</p>
福祉ふれあい部	<p>①民生委員児童委員、行政機関、東広島市社会福祉協議会、ボランティアグループ等より情報収集、連携、協力、安心して暮らせる福祉の向上を目指して活動する。</p> <p>②〔事業計画〕 ・福祉コミュニティづくり活動 夏祭りの開催 盆踊りの継承 ・お年寄りサポート活動の推進 ・認知症サポーター養成講座の開催 ・福利厚生 金婚者の表彰（農産物品評会開催時）、出産、香典（民生委員児童委員、母子保険推進員と連携） ・地区福祉（活動）計画づくりの取組み</p>

体育健康部	<p>①多くの人がスポーツ行事を通して、健康を維持増進し、交流を深め合うこと      ②〔事業計画〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の区民運動会参加</li> <li>・地区対抗パークゴルフ（各組対抗）</li> <li>・地区一周駅伝競走大会</li> <li>・市民スポーツ大会球技の部に参加</li> <li>・ソフトボール大会</li> <li>・パーク、グランドゴルフ大会 等</li> </ul>
女性部	<p>①参加、勇気、元気、やる気をモットーに、女性の参画で地域の更なる活性化      ②〔事業計画〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老会の開催 敬老プレゼントボランティアの育成（プレゼント作り）</li> <li>・食育講座 米粉研究会、親子ふれあい講座、料理講習会（地域の農産物の料理）</li> <li>・先進地視察研修会</li> <li>・レディースパークゴルフ大会（体力づくりと交流）</li> <li>・市・町女性連合会行事に参加</li> <li>・JA女性部会に参加</li> <li>・地区の行事に参加・協力</li> <li>・町内行事に参加・協力（福祉ふれあい祭り等）</li> <li>・青少年育成事業、あいさつ運動と連携</li> </ul>
白竜部	<p>①健康、友愛、奉仕活動の経験と実績を活かして活動し、地域社会の発展に寄与する。      ②〔事業計画〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康活動 河内支部パークゴルフ大会・懇親会の参加、地域センターと体育健康部との連携による健康づくり教室の開催（5月7月10月11月2月）、体力測定</li> <li>・教養活動 男性料理教室 2回、舞踊部施設慰問</li> <li>・地域活動 交通安全講習会開催 見守り指導（登校下校時の交通安全指導）、ふれあいいきいきサロンへ参加、HL部サロン（毎月15日に開催、懇親会、談話会、研究会の実施）</li> </ul>

資料：自治組織の概要（2016年）より抜粋。

# 終章 過疎・高齢化に対応する集落営農法人の展開方向と地域諸主体間関係の構築

## 1. 本論文の目的と研究視角

本論文は中山間地域の広域レベルの水田農業・水田資源管理を担う集落営農法人の諸形態の形成と経営展開の分析を通して、各形態の成立条件及び集落営農法人が中心となる地域資源管理の主体間関係のあり様を検討する研究である。

今日、中山間地域の集落営農の特徴は以下のように整理できる。1990年代以降、集落営農は政策的に誘導されたものの、法人化・経営体制の確立が活動範囲となる地域の実情に基づいて形成されたものである。こうした個性が溢れた地域における集落営農法人の取組みも様々である。とりわけ、人口規模縮小による地域内部における生活と生産基盤の脆弱化、従来から展開してきた集落レベルでの対応が限界に達した中山間地域において、広域レベルでの組織化が求められている。また、個別経営と集団の関係に関して、1980年代から指摘されてきた両者間の不調和関係から、1990年代の借地・作業受託の調整や労働力・機械の相互補完等の任意的連携関係に変容しつつあり、今日の過疎・高齢化の地域社会において、集落との結合や、集団との連携のような契約に基づいた共生共栄の関係構築に向かっている。

集落営農は内外環境変化とともに変容する。広域レベルの組織化、そして連携関係の変容等によって組織化原理と結合原理も変容し、既存の集落レベルの類型による説明が足りなくなってきた。集落営農法人は、経営効率向上を目指し、経営体として存立しなければならない。他方、過疎・高齢化による地域社会の基盤が脆弱化していく中で、集落営農法人に対して、農業生産・水田資源管理以上の機能が求められている。集落営農法人が複雑な環境変化に如何に対応していくのかという課題は、集落・地域社会の存続に係わっている。こうした中で、集落・旧村（地域）に賦存する個と集団、地権者と集団との関係等を包摂する地域社会関係は、法人の形成と経営展開に左右できるようになってきた。法人の形成と経営展開において、地域諸主体がどのような主体間関係を構築するかという視点がきわめて重要である。

## 2. 集落営農法人の展開方向と成立条件

以下は各章から得られた知見である。

第2章は、地域に賦存する大規模個別経営が集落と結合して集落営農法人化を図って広域的に経営展開を行う2法人を対象とした。集落との結合の方式及び経営展開の特徴から「基礎連携型」として位置づけられた。「基礎連携型」は個別経営と集落との結合が土地による結合で、法人は水田農業生産において、集落に農地集積以外の協力を求めないが、集落から農業生産及び生産以外の社会的要望があれば応えていく。強い担い手としての個別経営が賦存しているため、重層的な関係構築を求めなくとも、経営展開には支障がない。むしろ地域を担う経営体として、地域の様々な要望に対応できる強い存在である。

2法人の共通の特徴は、拠点となる集落以外に、旧村、旧町、旧市にわたる水田の管理も行っていることである。これは、個別経営として地縁的関係による農地集積の特徴ともいえる。いわば、意図的に規模拡大を目指してきたわけではなく、集落内外を問わず、「人間関係」による農地集積が進行してきた結果である。経営的には圃場の分散による不効率が発生するものの、長年の付き合いによって集落を単位とした地域との信頼関係が築かれた。こうした中で、法人化及び法人の経営展開を検討する際、以下の条件が満たされていた。

- ① 地元集落を問わず、長年の借地関係によって、法人化の拠点集落との間に信頼関係が構築されている。これは大規模個別経営と集落地権者の間に形成される関係である。
- ② 大規模個別経営の経営能力は集落営農法人の経営展開に活用できる。集落営農法人化後の規模拡大に対して、適切な営農計画と品質管理を行う経営能力があり、独自に確立してきた安定的な販売体制が法人経営にも活用できる。
- ③ 地域全体を担う使命感である。法人は旧村レベルの若手担い手の創出や、農地の合理的団地化による地域営農再編を促進させることや、あるいは、農業生産以外に集落が法人に求める協力に対応していく等の使命感を持つことである。地域の実情に基づいて、法人は地域が求める役割を果たし、地域とともに発展していく。この「地域」は、場合によって、集落、あるいは、旧村、旧町とのような広域的地理的範囲・社会関係を包摂する。

- ④ 外部条件としては、行政から法人化に関する提案とソフト面の支援である。これは、法人の形成をめぐって大規模個別経営と拠点集落間の合意形成の契機となる。

拠点となる集落との信頼関係、及びある程度の農地集積は県行政の提案から実行へ移行する基礎条件である。

第3章は、個と集団の連携関係に基づいた集落営農の組織再編に関する分析である。大規模個別経営と集落との「ヨコの組織化」による「部分融合型」集落営農法人の形成と経営展開を基盤として、旧町レベルの複数の集落営農法人と大規模個別経営が「タテの組織化」を図り、広域的調整機能を持つ上部組織を設立した。「ヨコの組織化」と「タテの組織化」は、集落レベルと旧町レベルにおける諸生産要素の再配分の役割を果たし、地域農業をより合理的な方向へ発展させていくという意義がある。

こうした関係の構築には、法人の経営中枢と専従的オペレータを担う大規模個別経営の存立が必須条件とされる。それに加えて、広域レベルにおける多くの大規模個別経営が連携体制を作り、地域農業を牽引していくことは重要である。また、大規模個別経営と集団との連携関係は、1990年代からの任意的連携を継承し、2000年以降の法人化によって、その連携関係が明確な現代的契約関係に転換した。

1970年代から構築されてきた大規模個別経営間における「ともに発展していく」「信頼関係」が、1990年代後半以降、共同で稲作集団転作を対応してきた中でさらに強固になった。大規模個別経営間の「信頼関係」、そして大規模個別経営が各々の集落と結合して集落レベルの法人化を図ったことという2点は、広域レベルを担う上部組織の設立の前提条件である。いわば、「ヨコの組織化」が「タテの組織化」のボットムである。以上は内部要因（条件）である。外部条件は、米の減反と転作強化等の政策的刺激、及び地域農政のソフト面における各種支援、法人化に関する行政からの提案等の公的支援である。

第2章と第3章のような大規模個別経営が担う集落営農法人という形態形成の前提条件は、集落、あるいは旧村、旧町という地理的範囲に大規模個別経営が存続していることだけでなく、地域とともに発展するという使命感と行動力が求められる。不可逆の過疎・高齢化に直面している中山間地域において、新

たな大規模個別経営の創出が困難であることはこの形態の意義を一般化する時の限界といえる。また、地域に大規模個別経営が存在する場合、集落営農法人と土地利用調整以外の連携に関する意欲が必ずしもあるというわけでもない。とはいものの、大規模個別経営と集落と結合した集落営農法人のあり様、及び土地利用調整よりさらなる連携強化を図る可能性について、地理的範囲を問わず、共通認識と共同目的をもつ集落営農法人と個別経営には示唆を与える。

第4章は第2章と第3章と非対称な発展経路を持つ集落営農法人の展開であり、旧村の水田農業生産を担う「旧村一体型」集落営農法人の成立条件を検討した。法人の中には経営の中枢と主たる従事者としての大規模個別経営が確保されていないにもかかわらず、地区全体を担っていく使命がある。主たる従事者不在化の多くの中山間地域に対して、この形態はより普遍的な存在意義を持っている。こうした中で、法人の設立と経営展開において、以下の条件が満たされていた。

- ① 集落営農法人の母体となる組織の設立である。歴史的に展開してきた協業的生産組織としての営農組合と機械利用組合ではなく、政策環境のもとで作られた新たなコミュニティとしての農地水環境保全組合が法人化の母体となった。ここでは、農地に対する地域住民の認識が変容した。すなわち、農地が農業生産の基盤だけではなく、地域資源の一部として理解されるようになったことである。
- ② 地区共同で機械導入の受け皿を設け、機械更新の財源を確保する。生産条件に恵まれていない地理的劣勢を政策的優勢に転換させ、戦略的に中山間地域等直接支払交付金を活用する。共同取組み用の余剰分で法人の生産体制に必要とされる機械・施設が導入され、法人は機械等の資本財の初期投資と追加投資が抑制できた。
- ③ 地区全体で法人を支援する機械利用体制を確立することである。既存の生産組織の機械・施設が法人に無償で譲渡され、また中山間地域等直接支払交付金の受け皿としての中山間振興組合は引き続き機械更新の財源を捻出することが可能である。大規模個別経営のような主たる従事者が確保されていない法人は、地区全体で構築した機械利用体制の確立によって、機械・施設の初期投資と追加投資が軽減でき、経営の安定化を図ってきた。
- ④ 地区内の組織間連携による6次産業化と地域振興に取組む。生産を担う法

人、加工を担う営農組合との連携によって、都市・農村交流の「道具」と「場」を作り出している。

- ⑤ 地区内の利益調整を行い、地権者の利益を確保する。中山間地域等直接支払交付金の個人配分額が法人に水田の経営管理を委託するかしまいかにかかわらず、一律に地権者に配分されることによって、集落営農法人と地権者との間に利益調整が行われている。
- ⑥ 経営の多角化と制度的支援による常時雇用を確保する。野菜栽培による経営の多角化を図り、雇用を創出しようとした法人は、野菜が安定的に出荷できる時期までに、農林水産省と総務省の雇用に関する制度的支援による雇用を確保している。法人の経営安定化にともない、地元出身、日帰り出勤可能な他地区の雇用者が定着していく可能性は高い。
- ⑦ 地域に賦存する大規模個別経営と連携する可能性がある。旧村レベルにおいて、水田農業の担い手は法人以外に、極少数の大規模個別経営が存立している場合、法人の経営状況によって大規模個別経営に協力を求めるか、外部から行政の介入等による連携を図る可能性がある。

第5章は、第4章の「旧村一体型」より担う範囲が広い「超広域型」集落営農法人の展開である。「超広域型」集落営農法人は、以下の状況に対応する能力を持つ。過疎・高齢化による人口規模縮小の中で、個々の集落での対応が限界に達し、且つ旧村レベルにも担い手不在化問題が発生する場合、地域外（例えば、隣村）の担い手に支援を要請する状況である。ここでの地域外の担い手の一つは「超広域型」集落営農法人である。こうした場合、法人の経営展開を支えるために旧村単位の諸主体との間に連携関係を構築することは必要である。以下は、「超広域型」集落営農法人の経営展開に必要とされる諸条件である。

### ① 地元の旧村との結合

外部条件として大区画圃場整備事業が推進され、それを契機に地域有志による集落を拠点とした機械利用組合が発足した。ここでの機械利用組合は、区画整備後の農地条件に対応するための大型高性能機械の導入を目的とした組織であった。地域の農業には技術的革新による効率化がもたらされた。こうしたなかで、担い手の形成が求められた。水田農業生産に関して、作業委託だけで満たされなく、経営委託の需要がでてきた。すなわち、

作業委託の受け皿ではなく、借地としての受け皿が求められた。

機械利用組合の経歴が浅かったにもかかわらず、別途、借地の受け皿（一般法人）が用意されても、地元集落における信頼関係は構築できなかった。県農政からの公的介入によって拠点となる集落と協定が締結でき、特定農業法人化が図られた。これは集落営農法人の基盤づくりのための公的支援だといえる。

集落営農法人として位置づけられたことによって、周囲との信頼関係が徐々に構築された。それにともない、拠点集落外から水田の経営委託も増加し、法人の経営規模が増大してきた。法人の経営展開に必要とされる機械・施設は、上述の機械利用組合所有のものを貸借で利用した。足りない部分は、農協からの機械をリース契約で利用した。

## ② 隣村との結合

隣村は、大区画圃場整備が完了したにもかかわらず、担い手不在化問題が深刻化している。旧村を一つの単位で法人に委託する場合、旧村内部の合意形成が必要とされる。ここでは、基盤整備時期の役員を務めた地元の有識者は、各集落で合意形成を促進し、旧村を1単位にして法人に委託するように務めた。結果として、旧村単位で農地利用組合が設立された。これは、地権者の組織ではなく、法人を旧村の担い手として位置づけるために設立された組織であり、機械導入の受け皿として機能した。県農政から旧村への補助金と法人出資によって機械が導入された。ここで法人の機械利用も貸借という形である。地権者から法人に農地の経営委託をする場合、法人と直接交渉する。

以上のように、農地の集積、法人経営展開に必要とされる機械・施設の利用体制は旧村を単位として貸借という形で確立された。機械・施設等の資本財の初期投資と追加投資が節減でき、法人の経営安定化に効果があった。

- ③ 法人の経営展開にしたがい、広域レベルを担う経営能力が求められる。品種分散、標高差の利用などによる作業適期幅を拡大する生産体制、と農産物の販売体制を確立する必要がある。
- ④ 集落営農法人は、大区画圃場（優良農地）に限った集積ではなく、多くの未整備等の条件不良の農地を含む旧村レベルにおける農地の面的集積担い手として努めてきた。法人は、集落レベルの耕作放棄地の発生を防止し、

圃場整備を契機とした集落レベルの営農再編に貢献している。

- ⑤ 米価下落と政策転換による補助金収入減少等の外部環境変化に対応するため、法人の健全経営を維持することを前提に、地権者には地代引き下げの協力が求められた。集落営農法人が地域と共存する関係であり、経営危機に対応する場合、地権者からの理解と協力が得られる。

以上のような諸条件によって、地元旧村と他旧村の水田農業を担う「超広域型」集落営農法人は成長してきた。

第6章では、地域（旧村）の自治組織と協働する集落営農法人の形態である。人口規模縮小、生活・生産基盤の脆弱化、そして平成の広域合併とのような社会環境の変容の中で、村落は崩壊寸前であった。「村落が崩壊する」という地域住民の危機意識が村落の再生に働きかけ、従来の生活単位としての村落ではなく、旧村という範囲で自治組織が発足した。そして、自治組織の農村振興部を母体とした集落営農法人が設立された。法人は農業生産を担うのみならず、自治組織（協議会）の機能を補完し、地域住民に係わる村落社会において重要な社会的役割を果たしている。この形態の集落営農法人は本論文において新たな「生活結合型」集落営農法人として位置づけられた。

法人は集落との結合ではなく、旧村の自治組織＝旧村との結合による形成された形態である。法人の発足にともない、地域において新たな雇用が創出され、認定農業者（専業農家）1戸も法人の主たる従事者として確保されている。ここでの集団と個の関係は、個が第2章と第3章のように法人を経営することではなく、雇用関係となっている。

旧村の水田農業生産・水田資源管理を担う法人は、米作りのために地区全体の土作りに取組むことによって地区全体の生態系環境改善に貢献し、男女共同参画や雇用環境の改善による若い世帯の還流等の定住を促進し、地域振興に関する自治組織主催の多様な活動に参画・協力する体制を整える。そして、非効率な農業生産から解放された地域住民は、地区の様々な活動に活躍することによって、生産と生活を超える「精神的な豊かさ」が追求できるようになった。いわば、集落営農法人は、地域住民とのかかわりは生産関係に止まるだけではなく、生活上の諸関係にも深くつながっていることである。集落営農法人は自治組織との協働による地域の再生に役割を果たし、新たな生産と生活上の諸関係を形成し、強化させていく。

事例から得られた新たな「生活結合型」集落営農法人が成立する条件は、以下のようである。

- ① 自治組織（協議会）による法人参加の基準設定と崩壊していない「ムラ」の枠組みである。過疎・高齢化、広域合併による地域が崩壊寸前となつた危機的対応として、自治組織（協議会）による生活・生産の諸関係を維持するための地域ルール作りである。
- ② 外部環境（政策的支援）を活用することによって、機械・施設の初期投資が最小限に抑えられた。
- ③ 地域に賦存する人的資源を組織化する。地域の有識者は自治組織（協議会）と法人の組織化に働きかけた。法人が地域の人的資源を最大限に活用し、主たる従事者と補完作業の従事者を確保する。
- ④ 生産条件を制約する地理的劣勢を政策的優勢に転換する。中山間地域直接支払制度の広域協定の締結や、助成金が多く取得できる新規需要米の生産拡大等、交付金・助成金の取得を契機にして、外部環境との連携を強化し、産地化と地域振興のシナジー効果を生み出す。
- ⑤ 新たな「生活結合型」集落営農法人の存立の基盤は、地理的範囲が完全に重なる自治組織の存在である。自治組織（協議会）が機能できる論理の根底は、旧村レベルの自治組織の設立によって、個々の集落の「壁」が破壊され、集落人々の生活単位が集落から旧村に転換したことである。すなわち、生活の諸関係を支える組織単位は、集落から旧村へ広まつたことである。

以上は事例から見られた集落営農法人の諸形態の成立条件である。共通の背景としては、中山間地域において過疎・高齢化が進行していくなかで、人口規模の縮小による農業生産基盤・村落機能の維持が困難となりつつあることである。人的資源の限られた集落での対応が限界を迎え、より広域的な範囲での対応が求められることは中山間地域の実態である。

こうした背景の中で、各々の地域に賦存する自然的資源と社会的資源がそれぞれであるため、集落営農法人の形態も多様である。とはいいうものの、集落営農法人の広域的展開に必要とされる共通条件は、以下のように抽出できる。①法人化の拠点となる集落・旧村における基盤形成、②法人化の母体（受け皿）となる組織、③資本財の初期投資（追加投資）を抑制するための協力体制、④広域レベルでの人的資源の調達、⑤法人の経営安定化を支援する体制づくり、

- ⑥地域内の利益調整、⑦地域と更なる連携強化、地域とともに発展すること、  
⑧時折の公的支援（外部要因）、⑨地域全体から外部環境変化への対応である。

次に、各形態の集落営農法人の形成と経営展開の諸条件に包摂されている地域諸主体間関係の構築を考察する。

### 3. 地域資源管理の主体間関係の構築

本論文で取り上げた事例は、設立の時期からみると、1990年代中頃2000年以降、政策的には「新経営体」として位置づけられている集落営農法人である。

「新経営体」を中心とした地域資源管理の主体間関係の形成については以下のような特徴が見られる。

法人の設立は、地域（集落・旧村）における多数の合意が必要とされる。これは、1970年代から展開してきた少人数の需要による成立した機能集団との相違点である。地権者との合意形成は法人設立の基盤であり、一定の農地集積率が確保されることである。法人の設立にともない、地域に賦存する機械・施設の受け皿としての生産組織や、大規模個別経営、あるいは政策的に作られた補助金の受け皿との連携を図り、人的資源の確保や法人の初期投資と追加投資を最小限に抑制する等のような地域からの協力体制が求められる。これは地域内の諸主体間関係の構築である。

大規模個別経営が集落と結合して集落営農法人化を図る場合、個別経営の時代から機械・施設の蓄積があるため、地域に協力を求めなくてもすむことが多い。逆に地域から大規模個別経営に協力を求める場合、法人は対応していく奉仕の精神がある。地元集落ではない他集落を法人化の拠点とする場合、地元との連携体制がまだ構築されておらず、法人化にともない、地元集落においても中心的な経営体として位置づけられ、過疎・高齢化の進行によって地元集落がいずれ法人を頼りにする。そうすると、法人は経営の中心を集落外から地元集落に転換させ、大規模個別経営の時期から遠方に分散している借地の再整理による広域レベルの営農再編を促進する。この場合は、係わる諸主体は集落内だけではなく、旧村、旧町等の広範囲にわたる地権者と賦存の担い手である。地域内外における諸主体間関係の構築が求められる。

大規模個別経営が集落営農法人の構成員と中核的担い手として位置づけられる場合、法人と大規模個別経営の間に機械共同利用と労働力補完に限った関係

を構築するのみならず、より広域的範囲において複数の集落営農法人と大規模個別経営の連携による更なる地域農業の合理化を目指す場合、集落レベルの主体間関係に限らず、より広域的な諸主体間関係の構築が必要とされる。これは広義の地域内における諸主体間関係の構築である。

多くの中山間地域は、担い手不足問題の深刻化、集落単位での対応が困難となっている状態に陥っている。前述したように、こうした地域において、複数の集落、旧村等の広域レベルでの対応を模索することは今後中山間地域の水田農業を維持していく方法の一つである。複数の集落、あるいは旧村範囲において、大規模個別経営が存立している場合、集落を一単位にして、大規模個別経営に水田農業・水田資源管理を担っていくことは一つの選択肢である。この場合、「基礎連携型」集落営農法人の展開が参考になる。

また、複数の集落、旧村範囲において、大規模個別経営が存立していない場合（協力が得られない場合）、打開策としては、集落より広い範囲での地域資源の再編である。「旧村一体型」のように、広域的に水田農業生産・水田資源管理を担っていくための体制づくりが必要とされる。旧村まで担い手不在化問題が発生する場合、旧村を一単位にして、隣村のような周辺地域にある集落営農法人に委託することも一つの選択肢である。「超広域型」集落営農法人の展開にみられたように、法人の安定的経営を維持させていくため、委託側の旧村には協力体制を構築していくことが求められる。

複数の集落あるいは旧村を一つの単位として自力で立ち直る場合、自治組織との協動による展開する新たな「生活結合型」集落営農法人はもう一つの選択肢である。自治組織は地域をまとめる力があり、法人の展開に必要とされる諸生産要素の調達や、法人が農業生産以外の社会的役割を果たすこと等に働きかける。

以上は過疎・高齢化の進行する中山間地域水田地帯の農業生産をはじめとする地域資源管理の方向性を示した。続いて、大規模個別経営と集落営農法人の関係に関して、大規模個別経営と集落の結合による「基礎連携型」、ヨコの組織化による「部分融合型」、タテの組織化による上部組織の結成とのような先行研究で提示された任意的連携より進化した形態が見られた。

過疎・高齢化の進行にともなう集落機能脆弱化への対応形態について、上述の個と集団の連携形態以外に、旧村レベルの組織間の連携体制「旧村一体型」、旧村より広域的な「超広域型」、新たな「生活結合型」という3つの形態も含ま

れる。集落営農法人の形成と健全経営を支えるために、地域の諸主体は連携関係を構築し、地域諸主体間関係を形成していく。これは地域資源の総合的結合の結果である。中山間地域の集落営農法人は、水稻作を経営の柱とする場合が多い。米価の不安定と政策転換等の外部要因による不利益を被る際、法人の経営改善のために、地域に賦存する自然的資源と社会的資源に変化と再編が求められる。地域資源の再編にともない、地域諸主体間関係も進化していく。農業生産基盤が持続的に維持されていくなかで、経済的価値観を超える生活上の諸関係の再建や強化につながっていく。

## 参考文献

- 永田恵十郎（1988）『地域資源の国民的利用』農山漁村文化協会、34-74 頁
- 七戸長生（1988）上掲書、365-369 頁
- 梶井功（1973）『小企業農の存立条件』東京大学出版会
- 伊藤喜雄（1973）『現代日本農民分解の研究』御茶の水書房
- 小倉武一（1976）「集団営農の発展のために」『集団営農の展開』御茶の水書房、3-30 頁
- 綿谷赳夫（1979）「農業構造の高度化と集落」『農業構造の理論』農林統計協会
- 小池恒男（1983）『集団的土地利用形成の条件』農林統計協会、第 5 章、214-227 頁
- 小池恒男（1986）「集団的土地利用と地域農業の再建」卸園喜博編『地域農業の総合的再編』御茶の水書房
- 高橋明広（2012）「米政策改革に対応した集落営農の形成と再編」関野幸二・梅本雅・平野信之編著『制度改革下における水田農業の展開と課題』農林統計協会
- 板橋衛（2009）「水田・畑作経営安定対策下における集落営農組織等の動向と今後の課題」第 13 章、経営安定プロジェクト研究資料第 2 号、農林水産政策研究所、121-134 頁
- 小林宏至（1993）「農地利用調整と集落の役割」『農政経済研究』第 17 集、1-22 頁
- 佐々木隆（1980）「生産組織の経営構造（1）」吉田忠編著『地域農業と農業経営』明文書房
- 高橋信正（1977）「集落結合による生産組織展開の一方向」『農林業問題研究』第 13 卷第 3 号、131-141 頁
- 高橋正郎（1983）「集団的土地利用と地域マネジメント」梶井功・高橋高橋正郎編『集団的農用地利用』筑波書房
- 佐藤了（1984）「集団的土地利用の成立条件」『集団的土地利用の成立と展開』（第 2 報）農業研究センター
- 永田恵十郎（1982）「地域農業構造の再編と集団営農活動の今日的意義」『農林業問題研究』第 18 卷第 4 号、154-162 頁
- 増淵隆一・山本勝成（1983）「集団転作における土地利用調整の展開」梶井功・高橋正郎編『集団的農用地利用』筑波書房
- 河村能夫（1990）「地域開発と地域資源管理組織」目瀬守男編『地域資源管理学』明文書房、253-273 頁
- 梶井功（1986）「地域農業の組織化と土地利用」『現代農政論』柏書房
- 和田照男（1988）「集落営農と農地流動化」『土地と農業』18、農地保有合理化協会
- 高橋正郎（1987）『地域農業の組織革新』農文協
- 倉本器征（1988）「水田作営農集団の経営管理問題」『農業経営研究』第 26 卷第 2 号、23-29

頁

- 伊藤忠雄（1991）「農業生産組織における経営管理機能の特質」『農業経営研究』第29巻第2号、1-12頁
- 伊藤忠雄（1992）「集落営農と合意形成」『農林業問題研究』第28巻第2号、47-54頁
- 木村伸夫（1995）「地域営農集団の管理問題」和田照男編『大規模水田経営の成長と管理』東京大学出版会
- 石田正昭・木南章（1987）「稻作をめぐる組織と市場」『農業経済研究』第59巻第3号、137-145頁
- 関野幸二（1990）「経営の展開と農業生産の組織化に関する意識構造」『東北農村計画研究』第7号、東北農業試験場農村計画部、156頁
- 平野信之（1987）「中山間地域における営農集団の生産力構造」『土地利用型高生産性営農主体の展開方式の解明』特研「営農主体」研究資料3、東北農業試験場農業経営部・農業技術部、65-82頁
- 安藤益夫（1991）「地域型生産組織における人間関係の意義」『農業経営研究』第29巻第2号、13-22頁
- 高橋明広（1989）「兼業農家集団の稻作コストの意義」波多野忠雄編『高齢社会と地域農業』農林統計協会
- 高橋明広（1990）「地域農業集団の展開における組織運営コスト」『農業経営研究』第28巻第2号、31-39頁
- 笹倉修司（1984）「集団耕作組合と稻作の担い手」『長野県宮田村における地域農業再編と集団的土地利用』（第2報）、農業研究センター
- 梅本雅（1991）「集落営農の担い手像」『東北農業経済研究』第10巻第1・2号、13-28頁
- 梅本雅（1992）「集落営農の構造と特質」『東北農村計画研究』第8号、東北農業試験場農村計画部、20-34頁
- 梅本雅（1992）「集落営農と土地利用調整」『東北農村計画研究』第8号、東北農業試験場農村計画部、49-59頁
- 永田恵十郎（1993）「地域農業の現局面と集落営農の新動向」『土地と農業』第23号
- 平林一（1994）「北陸稻作兼業地帯における水田農業の再編方向」永田恵十郎編『水田農業の総合的再編』農林統計協会、77-93頁
- 平塚貴彦（1992）「集落営農形成の意義と戦略的課題」『農林業問題研究』第28巻第4号、160-170頁
- 平塚貴彦（1992）「農業の担い手としての集落営農」『農林業問題研究』第28巻第2号、80-90頁

- 安藤益夫（1996）『地域営農集団の新しい展開』農林統計協会
- 高橋明広・小池俊吉（1992）「中国中山間地域における大規模農家の形成要因と展開方向」  
『近畿中国農業研究』第 83 号、94-99 頁
- 柏雅之（1997）「新食糧法下における中山間地域農業・資源管理の担い手再建問題」『農業経済研究』第 69 卷第 2 号、103-117 頁
- 柏雅之（2002）『条件不利地域再生の論理と政策』農林統計協会、44 頁
- 高橋明広（2003）『多様な農家・組織間の連携と集落営農の展開』農林統計協会
- 桂明宏（2006）「集落営農と経営政策」『農業経営研究』第 43 卷第 4 号、26-24 頁
- 棚田光雄（2007）「ぐるみ型集落営農法人における園芸作対応の現状と課題」『農業経営研究』第 45 卷第 2 号、46-51 頁
- 矢口芳生（2001）「資源管理型農場制農業の存立条件」『日本の農業』219、農政調査委員会
- 長濱健一郎（2003）『地域資源管理の主体形成』日本経済評論社、135 頁
- 安藤光義（2008）「水田農業構造再編と集落営農」『農業経済研究』第 80 卷第 2 号、67-77 頁
- 金子いづみ（2006）「集落営農の労働力構成」『日本の農業』238、農政調査委員会
- 小林元（2007）「集落型農業生産法人の組織的性格と課題」『日本の農業』240、農政調査委員会
- 小林元・田中秀樹（2007）「集落農場型農業生産法人の展開と課題」『日本農業年報 53 農業構造改革の現段階』農林統計協会
- 谷口憲治（2006）「地域農業政策の展開と条件不利地域の集落営農」『農業法研究』第 41 号、19-33 頁
- 大隈満（2002）「戦後農政における『地域農政』の位置づけ」岸安彦編『農林漁業政策の新動向』農林統計協会
- 小田切徳美（2005）「地域農業の『組織化』と地域農政の課題」『農林業問題研究』第 40 卷第 4 号、369-380 頁
- 高橋明広・梅本雅（2007）「組織機能のシェアリングの視点からみた集落営農合併の意義と課題」『2007 年度農業経済学学会論文集』、105-112 頁
- 高橋明広・梅本雅（2010）「集落営農合併における営農情報ネットワークの重層的再編」『農業経営研究』第 48 卷第 3 号、1-10 頁
- 高橋明広・梅本雅（2012）「合併組織における吸收・併存・融合に関する試論：集落営農組織の合併を事例に」『農業経済研究』第 83 卷第 4 号、234-245 頁
- 高橋明広（2014）「中山間地域における集落営農の新たな展開」『関東東海農業経営研究』第

104 号、61-66 頁

宮武恭一（2007）「広域化・大規模化する集落営農の成果と意義」『農業経営研究』第 45 卷第 2 号、41-45 頁

加古敏之・初川信介（2007）「広域営農組合の現状と課題」『2007 年度日本農業経済学会論文集』83-89 頁

北川太一（2004）「農を基軸とする地域経営体の形成条件と展開方向」『農林業問題研究』第 39 卷第 4 号、345-356 頁

吉岡徹（2002）「集落営農組織の成立と展開」『日本の農業』221、農政調査委員会

梅本雅（2005）「水田農業構造改革と地域ビジョン」『農業経営研究』第 42 卷第 4 号、31-41 頁

秋葉節夫（2014）「集落営農法人の連携と再編」広島大学大学院総合化学研究科紀要 II 『環境科学研究』9、29-40 頁

伊庭治彦（2007）「『定住農業』と『農業定住』—中山間地域における集落営農の事業多角化の機能に関して—」『神戸大学農業経済』39、1-10 頁

竹山孝治（2007）「集落営農型法人における収益分配方式と経営分析指標」『島根県農業技術センター研究報告』37、25-40 頁

竹山孝治・山本善久（2010）「島根県における地域貢献型集落営農の評価システムと取組実態」『近畿中国四国農研農業研究経営』21、42-6 頁

小林恒夫（1990）「営農集団と地域農業」『日本の農業』17、農政調査委員会

津田涉（1993）「稲作生産組織の展開と日本型家族経営」磯辺俊彦編『危機における家族農業経営』日本経済評論社、122-149 頁

酒井富夫（2003）「集落営農の類型」『農村と都市をむすぶ』第 53 卷第 10 号、12 頁

新山陽子（1993）「集落営農の諸類型と経営体としての展開条件」『農業計算学研究』第 26 号、47-56 頁

高橋明広（2003）『多様な農家・組織間の連携と集落営農の発展』農林統計協会、27-36 頁

楠本雅弘（2002）「地域営農の組織・運営・経営管理」『現代農業』第 81 卷第 4 号、346-349 頁

谷口憲治（2008）「経営所得安定対策下における集落営農の展開—島根県における集落型農業法人連携を中心に—」『山陰研究』1、27-40 頁

柏雅之（2002）『条件不利地域再生の論理と政策』農林統計協会

今井裕作（2013）「島根県における地域貢献型集落営農の推進と新たな展開」『農林業問題研究』第 49 卷第 2 号、421-426 頁

谷口信和・李倫美（2006）『JA（農協）出資農業生産法人』農山漁村文化協会

- 稻本志良（2004）「集落営農の現代的意義と課題」金沢夏樹編『地域営農の展開とマネジメント』農林統計協会、12-23 頁
- 高橋明広（1996）「環境変化に対応した集落営農の組織再編方策に関する一考察」『農業経営研究』第 34 卷第 2 号、41-51 頁
- 田代洋一（2004）『日本農業の主体形成』筑波書房、298-308 頁
- 佐藤了（1997）「大区画圃場整備に伴う地域営農システム」『公庫月報』第 44 卷第 12 号、農林水産長期金融協会、4-9 頁
- 中村勝則（2001）「大区画圃場整備に伴う稲作生産組織形成と経営複合化に関する一考察」『2001 年度日本農業経済学会論文集』、35-40 頁
- 東山寛（2003）「東北地域における集落営農の特質と集団的土地利用」『2003 年度日本農業経済学会論文集』、151-156 頁
- 細山隆夫（1999）「北陸水田地帯における大規模借地経営の展開動向と地域性」『農業経営研究』第 37 卷第 2 号、37-40 頁
- 高橋明広（1990）「地域営農集団の展開における組織運営コスト」『農業経営研究』第 28 卷第 2 号、31-39 頁
- 小林元（2007）「集落営農組織の成立と展開」『日本の農業』221、農政調査委員会、1 頁
- 川本彰（1974）『農村投資の社会効果』龍溪書舎
- 安達生恒（1976）「農村危機の今日的様相」、『人間環境と農業』（農業と経済臨時増刊）、昭和堂
- 楠本雅弘（2010）『進化する集落営農』農文協会、194-207 頁
- 鳥越皓之（1993）『家と村の社会学』（増補版）世界思想社、70 頁

## 初出一覧

第3章 2016、「中山間地域の広域集落営農における諸生産要素の再配分」『農業経営研究』

第53巻第4号、25-30頁

第5章 2016、「農地の借り手市場条件下における集落営農法人の経営展開と地域営農再編」

『農業経営研究』第54巻第3号、31-36頁